

草加八潮消防組合

消防力の整備指針・消防施設整備計画

草加八潮消防組合
消防力の整備指針・消防施設整備計画

はじめに

草加八潮消防組合は、地域に密着した災害活動拠点機関として、社会構造の変化等に的確に対応した形で、複雑多様化する災害への対応力、装備・資機材の高度化、組織・財政運営の効率化など、広域化による消防体制の充実強化を図ることを目的に、平成27年10月1日に設立し、平成28年4月1日から草加市及び八潮市を管轄区域とする消防事務の共同処理を開始しました。

広域化後は、両構成市境の解消に伴う管轄区域の適正化により、実際の消防活動においては、災害地点に最も近い消防署所からの出動が可能となり、現場到着までの時間の縮減につながっています。全体としては保有する部隊が増え、初動時からの災害規模に応じた部隊の投入や二次的災害に備えた部隊の待機が可能となり、広域化前と比べ、被害の拡大防止の態勢が整えられるようになりました。その他にも組織的な規模の拡大に伴い、効果的な人事ローテーションが可能になったこと、消防活動を行う上で必要となる高度で特殊な装備や資機材の重複的な投資が回避でき、効率的で効果的な整備が可能になったことなど、広域化のスケールメリットを生かした消防力の充実強化が図られる環境が醸成されています。

しかしながら、現在の消防力の形態は、基本的には広域化前の両構成市の消防力を引き継いだ形で運用しており、近年では、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が立て続けに発生し、全国各地において尊い人命や財産が失われるなど、火災や事故等の災害に加え、こうした甚大な被害を及ぼす自然災害にも対応可能な消防力の強化が求められており、本組合に寄せられる管轄区域の住民の皆様からの期待は一層高まっています。

このような状況を踏まえ、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した最適な消防力を保持し、近年の複雑多様化する災害にも対応可能な消防力を確保していくため、中長期的な視点に立った消防力の全体像を明らかにするとともに、その整備方針と整備計画を示すなど、限られた財源の中においても、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、効率的で効果的な消防行政の運営と、それを支えるための盤石な消防体制の確立に向けた「草加八潮消防組合消防力の整備指針・消防施設整備計画」を策定しました。

今後も、管轄区域の住民の皆様が安心して暮らせる災害に強い安全なまちづくりの実現に向け、両構成市をはじめとする関係機関の皆様と一致団結してその負託に応えられるよう、消防力の充実強化を目指します。

目 次

■序章	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 対象施設	2
■第1章 施設白書	3
1 沿革・地勢・地域ごとの特性	3
1-1 沿革	3
1-2 地勢	6
1-3 地域ごとの特性	7
2 財政状況	10
2-1 財政規模の推移	10
3 人口	13
3-1 総人口・世帯数の推移	13
3-2 将来人口（平成27年～令和12年）	16
3-3 地域別人口	18
3-4 人口密度	22
4 災害の発生状況	25
4-1 管内全体	25
4-2 出勤区域別の現況	28
5 全施設の現況	35
5-1 施設数と面積	36
5-2 安全・安心の現況	36
【個別基礎施設データ一覧】	38
6 施設別の現況	41
6-1 竣工年	41
6-2 耐用年数	42
6-3 面積	44
6-4 大規模改修の実施状況	46
6-5 耐震改修の実施状況	48
6-6 劣化診断の実施状況	50
6-7 アスベストへの対応状況	52
6-8 耐震基準の状況	54
6-9 バリアフリーへの対応の状況	56

6-10 配置消防車両の状況.....	58
6-11 維持管理費の推移.....	60
6-12 職員.....	61
【個別基礎施設データ】.....	65
7 更新費用の推計.....	90
7-1 前提条件.....	90
7-2 概算費用の算出.....	90
8 課題整理.....	91
■第2章 消防力の整備指針.....	93
1 消防組織体制の充実強化.....	97
1-1 組織体制の基盤強化.....	97
1-2 適正な定員管理の推進.....	98
1-3 消防吏員の育成.....	101
1-4 大規模災害時の業務継続体制の確立.....	102
1-5 安全管理体制の強化.....	103
2 消防施設の充実強化.....	104
2-1 消防署所の整備推進.....	104
2-2 消防団施設の整備推進.....	109
2-3 消防水利施設の整備推進.....	111
3 消防資機材の充実強化.....	112
3-1 消防車両の整備推進.....	112
3-2 消防・救助資機材と装備品の整備推進.....	114
3-3 消防団車両・資機材・装備品の整備推進.....	115
4 消防情報通信体制の充実強化.....	117
4-1 通信指令体制の充実強化.....	117
4-2 通信指令設備の整備推進.....	119
5 火災予防体制の充実強化.....	120
5-1 火災予防活動体制の充実強化.....	120
5-2 火災調査活動体制の充実強化.....	122
5-3 防火安全対策の普及啓発.....	122
5-4 防火対象物の防火安全対策の充実強化.....	123
5-5 危険物施設の事故防止対策の充実強化.....	123
6 災害対応力の充実強化.....	124
6-1 指揮活動体制の充実強化.....	124
6-2 消防活動体制の充実強化.....	126

6-3 救助活動体制の充実強化	128
6-4 特殊災害活動体制の充実強化	130
7 救急救命体制の充実強化	132
7-1 救急活動体制の充実強化	132
7-2 救命率向上対策の充実強化	136
7-3 救急需要対策の充実強化	138
8 地域消防力の充実強化	139
8-1 構成市危機管理部署との連携体制の充実強化	139
8-2 消防団との連携体制の充実強化	140
8-3 自主防災組織等との連携体制の充実強化	142
9 広域連携体制の充実強化	143
9-1 広域連携支援体制の充実強化	143
9-2 民間事業者等との連携支援体制の充実強化	144
10 消防行財政運営の充実強化	145
10-1 消防局組織体制の充実強化	145
10-2 消防局の業務効率化の推進	147
10-3 安定的な消防行財政運営の推進	149
■第3章 消防施設整備計画	151
1 施設整備に関する基本的考え方	152
2 消防施設の整備方針と整備計画	157
2-1 消防施設の整備方針	157
2-2 消防施設の適正配置計画	172
2-3 消防施設保全計画	177
2-4 施設整備に係る改修費用の平準化	183
3 重点事業	184
■第4章 課題と今後の取組	193
1 課題と今後の取組方策	193

■序章

1 計画の位置づけ

草加八潮消防組合消防力の整備指針・消防施設整備計画（以下、「本計画」と呼びます。）は、草加八潮消防組合（以下、「本組合」と呼びます。）の基幹計画として、本組合設立後の新たな消防力の強化と均等化を図り、地域の実情に即した適切かつ適正な消防力を維持していくため、平成29年度に取り組んだ「草加八潮消防組合消防力適正配置等調査報告書（以下、「適正配置報告書」と呼びます。）の成果等を踏まえ、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策など、本組合の消防行政としての責任を果たすために必要な消防力の整備目標と整備指針、本整備指針に基づく消防施設の整備計画を策定するものです。

2 計画の期間

本計画策定から10年間を目標に各種事務事業に取り組みます。なお、刻々と変化する消防を取り巻く環境に適切に対応していくため、適宜本計画の見直しを行います。

3 対象施設

本計画では、本組合が所有または使用し、管理する消防施設として、以下に掲載する全てを対象とします。なお、救急ステーションは、草加市立病院の所管する施設のため除きます。

図表 1 対象施設

1 草加八潮消防局・草加消防署	25 八潮市消防団第1分団第1部
2 草加消防署西分署	26 八潮市消防団第1分団第2部
3 草加消防署青柳分署	27 八潮市消防団第1分団第3部
4 草加消防署青柳分署化学車庫	28 八潮市消防団第1分団第4部
5 草加消防署北分署	29 八潮市消防団第1分団第5部
6 草加消防署谷塚ステーション	30 八潮市消防団第1分団第6部
7 八潮消防署（指令センター含む）	31 八潮市消防団第2分団第1部
8 八潮消防署訓練塔A棟	32 八潮市消防団第2分団第2部
9 八潮消防署訓練塔B棟	33 八潮市消防団第2分団第3部
10 八潮消防署車両車庫	34 八潮市消防団第2分団第4部
11 草加市消防団第1分団第1部	35 八潮市消防団第2分団第5部（詰所）
12 草加市消防団第1分団第2部	36 八潮市消防団第2分団第5部（車庫）
13 草加市消防団第1分団第3部	37 八潮市消防団第2分団第6部
14 草加市消防団第2分団第1部	38 八潮市消防団第2分団第7部
15 草加市消防団第2分団第2部	39 八潮市消防団第3分団第1部
16 草加市消防団第2分団第3部	40 八潮市消防団第3分団第2部
17 草加市消防団第3分団第1部	41 八潮市消防団第3分団第3部
18 草加市消防団第3分団第2部	42 八潮市消防団第3分団第4部
19 草加市消防団第3分団第3部	43 八潮市消防団第3分団第5部（詰所）
20 草加市消防団第4分団第1部	44 八潮市消防団第3分団第5部（車庫）
21 草加市消防団第4分団第2部	45 八潮市消防団第3分団第6部
22 草加市消防団第4分団第3部	
23 草加市消防団第5分団第1部	
24 草加市消防団第5分団第2部	

■第1章 施設白書

1 沿革・地勢・地域ごとの特性

1-1 沿革

1-1-1 本組合の沿革

消防の広域化については、消防力の充実強化を図るため、平成18年に消防組織法に位置づけられるとともに、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）が策定され、令和6年4月1日を推進期限として、各般の取組を進めることとされました。

埼玉県では、消防に係る住民サービスの向上や消防基盤の強化を目的として、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、消防の広域化を進めていました。こうした状況の中、本組合の構成市にあっては、変化する都市構造に対応するため、消防体制の充実強化に努めてきましたが、高齢化率の顕著化や地球環境の変化による類例を見ない大規模な気象災害の多発等、消防体制の充実強化の進捗を上回るスピードで災害発生リスクが高まっています。また、安全・安心なまちづくりを推進していくためには、それぞれの地域における消防体制の充実強化の取組を継続する必要は勿論のこと、近年の災害発生状況を勘案した場合、自治体の枠を超えた広域的な連携についても検討する必要があるとの考えから、平成25年4月に「草加市及び八潮市消防広域化協議会」を設立し、消防広域化の協議を開始し、様々な議論を重ねてきました。

そして、平成26年2月5日草加市・八潮市が消防広域化重点地域に指定されたことを受け、消防組織の規模を大きくすることによる様々なスケールメリットを生かした消防体制の充実強化を図ることを目的に、平成27年10月1日に草加八潮消防組合が設立し、平成28年4月1日から消防事務の共同処理を開始しました。

図表 2 構成市の位置



図表 3 消防組合の年表

年月	内容
平成 18 年 6 月	消防組織法に「消防広域化」が規定
平成 20 年 3 月	埼玉県消防広域化推進計画が策定
平成 25 年 4 月 1 日	草加市及び八潮市消防広域化協議会の設置 (平成 25 年 4 月から全 89 回の会議を開催)
平成 26 年 2 月 5 日	草加市・八潮市が消防広域化重点地域に指定 (県内初)
平成 27 年 1 月 30 日	草加市・八潮市広域消防運営計画の策定 広域化の議案を両市議会に提出することの合意
平成 27 年 3 月	両市議会の広域化の議決
平成 27 年 3 月 27 日	草加市・八潮市消防広域化調印式
平成 27 年 4 月 23 日	埼玉県知事から「草加八潮消防組合設立許可書」が交付
平成 27 年 10 月 1 日	草加八潮消防組合設立
平成 28 年 2 月 1 日	平成 28 年第 1 回草加八潮消防組合議会定例会 (4 月 1 日の消防業務開始に向けた議案を提出)
平成 28 年 4 月 1 日	草加八潮消防局・草加消防署・八潮消防署発足

1-1-2 構成市の沿革概要

■まちの成り立ち

草加市：江戸時代より日光街道の第2の宿場町として栄え、街道を中心にまちが発展。

八潮市：かつては江戸の穀倉地帯であり、米や野菜の生産を中心とする純農村として栄える。

昭和30年（草加市）草加町、谷塚町、新田村の合併により草加町が誕生。

昭和31年（八潮市）八條村・潮止村・八幡村の合併により八潮村が誕生。

昭和33年（草加市）県内で21番目に市制を施行。

昭和37年（草加市）東武伊勢崎線と営団地下鉄（現東京メトロ）日比谷線の相互乗り入れ開始。

昭和47年（八潮市）県内で34番目に市制を施行。

昭和40年代後半～（草加市・八潮市）人口が急激に増加

平成16年（草加市）全国で40番目の特例市に移行。

平成17年（八潮市）つくばエクスプレス八潮駅の開業。駅周辺の大規模な基盤整備が進む。

草加市：平成31年1月1日現在の人口は248,488人（県内6位）、世帯数は116,123世帯（県内6位）となっています。

八潮市：平成31年1月1日現在の人口は90,861人（県内34位）、世帯数は42,479世帯（県内33位）となっています。

1-2 地勢

本組合の管轄区域は、都心から約 15km 圏、埼玉県東部に位置し、中川、綾瀬川、圀川、伝右川、毛長川といった一級河川や葛西用水など大小様々な川が流れる平坦な地形となっています。面積は 45.48 km²（草加市：27.46 km²、八潮市：18.02 km²）で市街化区域^{※1}は 38.10 km²（草加市：25.02 km²、八潮市：13.08 km²）と管轄区域の約 80%を占めています。また、交通アクセスとして、鉄道網では、草加市内には都心や県東部の北部方面に連絡する東武伊勢崎線の 4 駅があり、路線は市の中心部を南北に縦断しています。八潮市内には、都心や茨城県方面に連絡するつくばエクスプレスの八潮駅があり、路線は市の南部を東西に横断しています。道路網では、両市の北部を東京外かく環状道路・国道 298 号が東西に横断し、草加市内には草加インターチェンジがあり、東京外かく環状道路を起点に東埼玉道路が両市の市境を縦断しています。また、草加市には、国道 4 号草加バイパスが草加市西部を縦断しており、八潮市には、東西方向に首都高速道路三郷線、南北方向に八潮越谷線（産業道路）が通り、これらの交差する地点に八潮南ランプが整備されています。本組合の管轄区域は、これら広域幹線道路を骨格とした道路網が形成されています。

また、草加市、八潮市においては、市街地における火災の危険を防除するため、建物を構造の面から規制する防火地域^{※2}または準防火地域^{※3}が指定されています。

図表 4 組合管内における防火地域・準防火地域の面積及び全体に占める割合

	草加市		八潮市		合計	
面積	27.46		18.02		45.48	
防火地域面積	0.326	1.2%	0.139	0.8%	0.465	1.0%
準防火地域面積	0.236	0.9%	0.284	1.6%	0.520	1.1%

出典：国土交通省 平成 29 年都市計画現況調査
平成 29 年 3 月 31 日時点

※1 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

※2 防火地域：「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」（都市計画法第九条 21 項）として、主に駅前の市街地や住宅密集市街地、幹線道路沿線などが指定される。建築基準法により 3 階以上の建物は耐火建築物であることが要求されるなど、火災を防止するための特に厳しい建築制限が課せられている。

※3 準防火地域：「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」（都市計画法第九条 21 項）として、主に密集市街地、幹線道路沿線などが指定される。建築基準法により 4 階以上の建物は耐火建築物であることが要求されるなど、防火地域に次ぐ耐火性能が求められている。

1-3 地域ごとの特性

本組合が管理する常備消防施設^{※1}は、草加市内に、1署3分署1ステーション（所）、八潮市内に1署の計6署所を配置しています。草加消防署と八潮消防署には、本組合の消防局機能^{※2}として消防局が配置されています。また、草加市立病院内に救急ステーションを設置しており、医療機関と消防機関とが連携した救急業務を展開しています。

警防活動を行う警防出動区域と救急活動を行う救急出動区域が、一部の地域を除き町丁目ごとに定められており、本組合の広域化後、草加市の稲荷の一部地域は、八潮消防署の警防・救急出動区域に、また、八潮市の八條及び南後谷の一部地域は、草加消防署、青柳分署の警防・救急出動区域となっています。

非常備消防施設^{※3}は、草加市内に、5分団計14部、八潮市内に3分団計19部あります。

※1 常備消防施設：消防局・消防署、分署、ステーションといった常勤の消防職員や消防車両が待機する施設。

※2 消防局機能：主な機能として①指令、②災害対策本部・警防本部、③総務、④警防、⑤予防、⑥議会・監査等の業務を担っている。

※3 非常備消防施設：消防団機械器具置場等、非常勤の消防団員の活動拠点や消防団車両が待機する施設。

1-3-1 草加消防署管内の地域特性

草加消防署管内は、本組合の管轄区域の中心部に位置し、南北方向に足立越谷線、東西方向に草加流山線及びさいたま草加線が通り、東武伊勢崎線の獨協大学前<草加松原>駅が管内の北部、東武伊勢崎線の草加駅が管内の西端にあります。区域の中心を一級河川である綾瀬川が流れています。救急出動区域において、管内の一部は救急ステーション区域です。

草加消防署は、足立越谷線に面して立地しています。

1-3-2 草加消防署西分署管内の地域特性

草加消防署西分署の管内は、本組合の管轄区域の西部に位置し、南北方向に国道4号草加バイパス、東西方向にさいたま草加線が通り、草加駅が管内の東端にあります。救急出動区域において、管内の一部は救急ステーション区域です。

草加消防署西分署は、国道4号草加バイパスに面して立地しています。

1-3-3 草加消防署青柳分署管内の地域特性

草加消防署青柳分署の管内は、本組合の管轄区域の北東部に位置し、南北方向に東埼玉道路、東西方向に東京外かく環状道路・国道298号が通っています。管内の東を中川、西を綾瀬川といった一級河川が流れています。

また、管内の南部には八潮消防署の区域にかけて草加八潮工業団地があり、工業地が集積しています。草加消防署青柳分署は、国道298号と東埼玉道路の交差部の北西に立地しています。

1-3-4 草加消防署北分署管内の地域特性

草加消防署北分署の管内は、本組合の管轄区域の北西部に位置し、南北方向に国道4号草加バイパス、東西方向に東京外かく環状道路・国道298号が通り、草加インターチェンジが管内の中央に、東武伊勢崎線の新田駅が管内の東部にあります。区域の西を一級河川である伝右川が流れています。

草加消防署北分署は、国道4号草加バイパスに面して立地しています。

1-3-5 草加消防署谷塚ステーション管内の地域特性

草加消防署谷塚ステーションの管内は、本組合の管轄区域の南西部に位置し、南北方向に国道4号草加バイパスと足立越谷線が通り、東武伊勢崎線の谷塚駅が管内の中央にあります。

草加消防署谷塚ステーションは、国道4号草加バイパスと足立越谷線の間立地に立地しています。

1-3-6 八潮消防署管内の地域特性

八潮消防署の管内は、本組合の管轄区域の東部に位置し、南北方向に伊草大原線、東西方向に草加三郷線、首都高速道路三郷線が通り、八潮南ランプとつくばエクスプレスの八潮駅が管内の南部にあります。管内の東を中川、西を綾瀬川、南を圀川といった一級河川が流れています。また、管内の北部には、青柳分署の管内にかけて草加八潮工業団地があり、工業地が集積しています。

八潮消防署は、柳之宮木曾根線に面して立地しています。

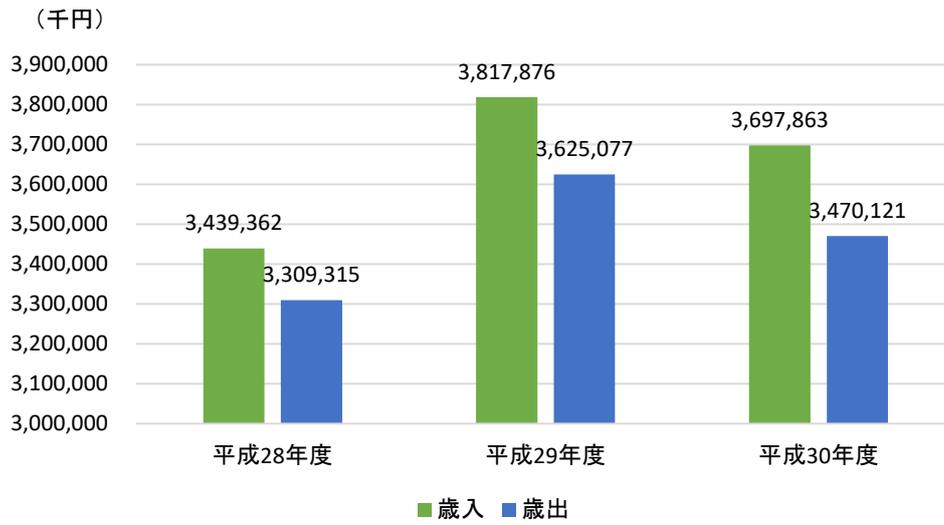
2 財政状況

2-1 財政規模の推移

2-1-1 過去3年間の歳入歳出総額（決算額）の推移

本組合の平成30年度の歳入決算額は36億9,786万円、歳出決算額は34億7,012万円となっています。

図表6 本組合業務開始後3年間歳入歳出（決算額）



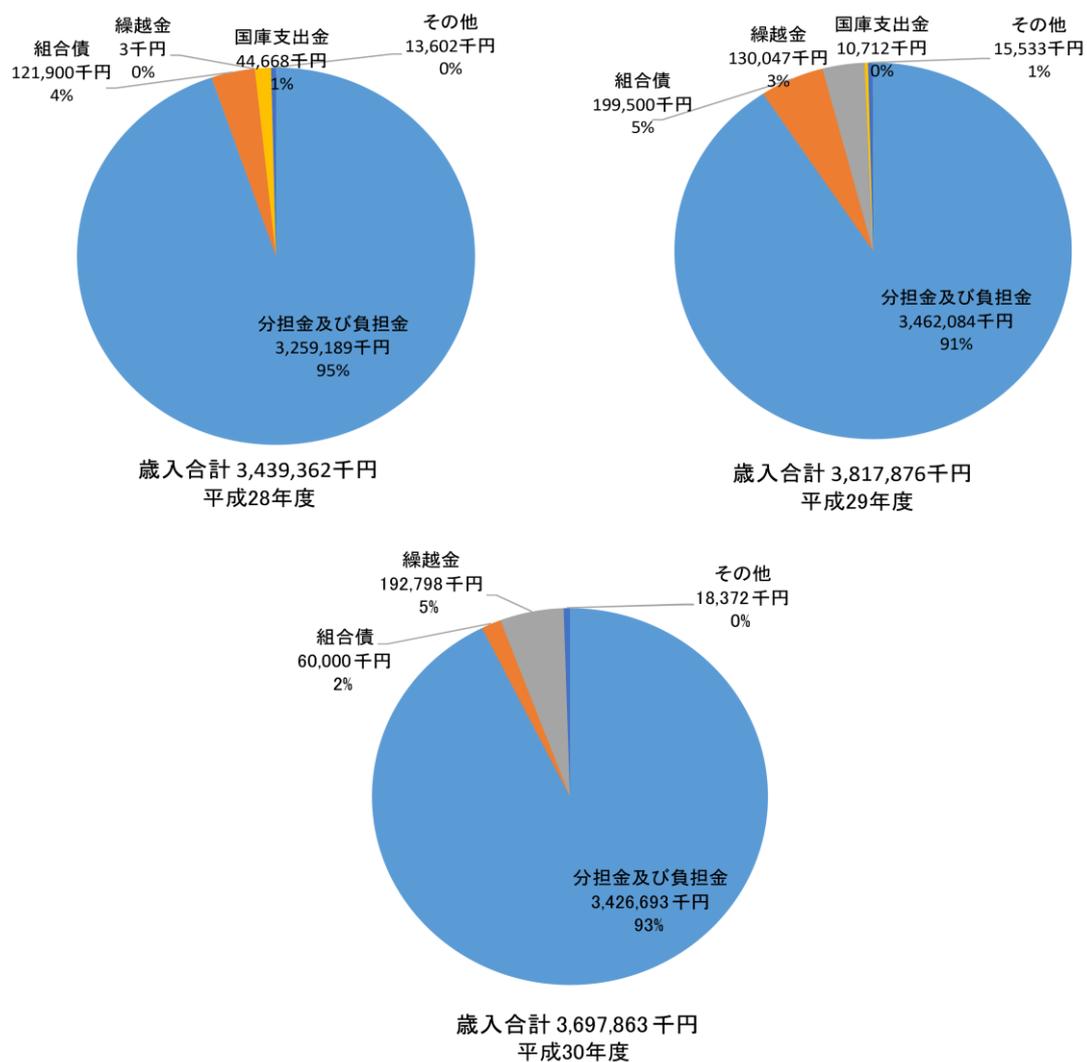
出典：平成28年度、平成29年度、平成30年度草加八潮消防組合一般会計歳入歳出決算書

2-1-2 歳入

本組合の平成 30 年度の歳入決算額は 36 億 9,786 万円となっています。

平成 30 年度の歳入決算額の内訳では、「分担金及び負担金」が全体の 9 割（93%：34 億 2,669 万円）を占めており、組合の歳入の大部分は構成市からの負担金によって成り立っています。

図表 7 歳入内訳



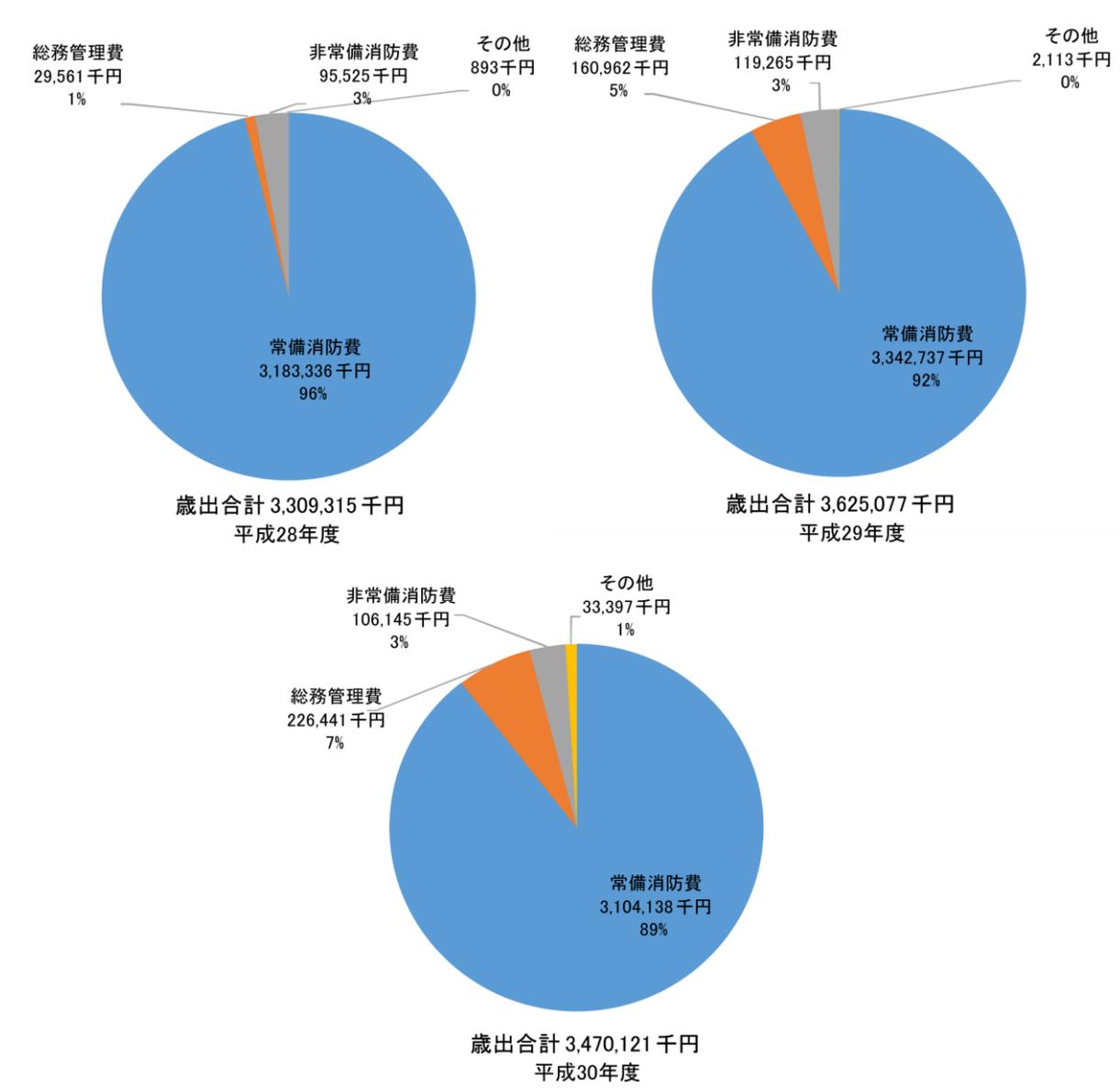
出典：平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度草加八潮消防組合一般会計歳入歳出決算書

2-1-3 歳出

本組合の平成30年度の歳出決算額は34億7,012万円となっています。

平成30年度の歳出決算額の内訳では、「常備消防費」が全体の約9割（89%：31億414万円）を占めており、次いで、「総務管理費」（7%：2億2,644万円）、「非常備消防費」（3%：1億615万円）となっています。

図表8 歳出内訳



出典：平成28年度、平成29年度、平成30年度草加八潮消防組合一般会計歳入歳出決算書

3 人口

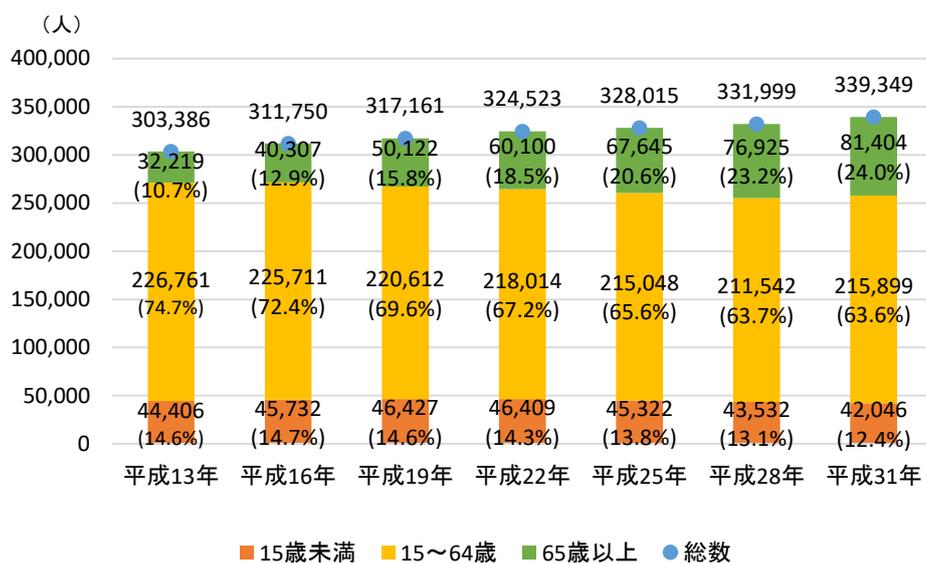
3-1 総人口・世帯数の推移

3-1-1 人口の推移（平成13年～平成31年）

① 構成市全体

構成市全体の人口は、平成31年に339,349人となり、直近10年間の人口は増加傾向にある一方で、15～64歳の人口（生産年齢人口）は横ばいで推移、65歳以上の人口は増加していることから高齢化が進行しています。

図表9 構成市人口の推移（平成13年～平成31年）

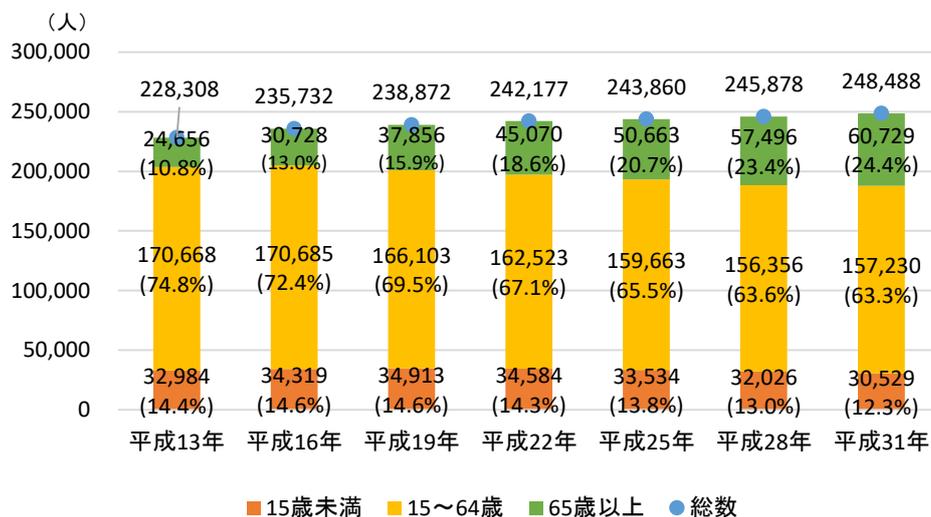


出典：構成市出典資料の積算 基準日各年1月1日

② 草加市

草加市の人口は、平成31年に248,488人となり、直近10年間の人口は堅調な推移にある一方で、15～64歳の人口（生産年齢人口）は横ばいで推移し、65歳以上の人口は増加していることから高齢化が進行しています。

図表 10 草加市人口の推移（平成13年～平成31年）

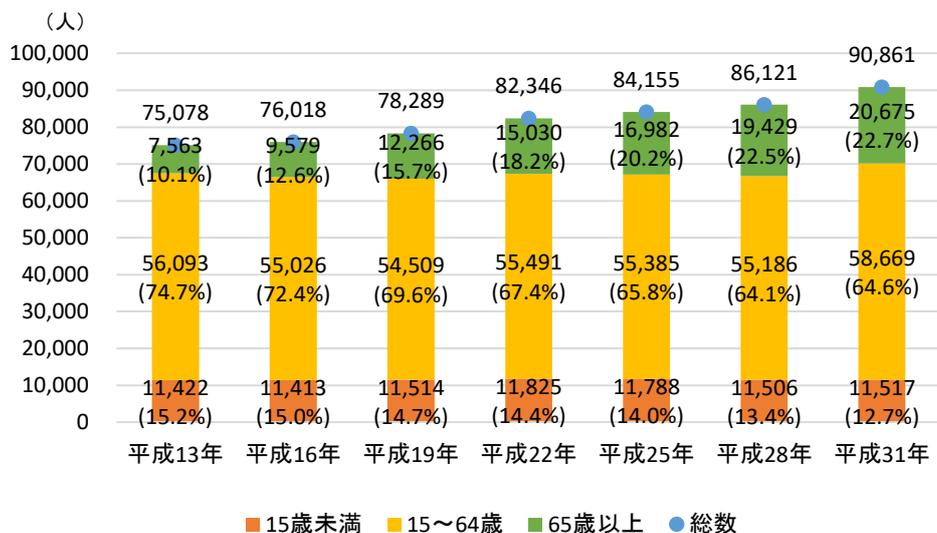


出典：草加市統計書 基準日各年1月1日

③ 八潮市

八潮市の人口は、平成31年に90,861人となり、直近10年間の人口は増加傾向にある一方で、15～64歳の人口（生産年齢人口）は横ばいで推移し、65歳以上の人口は増加していることから高齢化が進行しています。

図表 11 八潮市人口の推移（平成13年～平成31年）

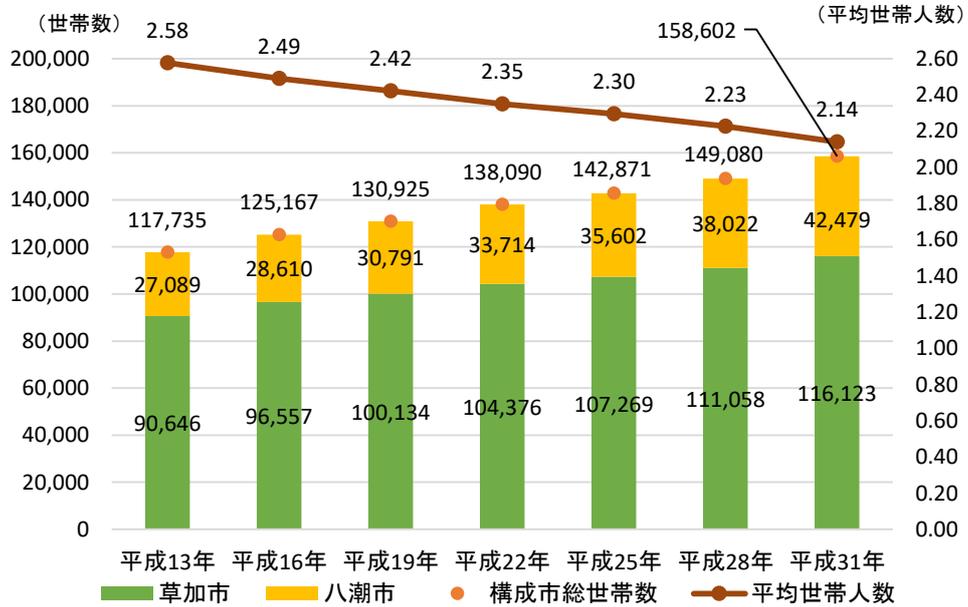


出典：八潮市企画経営課 平成31年1月1日現在人口統計資料八潮市人口ピラミッド 基準日各年1月1日

3-1-2 世帯数の推移

草加市、八潮市ともに世帯数は増加傾向にあります。一帯平均人数は減少傾向にあります。

図表 12 世帯数の推移（平成 13 年～平成 31 年）



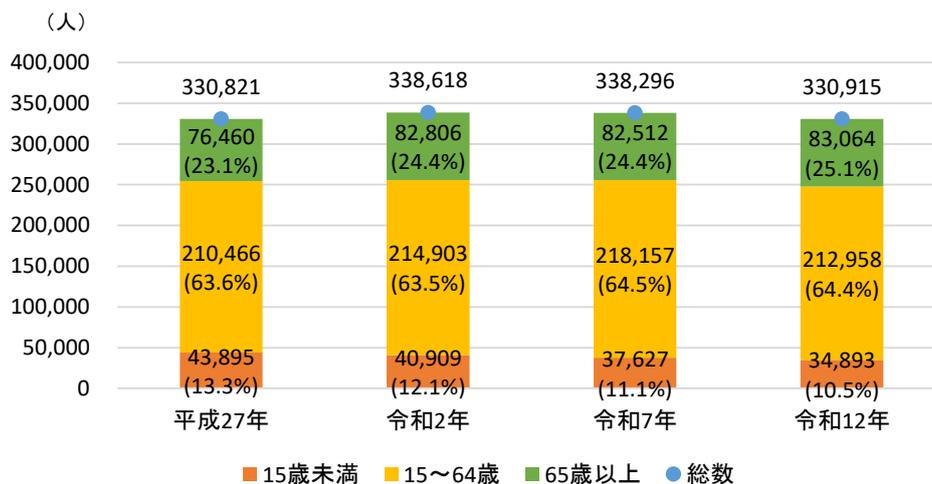
出典：草加市統計書、八潮市企画経営課 平成 31 年 1 月 1 日現在人口統計資料八潮市 平成 13 年～平成 22 年 市内住居別人口統計表平成 25 年～平成 31 年 町・字別・世帯人口表（全住民）基準日各年 1 月 1 日

3-2 将来人口（平成27年～令和12年）

① 構成市全体

令和2年までは、人口は増加傾向にありますが、その後、減少が見込まれます。また令和2年以降は、高齢化率が徐々に上昇していくことが見込まれます。

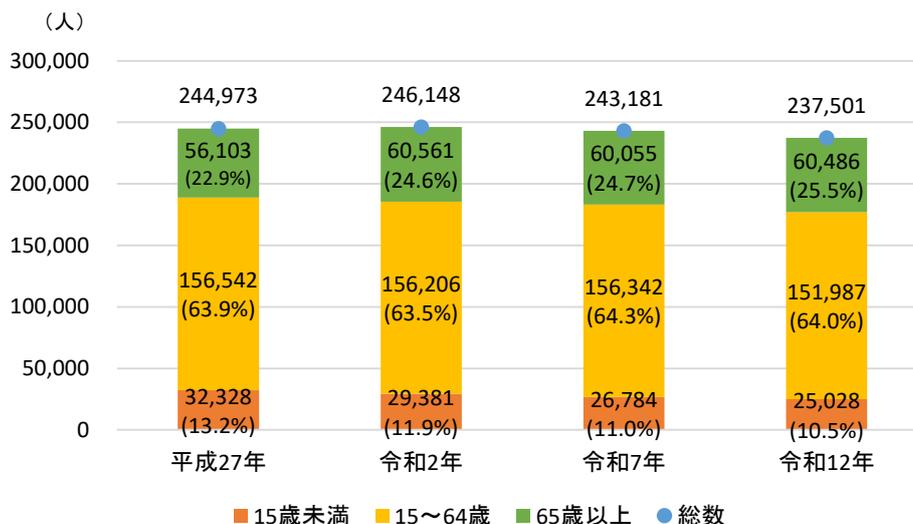
図表 13 構成市の将来人口（平成27年～令和12年）



② 草加市

人口が減少傾向にあり、15～64歳の人口（生産年齢人口）の割合が落ち込み、65歳以上比率が上昇することで高齢化率が上昇することが見込まれます。

図表 14 草加市の将来人口（平成27年～令和12年）

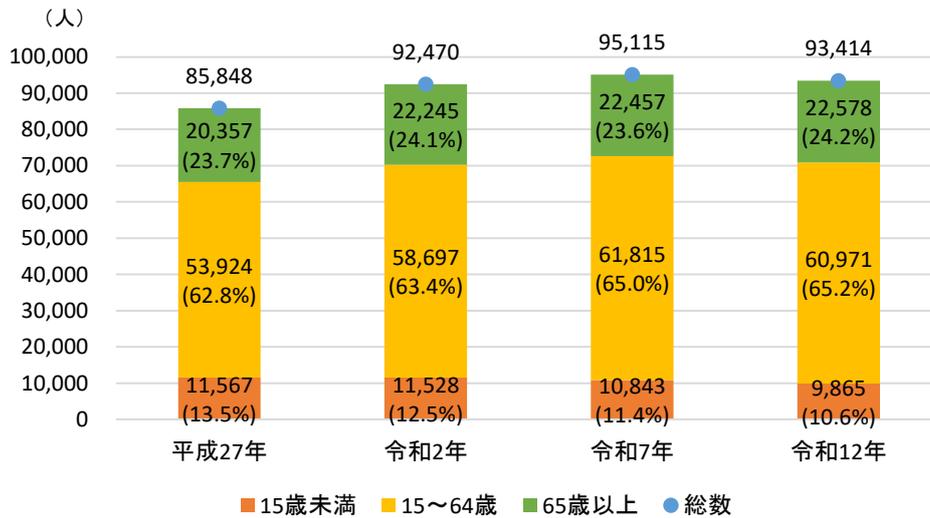


出典：平成27年 草加市人口ビジョン（平成28年3月）、令和2年以降 草加市将来人口推計（平成30年10月）

③ 八潮市

人口は、令和7年まで増加を続け、その後減少する見込みです。また、15～64歳の人口（生産年齢人口）の割合も落ち込み、65歳以上比率が上昇することで、高齢化率が上昇することが見込まれます。

図表 15 八潮市の将来人口（平成27年～令和12年）



注：年齢3区分の数を人口ビジョンの年齢3区分ごとの人口割合から算出しているため、小数点処理により総人口と合わないことがある。

出典：八潮市人口ビジョン（平成28年3月）

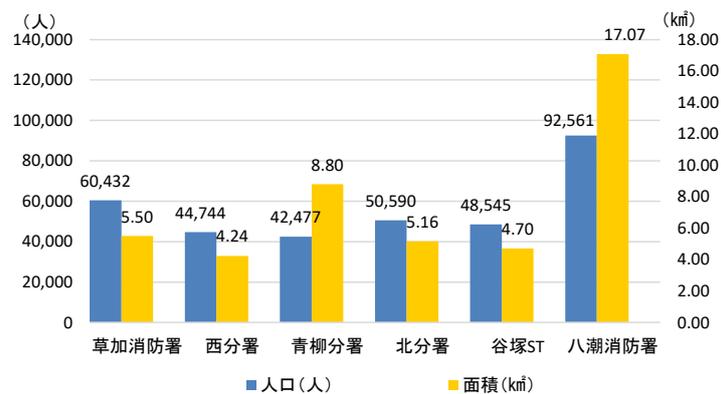
3-3 地域別人口

3-3-1 警防出動区域

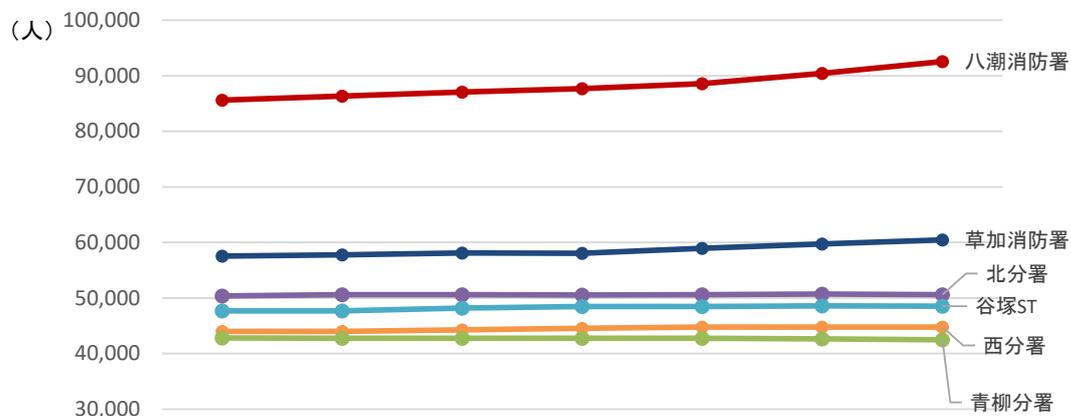
警防出動区域の人口を見ると、八潮消防署の警防出動区域の人口が92,561人と他の署所の約2倍となっています。次に草加消防署の警防出動区域の人口が60,432人と多く、最も少ない区域は青柳分署の42,477人です。

警防出動区域の人口の推移を見ると、草加市に立地する署所の警防出動区域の人口はほぼ横ばいですが、八潮消防署の警防出動区域の人口は増加傾向にあります。

図表 16 警防出動区域 人口・面積（平成31年1月1日現在）



図表 17 警防出動区域 人口推移（平成25年～平成31年）

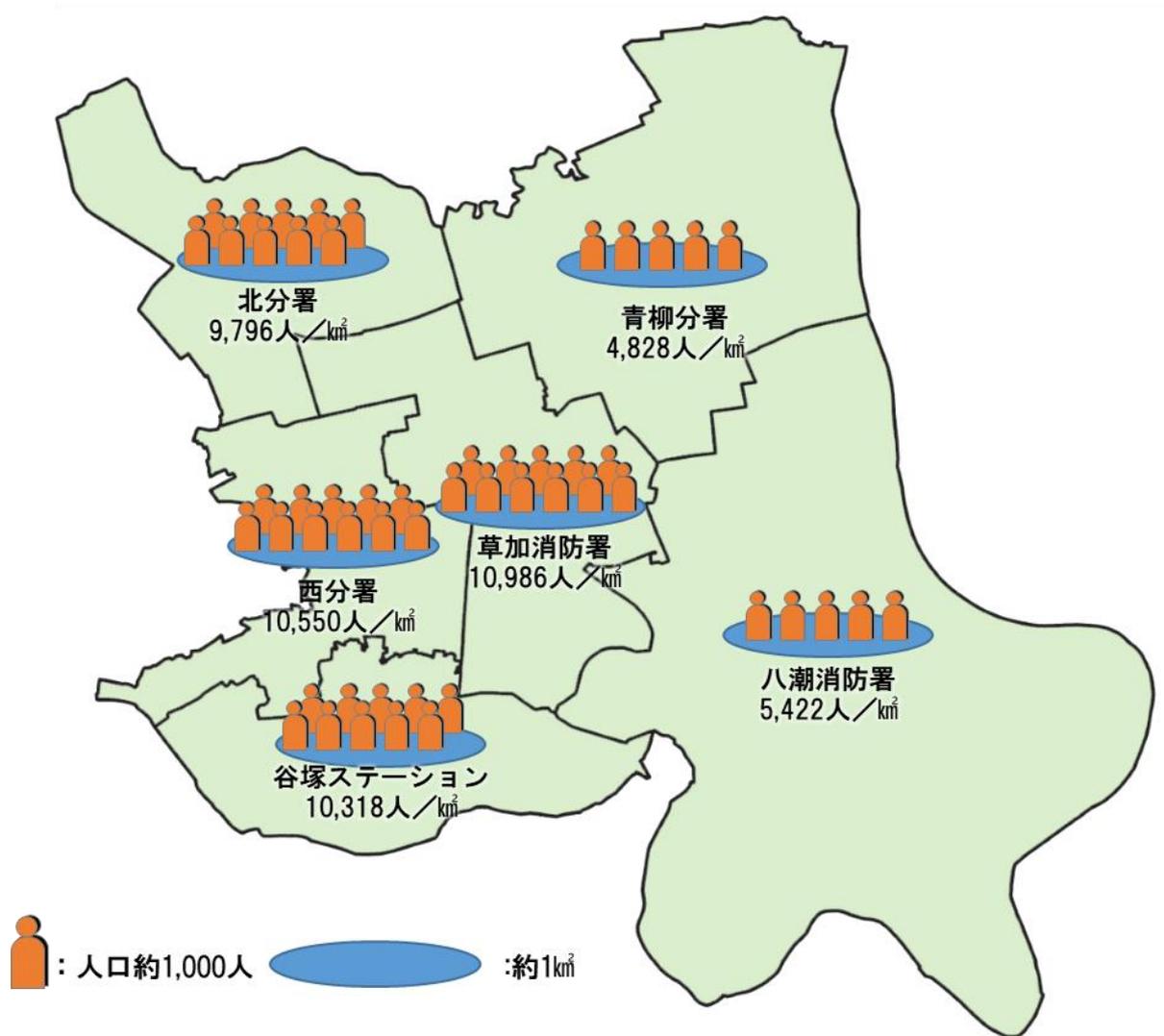


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
草加消防署	57,523	57,768	58,080	58,047	58,968	59,722	60,432
西分署	44,010	44,009	44,259	44,551	44,792	44,775	44,744
青柳分署	42,834	42,738	42,766	42,744	42,749	42,648	42,477
北分署	50,354	50,585	50,579	50,533	50,576	50,715	50,590
谷塚ST	47,672	47,711	48,177	48,462	48,464	48,580	48,545
八潮消防署	85,622	86,368	87,084	87,662	88,572	90,446	92,561

注：人口は草加八潮消防組合警防規程(平成30年1月24日消防局訓令第1号)に基づく警防(または救急)出動区域に含まれる町丁目ごとに集計を行った。八潮市南後谷及び八條の一部は、草加消防署、青柳分署の出動区域のため面積割で算出。
 出典：草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別人口統計表／八潮市 基準日各年1月1日

人口密度については、草加消防署、西分署、北分署、谷塚ステーションの区域の人口密度が10,000人/㎢前後であるのに対して、青柳分署と八潮消防署の人口密度は約半分の5,000人/㎢前後と人口密度が低い状況にあります。

図表 18 警防出動区域 人口密度

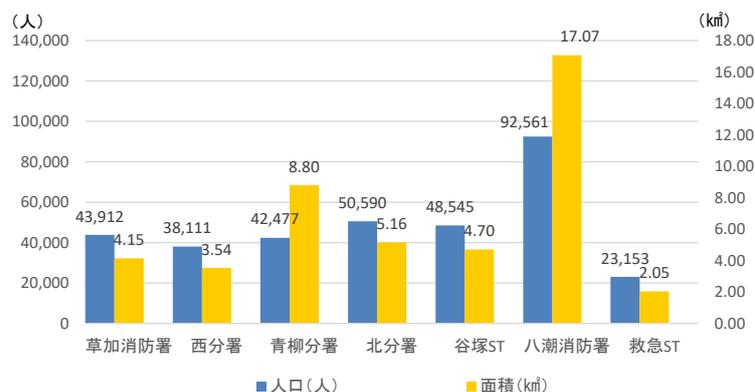


出典：草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別 人口統計表／八潮市 基準日各年1月1日

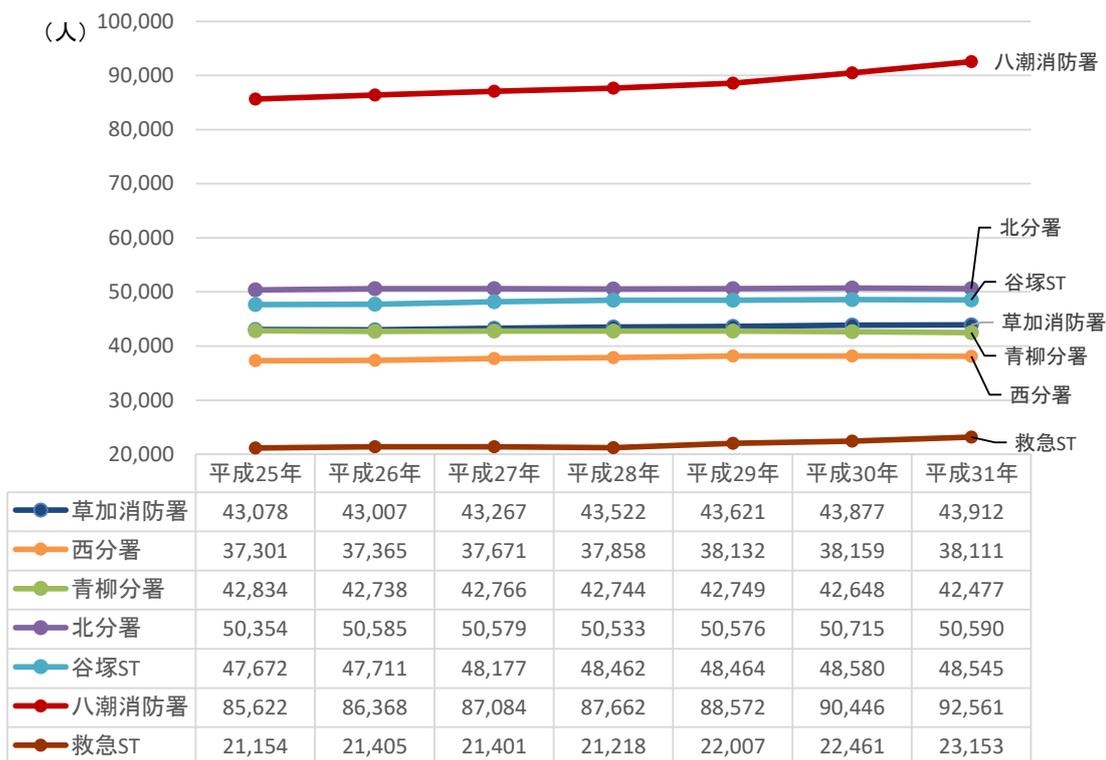
3-3-2 救急出動区域

救急出動区域の人口を見ると、八潮消防署の救急出動区域の人口が92,561人と他の署所の約2倍となっています。次に北分署の救急出動区域の人口が50,590人と多く、最も少ない区域は救急ステーションの23,153人です。

図表 19 救急出動区域 人口・面積（平成31年1月1日現在）



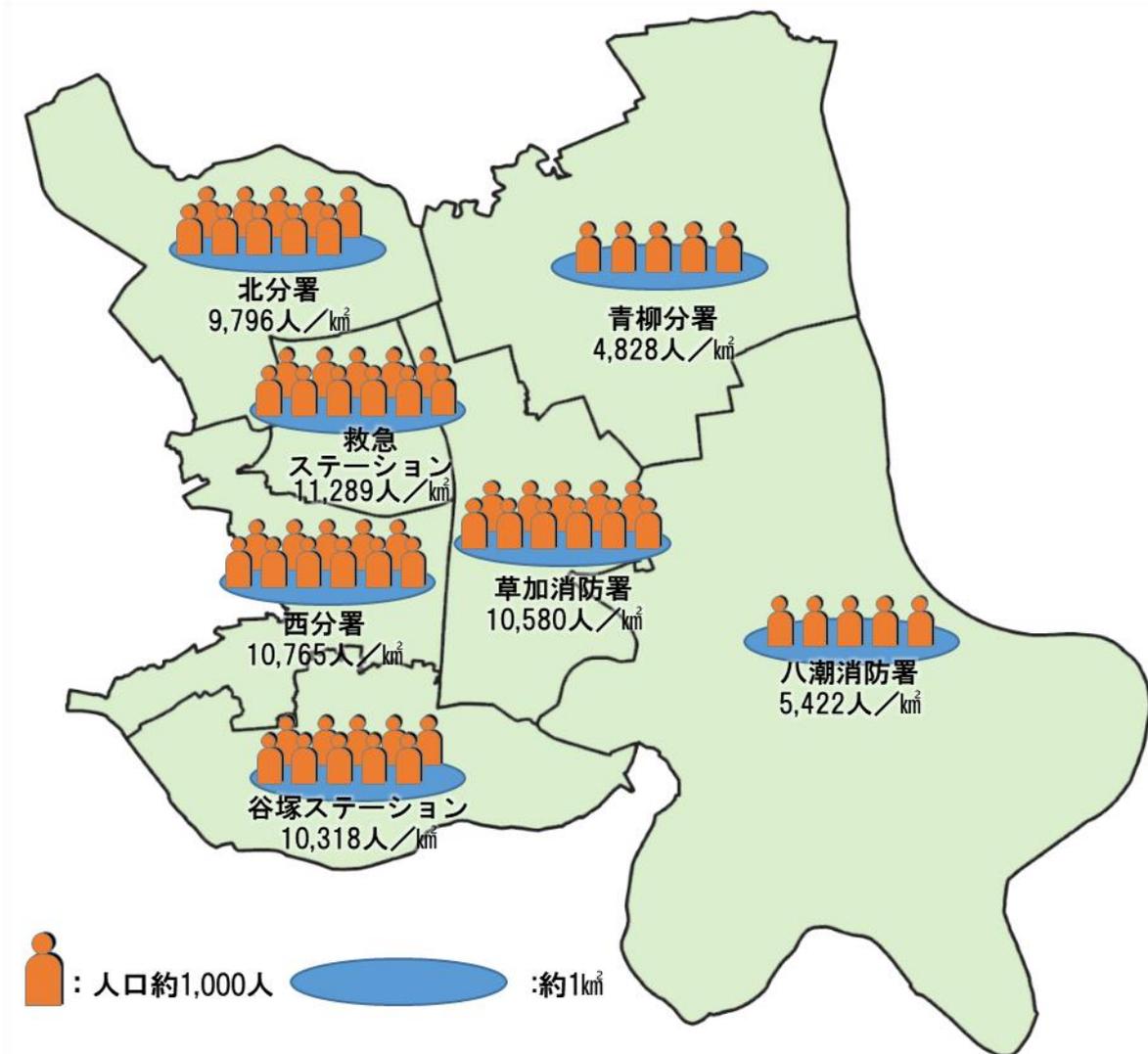
図表 20 救急出動区域 人口推移（平成25年～平成31年）



注：人口は草加八潮消防組合警防規程(平成30年1月24日消防局訓令第1号)に基づく警防(または救急)出動区域に含まれる町丁目ごとに集計を行った。八潮市南後谷及び八條の一部は、草加消防署、青柳分署の出動区域のため面積割で算出。
 出典：草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別人口統計表／八潮市 基準日各年1月1日

人口密度については、草加消防署、西分署、北分署、谷塚ステーション、救急ステーションの区域の人口密度が 10,000 人/km²前後であるのに対して、青柳分署と八潮消防署の人口密度は約半分の 5,000 人/km²前後と人口密度が低い状況にあります。

図表 21 救急出動区域 人口密度



出典：草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別 人口統計表／八潮市 基準日各年 1 月 1 日

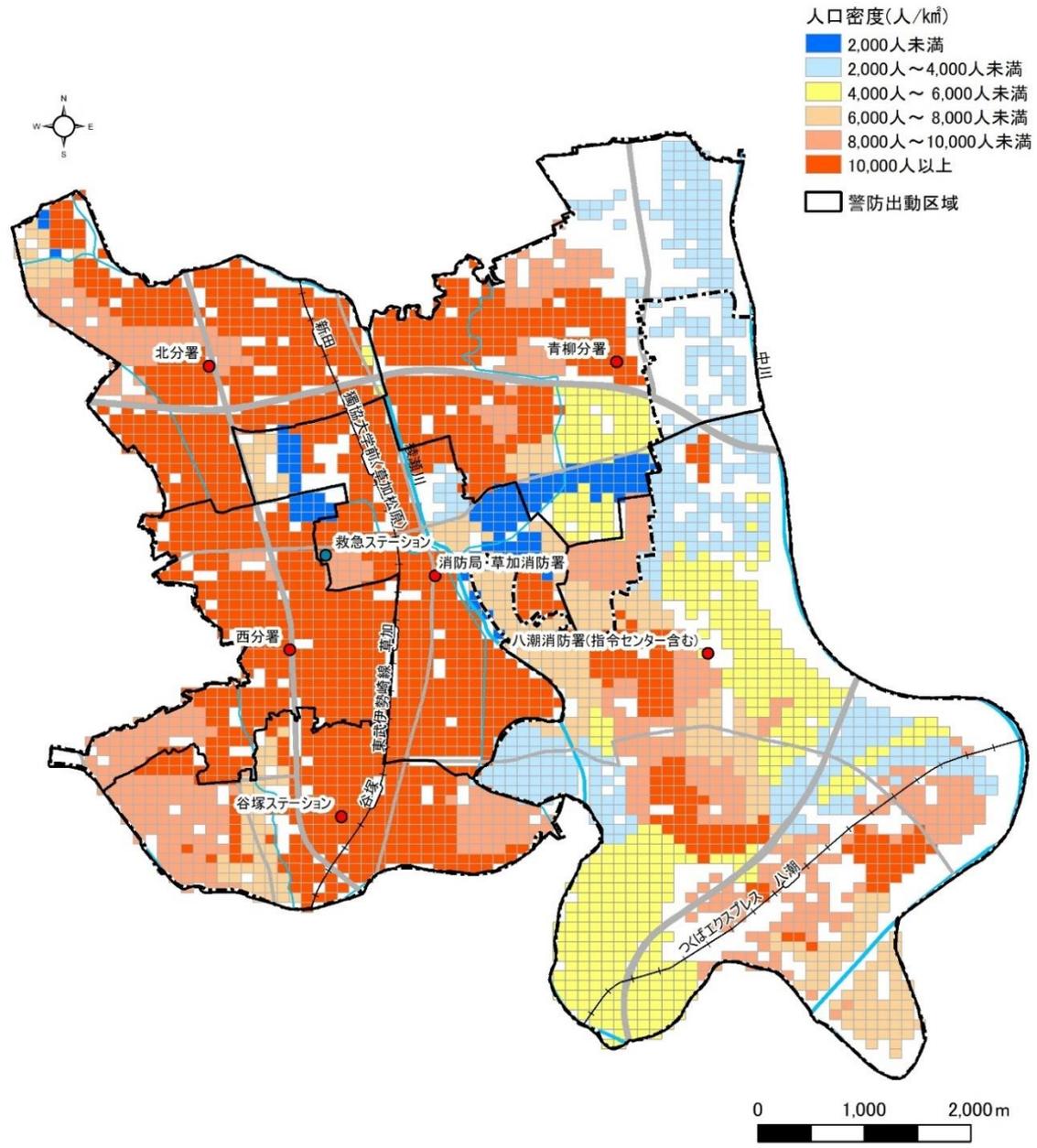
3-4 人口密度

平成27年国勢調査による100mメッシュ(約100m四方、約1ha)当たりの人口の分布状況を見ると、草加消防署、西分署、北分署、谷塚ステーションの区域のメッシュにおいては、赤色を示すメッシュが多く、高密度な市街地を形成しています。

他の署所より比較的人口密度の低い青柳分署と八潮消防署は、部分的に人口が集中しています。青柳分署は、区域の東側は低密度ですが、それ以外の地域に集中して人口が集積しています。八潮消防署は、八潮消防署の周辺から八潮駅にかけての区域の中心とつくばエクスプレス沿線の区域の南側に人口が集積しています。

人口密度については、草加消防署、西分署、北分署、谷塚ステーションの区域の人口密度が10,000人/km²前後であるのに対して、青柳分署と八潮消防署の人口密度は約半分の5,000人/km²前後の区域が散見され、ばらつきが見られます。

図表 22 人口密度（平成 27 年度）

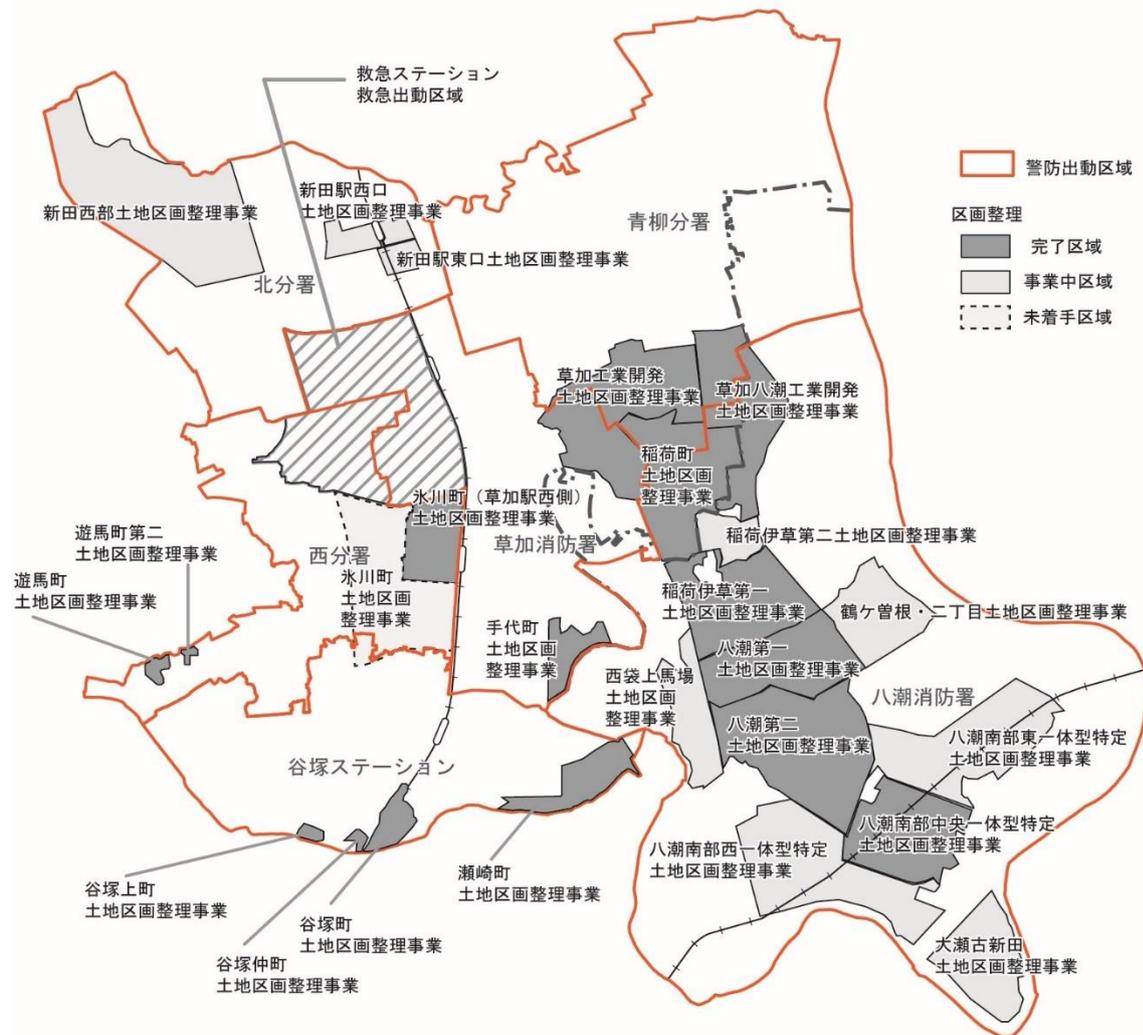


出典：平成 27 年国勢調査

■参考 土地区画整理事業

管轄区域内では現在も土地区画整理事業が実施されており、当該地域においては今後も人口増加が見込まれます。

図表 23 土地区画整理事業区域（県・市・都市再生機構による施行）



4 災害の発生状況

4-1 管内全体

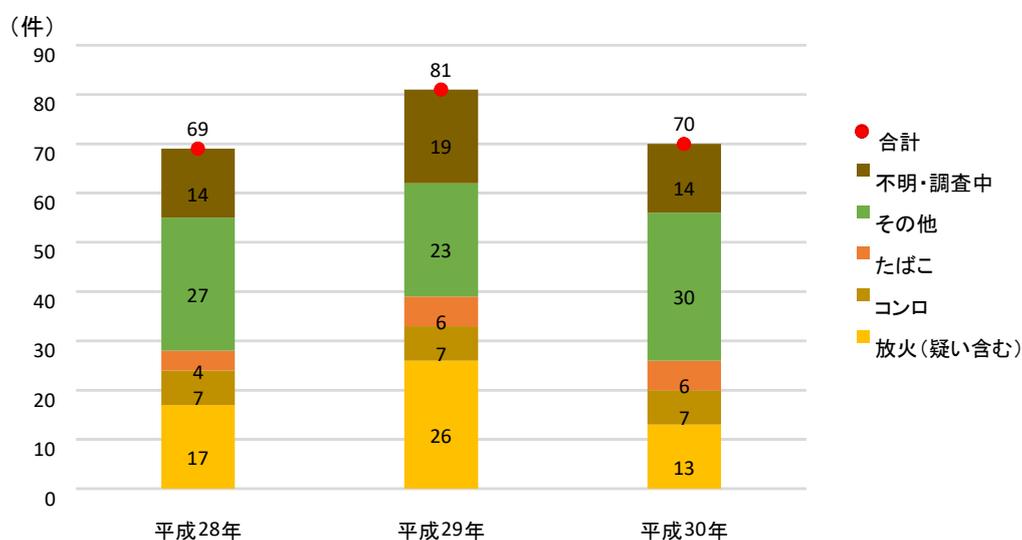
4-1-1 消防（火災）

平成28年から平成30年にかけての火災は、年間約70～80件程度発生しています。

火災の原因としては、発火や爆発等のその他の火災、放火（疑い含む）が多くを占めています。

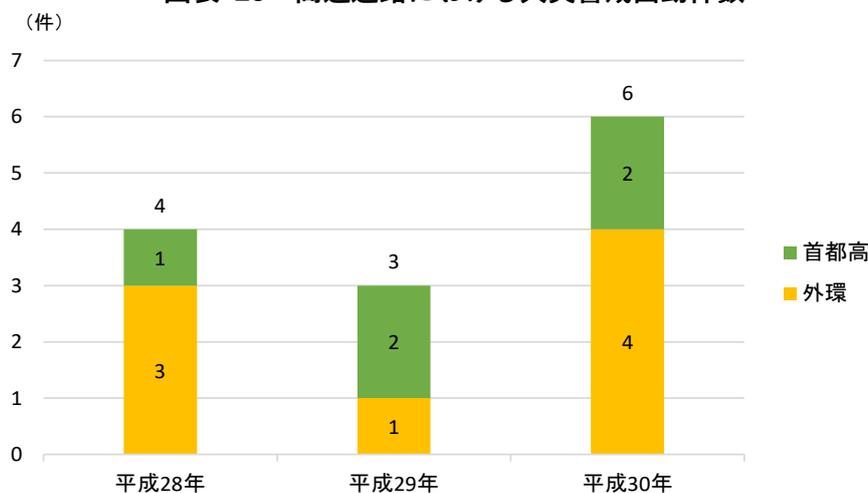
平成28年から平成30年にかけての高速道路における火災警戒出動は、年間3～6件程度出動しています。

図表 24 火災件数



出典：平成29年、平成30年、令和元年版消防年報

図表 25 高速道路における火災警戒出動件数



出典：平成28年、平成29年、平成30年火災活動報告書

注：高速道路出動区域：首都高（上り：八潮南ランプ-加平ランプ、下り：八潮南ランプ-三郷IC） 外環道（外回り：草加IC-三郷南IC、三郷JCT-三郷東料金所／内回り：草加IC-川口JCT、三郷JCT-三郷西）

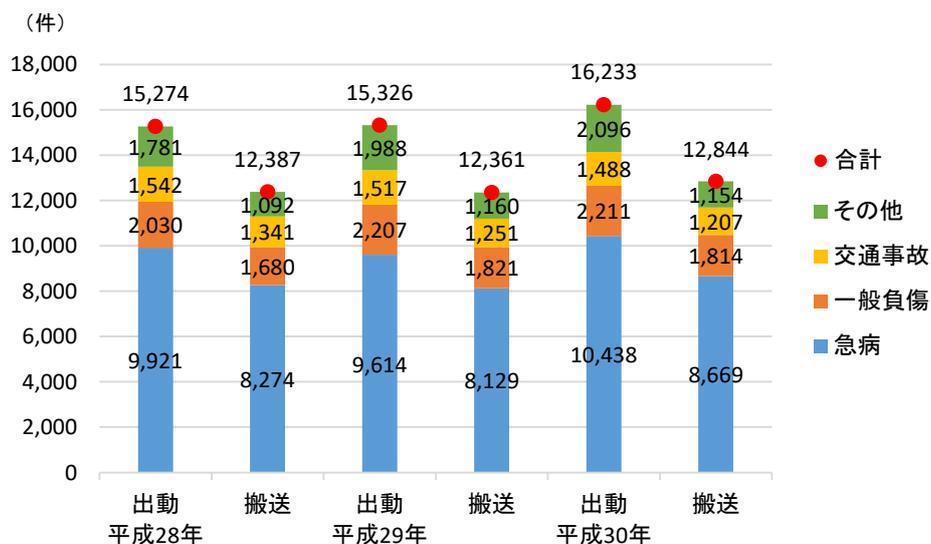
4-1-2 救急

平成28年から平成30年にかけての救急出動件数は、年間15,000件を超えています。急病による出動件数及び搬送人員が最も多い状況にあります。

また、今後、65歳以上の高齢者の人口が増えていくと、救急需要はますます増大することが予想されます。

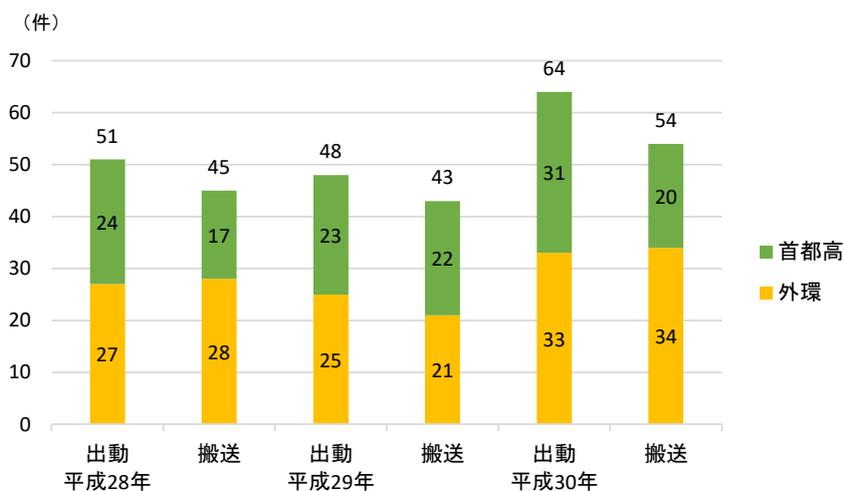
平成28年から平成30年にかけて組合管内の高速道路における救急出動は、年間約50～60件程度出動しています。

図表 26 救急出動件数・搬送人員



出典：令和元年版消防年報

図表 27 高速道路における救急出動件数・搬送人員



出典：平成29年、平成30年、令和元年版消防年報

注：高速道路出動区域：首都高（上り：八潮南ランプ-加平ランプ、下り：八潮南ランプ-三郷IC） 外環道（外回り：草加IC-三郷南IC、三郷JCT-三郷東料金所／内回り：草加IC-川口JCT、三郷JCT-三郷西）

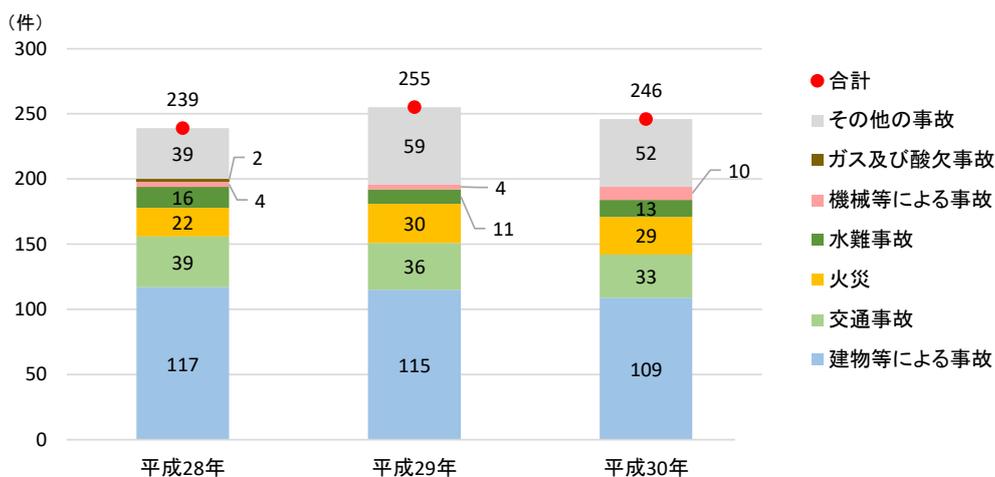
4-1-3 救助

平成28年から平成30年にかけての救助出動件数は、約240～260件で推移しています。

最も多いのは、建物等による事故で、次いで交通事故、火災、水難事故、機械等による事故となっています。管内には大小様々な河川が流れており、一定数の水難事故が毎年発生しています。

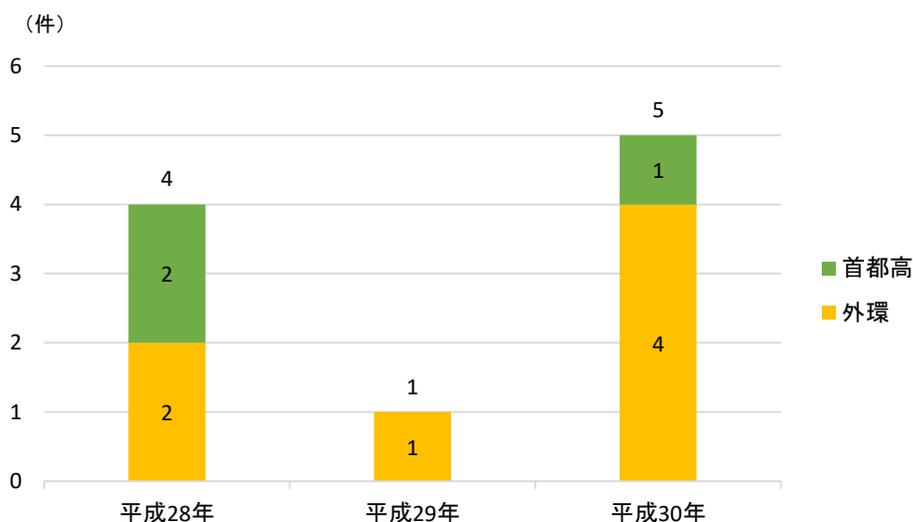
平成28年から平成30年にかけて組合管内の高速道路における救助出動は、年間1～5件程度出動しています。

図表 28 救助出動件数



出典：平成29年、平成30年、令和元年版消防年報

図表 29 高速道路における救助出動件数



出典：平成28年、平成29年、平成30年救助出動報告書

注：高速道路出動区域：首都高（上り：八潮南ランプ-加平ランプ、下り：八潮南ランプ-三郷IC） 外環道（外回り：草加IC-三郷南IC、三郷JCT-三郷東料金所／内回り：草加IC-川口JCT、三郷JCT-三郷西）

4-2 出動区域別の現況

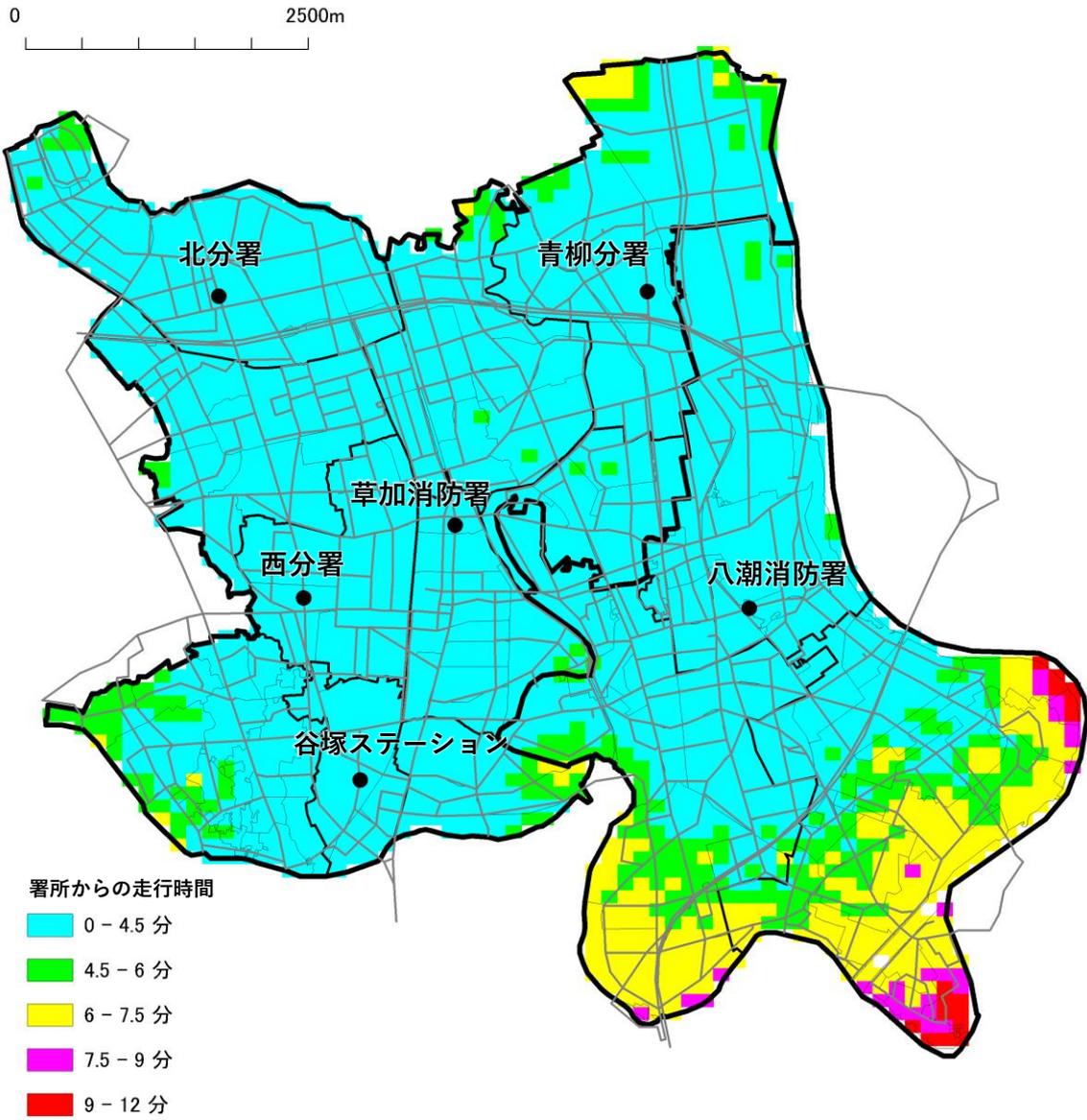
4-2-1 区域全体

常備消防の出動区域については、両構成市境が解消され、現状の消防署所の位置のもとで市境付近における管轄区域の適正化が図られているものの、管内全体では消防力の不均衡が生じている地域も存在しています。

図表 30 出動区域図



図表 31 消防署所からの消防車両の走行時間（現状署所）



出典：草加八潮消防組合消防力適正配置等調査報告書（平成 30 年 3 月）

4-2-2 面積

① 警防出動区域

警防出動区域の面積を見ると、八潮消防署の警防出動区域が 17.07 km²と救急出動区域ともに最も広域となっています。青柳分署も他の署所と比較すると広域となっています。

図表 32 警防出動区域の面積



出典：草加市統計書（平成 29 年版）町名別面積、統計やしお（平成 29 年版）町名別面積、八條と南後谷の県道による分解面積は GIS により計測

② 救急出動区域

救急出動区域の面積を見ると、警防出動区域と同様の傾向が見られます。

図表 33 救急出動区域の面積



出典：草加市統計書（平成 29 年版）町名別面積、統計やしお（平成 29 年版）町名別面積、八條と南後谷の県道による分解面積は GIS により計測

4-2-3 中高層建物数

草加消防署の警防出動区域に最も多く立地しており、次いで八潮消防署の警防出動区域となっています。その他の地域は、各々400棟前後が立地しています。

図表 34 警防出動区域の中高層建物数



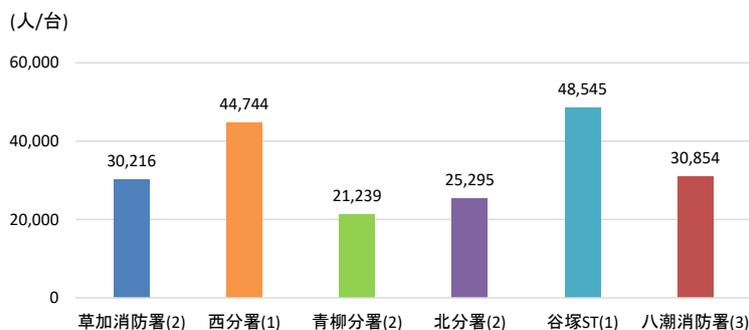
平成 29 年 1 月 1 日現在
3 階以上の建物を中高層建物とした

4-2-4 車両 1 台当たりの人口

① 警防出動区域

警防出動区域ごとに見ると、谷塚ステーションと西分署の 1 台当たりの人口が多くなっています。

図表 35 消防ポンプ自動車 1 台当たりの人口



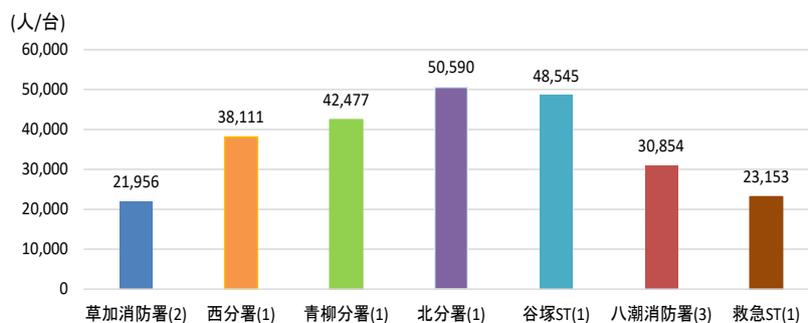
() は消防ポンプ自動車の台数 予備車は除く

出典：草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別 人口統計表／八潮市 基準日平成 31 年 1 月 1 日

② 救急出動区域

救急出動区域ごとに見ると、青柳分署、北分署、谷塚ステーションの 1 台当たりの人口が多くなっています。

図表 36 救急自動車 1 台当たりの人口



() は救急自動車の台数 予備車は除く

出典：草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別 人口統計表／八潮市 基準日平成 31 年 1 月 1 日

図表 37 車両台数 (台)

	消防ポンプ自動車数	救急自動車数
草加消防署	2	2
西分署	1	1
青柳分署*	2	1
北分署	2	1
谷塚ステーション	1	1
八潮消防署	3	3
救急ステーション	—	1

※化学消防車 1 台を消防ポンプ自動車として運用しているため、消防ポンプ自動車 1 台、化学消防車 1 台の計 2 台としている。

4-2-5 事案発生件数

① 火災事案発生件数

平成 26 年から平成 30 年にかけての過去 5 年分の年間火災事案発生件数について、期間内の年間発生件数の平均では、八潮消防署の警防出動区域内の件数が多く、西分署が少なくなっています。その他署所の中では、谷塚ステーションがやや高い傾向にあります。

図表 38 火災事案件数

広域化前 ← | → 広域化後

警防出動区域	面積	2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		事案件数 合計	年平均
		事案件数	人口 2015.1.1	事案件数	人口 2016.1.1	事案件数	人口 2017.1.1	事案件数	人口 2018.1.1	事案件数	人口 2019.1.1		
草加消防署	5.50km ²	11	58,080	16	58,047	7	58,968	7	59,722	8	60,432	49	9.8
西分署	4.24km ²	4	44,259	9	44,551	8	44,792	8	44,775	8	44,744	37	7.4
青柳分署	8.80km ²	13	42,766	6	42,744	10	42,749	11	42,648	7	42,477	47	9.4
北分署	5.16km ²	14	50,579	8	50,533	6	50,576	12	50,715	9	50,590	49	9.8
谷塚ST	4.70km ²	14	48,177	10	48,462	14	48,464	6	48,580	10	48,545	54	10.8
八潮消防署	17.07km ²	28	87,084	13	87,662	27	88,572	37	90,446	28	92,561	133	26.6

注：人口は草加八潮消防組合警防規程(平成 30 年 1 月 24 日消防局訓令第 1 号)に基づく警防(または救急)出動区域に含まれる町丁目ごとに集計を行った。八潮市南後谷及び八條の一部は、草加消防署、青柳分署の出動区域のため面積割で算出。
出典：消防年報、草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別 人口統計表/八潮市 基準日各年 1 月 1 日

② 救急事案件数

平成 26 年から平成 30 年にかけての過去 5 年分の年間救急事案発生件数について、期間内の年間発生件数の平均では、八潮消防署の救急出動区域内の件数が多く、西分署が少なくなっています。その他署所の中では、北分署がやや高い傾向にあります。

図表 39 救急事案件数

広域化前 ← | → 広域化後

救急出動区域	面積	2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		事案件数 合計	年平均
		事案件数	人口 2015.1.1	事案件数	人口 2016.1.1	事案件数	人口 2017.1.1	事案件数	人口 2018.1.1	事案件数	人口 2019.1.1		
草加消防署	4.15km ²	1,999	43,267	2,006	43,522	2,134	43,621	2,007	43,877	2,248	43,912	10,394	2,078.8
西分署	3.54km ²	1,533	37,671	1,504	37,858	1,563	38,132	1,557	38,159	1,709	38,111	7,866	1,573.2
青柳分署	8.80km ²	1,654	42,766	1,636	42,744	1,778	42,749	1,844	42,648	1,864	42,477	8,776	1,755.2
北分署	5.16km ²	2,170	50,579	2,089	50,533	2,135	50,576	2,626	50,715	2,187	50,590	11,207	2,241.4
谷塚ST	4.70km ²	2,049	48,177	2,040	48,462	2,183	48,464	2,139	48,580	2,241	48,545	10,652	2,130.4
八潮消防署	17.07km ²	3,926	87,084	4,015	87,662	4,075	88,572	4,101	90,446	4,395	92,561	20,512	4,102.4
救急ST	2.05km ²	1,297	21,401	1,332	21,218	1,375	22,007	968	22,461	1,488	23,153	6,460	1,292.0

注：人口は草加八潮消防組合警防規程(平成 30 年 1 月 24 日消防局訓令第 1 号)に基づく警防(または救急)出動区域に含まれる町丁目ごとに集計を行った。八潮市南後谷及び八條の一部は、草加消防署、青柳分署の出動区域のため面積割で算出。
出典：消防年報、草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別 人口統計表/八潮市 基準日各年 1 月 1 日

5 全施設の現況

本組合が所有または使用し、管理する消防施設として、次の45施設を対象として分析を行います。なお、救急ステーションは、草加市立病院の所管する施設のため除きます。

図表 40 対象施設一覧

	施設名称	所在地
1	消防局・草加消防署	草加市神明二丁目2番2号
2	草加消防署西分署	草加市西町108番地2
3	草加消防署青柳分署	草加市青柳六丁目23番6号
4	草加消防署青柳分署化学車庫	草加市青柳六丁目23番6号
5	草加消防署北分署	草加市清門二丁目1番地43
6	草加消防署谷塚ステーション	草加市谷塚町525番地2
7	八潮消防署(指令センター含む)	八潮市鶴ヶ曽根1185番地
8	八潮消防署訓練塔A棟	八潮市鶴ヶ曽根1185番地
9	八潮消防署訓練塔B棟	八潮市鶴ヶ曽根1185番地
10	八潮消防署車両車庫	八潮市鶴ヶ曽根1185番地
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	草加市瀬崎二丁目34番1号
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	草加市谷塚町525番地2
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	草加市柳島町59番地1
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	草加市吉町三丁目3番53号
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	草加市高砂一丁目7番22号
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	草加市氷川町2104番地10
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	草加市神明二丁目2番2号
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	草加市稲荷三丁目20番7号
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	草加市小山二丁目10番8号
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	草加市八幡町41番地
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	草加市旭町六丁目12番4号
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	草加市清門三丁目39番地1
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	草加市青柳七丁目27番10号
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	草加市柿木町450番地
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	八潮市八條411番地1
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	八潮市八條3621番地3
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	八潮市八條2638番地5
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	八潮市鶴ヶ曽根1907番地4
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	八潮市緑町二丁目1番地11
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	八潮市伊草288番地2
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	八潮市二丁目207番地
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	八潮市二丁目1238番地1
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	八潮市南川崎823番地3
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	八潮市大瀬49番地1
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	八潮市古新田1061番地
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	八潮市古新田1061番地
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	八潮市八潮一丁目22番地9
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	八潮市坂125番地1
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	八潮市八潮七丁目9番地15
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	八潮市八潮六丁目1番地10
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	八潮市大曾根494番地
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	八潮市浮塚450番地1
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	八潮市西袋58番地1
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	八潮市西袋58番地1
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	八潮市南後谷763番地

5-1 施設数と面積

常備消防施設は、草加市内に1署3分署1ステーション(所)、八潮市内に1署の計6署所と、八潮消防署の訓練塔などを含む10施設です。

消防団の活動拠点となる機械器具置場等の非常備消防施設は、草加市に5分団14部、八潮市に3分団19部で詰所など35施設です。※1

施設数の合計は45施設で、総延床面積は10,391.28㎡です。

5-2 安全・安心の現況

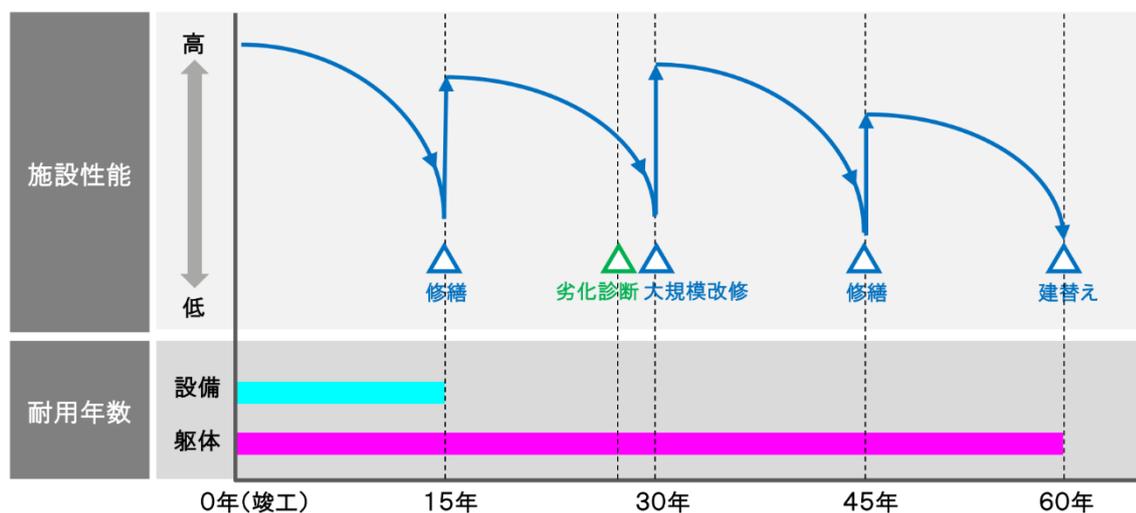
5-2-1 耐用年数を過ぎた施設数と割合

財務省の減価償却資産の耐用年数に関する省令に基づく耐用年数を過ぎた施設は20施設あります。約44%の施設が耐用年数を超過しています。

5-2-2 大規模改修の実施状況

大規模改修は、施設の耐久性に関わる工事です。一般的に設備の耐用年数は15年～20年、躯体の耐用年数は40年～60年程度であることから、大規模改修は建物竣工後15年目から30年目に実施することが通常です。大規模改修は、八潮市消防団の7施設と改修時期を迎えていない施設を除き全ての施設で未実施です。

図表 41 施設の耐用年数と施設性能の関係イメージ



- 一般的に設備の耐用年数は15年～20年、躯体の耐用年数は40年～60年程度
- 大規模改修は建物竣工後15年目～30年目に実施することが通常
- 大規模改修前に劣化診断を行い、建物の劣化状況を把握したうえで大規模改修の実施内容を決定する
- 躯体が耐用年数に達する時期に建替えを実施する

※1 八潮市消防団第2分団第5部、第3分団第5部の機械器具置場について、詰所と車庫が別棟。

5-2-3 耐震改修の実施状況

耐震改修は、旧耐震建物で耐震性に問題があると思われる建築物に対して行う補強工事です。耐震改修を実施済みが 1 施設、未実施の施設が 11 施設、不要の施設が 33 施設です。

5-2-4 劣化診断の実施状況

劣化診断は、建築物の躯体や設備の劣化状況に関する調査・診断で、大規模改修が想定される建物について、事前に劣化状況を把握するために行います。劣化診断は、全ての施設で未実施です。

5-2-5 アスベストへの対応状況

建築材料としてのアスベストの使用規制を受け、建築物におけるアスベストの使用の有無に関する調査とアスベストの使用が認められた場合の飛散防止のための対策工事が求められています。アスベスト調査を実施し、対応が必要な草加消防署青柳分署については適正に対策を講じています。

5-2-6 耐震基準の状況

新築時の確認済証取得年月日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の施設である旧耐震基準の施設が 12 施設、同年 6 月 1 日以降の施設である新耐震基準の施設が 33 施設です。旧耐震基準の施設のうち、耐震診断が未実施の施設については、早期に実施する必要があります。

草加消防署青柳分署は建物の耐震性能を表す指標の I_s 値が 0.6 未満で、草加消防署は 0.75 であるため、災害活動拠点となる施設に必要な I_s 値 0.9 を確保する必要があります。

5-2-7 バリアフリーへの対応状況

バリアフリーに対応している施設が 4 施設、未対応の施設が 2 施設、対象外の施設が 39 施設です。未対応の施設は、常備消防施設のため、バリアフリー対応を検討する必要があります。

図表 42 アスベスト・耐震基準・バリアフリー対応の状況

	アスベスト対応 (施設)			耐震基準 (施設)		バリアフリー (施設)		
	対応済み	対応不要	調査不要	旧耐震	新耐震	対応	未対応	対象外
常備消防施設	1	2	7	2	8	4	2	4
非常備消防施設	0	31	4	10	25	0	0	35
合計	1	33	11	12	33	4	2	39

【個別基礎施設データ一覧】

番号	施設名称	竣工年	耐用年数 到達までの 年数	敷地面積
1	消防局・草加消防署	昭和43年	-1	1463.61m ²
2	草加消防署西分署	平成23年	30	1831.34m ²
3	草加消防署青柳分署	昭和54年	10	2235.76m ²
4	草加消防署青柳分署化学車庫	平成17年	24	-
5	草加消防署北分署	平成11年	30	1613.55m ²
6	草加消防署谷塚ステーション	平成24年	31	794.19m ²
7	八潮消防署(指令センター含む)	平成21年	40	6228.61m ²
8	八潮消防署訓練塔A棟	平成21年	21	-
9	八潮消防署訓練塔B棟	平成21年	21	-
10	八潮消防署車両車庫	平成21年	21	-
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	昭和48年	-15	102.47m ²
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	平成24年	24	96.98m ²
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	平成16年	16	413.00m ²
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	平成8年	8	66.27m ²
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	平成29年	29	70.00m ²
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	平成5年	5	75.05m ²
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	昭和47年	-16	21.00m ²
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	平成9年	3	186.98m ²
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場※	昭和52年	-11	119.11m ²
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	昭和61年	-2	125.61m ²
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場※	昭和59年	-4	83.06m ²
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	平成12年	6	71.92m ²
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション※	平成19年	19	144.00m ²
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場※	平成14年	8	133.02m ²
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場※	平成16年	10	74.00m ²
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	昭和62年	-1	95.75m ²
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場※	平成4年	4	74.00m ²
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	昭和54年	-15	80.11m ²
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場※	平成6年	6	68.00m ²
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	昭和55年	-14	104.00m ²
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	平成5年	5	104.00m ²
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	昭和57年	-12	113.75m ²
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	平成8年	8	101.88m ²
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場※	昭和62年	-1	165.00m ²
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)※	平成元年	-13	130.79m ²
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)※	昭和50年	-13	-
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	昭和57年	-6	94.24m ²
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	平成19年	13	100.30m ²
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	昭和56年	-13	160.17m ²
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	昭和55年	-14	54.83m ²
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	昭和60年	-3	58.00m ²
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場※	昭和56年	-13	56.70m ²
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	平成3年	-11	136.00m ²
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	昭和52年	-17	-
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	昭和63年	0	39.29m ²

※借地等

番号	建築面積	建物 総延床面積	大規模改修 の実施	耐震改修の 実施	劣化診断の 実施	アスベスト 調査の実施	耐震基準	職員数
1	410.91㎡	1,266.15㎡	未実施	実施済	未実施	対応不要	旧耐震	106
2	485.79㎡	1,071.76㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	37
3	462.15㎡	729.90㎡	未実施	未実施	未実施	対応済	旧耐震	33
4	110.00㎡	110.00㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	-
5	497.04㎡	909.49㎡	不要	不要	未実施	対応不要	新耐震	31
6	175.24㎡	292.42㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	23
7	1,787.78㎡	3,787.86㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	107
8	60.00㎡	274.50㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	-
9	75.00㎡	120.00㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	-
10	187.00㎡	187.00㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	-
11	26.04㎡	52.08㎡	未実施	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	10
12	34.01㎡	69.29㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	15
13	33.28㎡	66.56㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	9
14	33.57㎡	67.14㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	16
15	40.00㎡	80.00㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	16
16	39.65㎡	59.47㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	14
17	20.35㎡	20.35㎡	未実施	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	12
18	33.28㎡	66.56㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	15
19	30.84㎡	61.67㎡	未実施	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	12
20	29.38㎡	58.76㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	22
21	28.35㎡	56.70㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	10
22	33.28㎡	66.56㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	8
23	69.90㎡	69.90㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	20
24	67.49㎡	67.49㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	13
25	32.83㎡	32.83㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	12
26	25.87㎡	51.74㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	11
27	18.70㎡	37.40㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	9
28	33.80㎡	33.80㎡	実施済	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	11
29	18.70㎡	37.40㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	12
30	34.46㎡	34.46㎡	実施済	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	8
31	25.86㎡	51.72㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	11
32	39.39㎡	39.39㎡	実施済	不要	未実施	対応不要	新耐震	12
33	25.52㎡	51.04㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	7
34	25.86㎡	51.72㎡	実施済	不要	未実施	対応不要	新耐震	12
35	23.71㎡	23.71㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	10
36	17.06㎡	17.06㎡	未実施	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	-
37	25.74㎡	51.48㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	12
38	24.70㎡	24.70㎡	不要	不要	未実施	調査不要	新耐震	12
39	34.10㎡	34.10㎡	実施済	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	11
40	33.47㎡	33.47㎡	実施済	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	11
41	25.87㎡	51.74㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	12
42	37.43㎡	37.43㎡	実施済	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	7
43	29.81㎡	29.81㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	7
44	18.63㎡	18.63㎡	未実施	未実施	未実施	対応不要	旧耐震	-
45	18.02㎡	36.04㎡	未実施	不要	未実施	対応不要	新耐震	11

平成 31 年 4 月 1 日時点

6 施設別の現況

6-1 竣工年

本組合の施設を竣工年順に整理すると以下ようになります。45 施設の内、12 施設は旧耐震基準が適用される昭和 56 年以前に建築されています。

図表 43 竣工年

竣工年	施設名称
昭和43年(1968)年	消防局・草加消防署
昭和47年(1972)年	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場
昭和48年(1973)年	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場
昭和50年(1975)年	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)
昭和52年(1977)年	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場
昭和52年(1977)年	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)
昭和54年(1979)年	草加消防署青柳分署
昭和54年(1979)年	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場
昭和55年(1980)年	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場
昭和55年(1980)年	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場
昭和56年(1981)年	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場
昭和56年(1981)年	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場
昭和57年(1982)年	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場
昭和57年(1982)年	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場
昭和59年(1984)年	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場
昭和60年(1985)年	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場
昭和61年(1986)年	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場
昭和62年(1987)年	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場
昭和62年(1987)年	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場
昭和63年(1988)年	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場
平成元年(1989)年	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)
平成3年(1991)年	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)
平成4年(1992)年	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場
平成5年(1993)年	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場
平成5年(1993)年	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場
平成6年(1994)年	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場
平成8年(1996)年	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場
平成8年(1996)年	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場
平成9年(1997)年	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場
平成11年(1999)年	草加消防署北分署
平成12年(2000)年	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場
平成14年(2002)年	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場
平成16年(2004)年	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場
平成16年(2004)年	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場
平成17年(2005)年	草加消防署青柳分署化学車庫
平成19年(2007)年	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション
平成19年(2007)年	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場
平成21年(2009)年	八潮消防署(指令センター含む)
平成21年(2009)年	八潮消防署訓練塔A棟
平成21年(2009)年	八潮消防署訓練塔B棟
平成21年(2009)年	八潮消防署車両車庫
平成23年(2011)年	草加消防署西分署
平成24年(2012)年	草加消防署谷塚ステーション
平成24年(2012)年	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場
平成29年(2017)年	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場

昭和56年5月31日以前
旧耐震基準

昭和56年6月1日以降
新耐震基準

6-2 耐用年数

財務省の減価償却資産の耐用年数に関する省令では、建物の減価償却の算定の目安となる基準として次のように定められています。建物の構造と用途により細分化すると、鉄骨鉄筋コンクリート造 50 年（事務所）、鉄筋コンクリート造 50 年（事務所）又は 38 年（車庫）、コンクリートブロック造 34 年（車庫）、鉄骨造 38 年（事務所）又は 31 年（車庫）、軽量鉄骨造 25 年（車庫）、木造は 17 年（車庫）としています。

この算定に基づくと 45 施設の内、20 施設が減価償却資産としての耐用年数を迎えています。耐用年数を超過する施設の内訳として、常備消防施設が 1 施設、非常備消防施設が 19 施設となっています。

図表 44 耐用年数（常備消防施設）

番号	施設名称	構造	用途	竣工年	築年数	耐用年数	
						50年	到達までの年数
1	消防局・草加消防署	鉄筋コンクリート造	庁舎	昭和43年 (1968)	51	50年	-1年
2	草加消防署西分署	鉄骨造	庁舎	平成23年 (2011)	8	38年	30年
3	草加消防署青柳分署	鉄筋コンクリート造	庁舎	昭和54年 (1979)	40	50年	10年
4	草加消防署青柳分署化学車庫	鉄筋コンクリート造	車庫	平成17年 (2005)	14	38年	24年
5	草加消防署北分署	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	庁舎	平成11年 (1999)	20	50年	30年
6	草加消防署谷塚ステーション	鉄骨造	庁舎	平成24年 (2012)	7	38年	31年
7	八潮消防署(指令センター含む)	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	庁舎	平成21年 (2009)	10	50年	40年
8	八潮消防署訓練塔A棟	鉄骨造	教習所・養成 所・研修所	平成21年 (2009)	10	31年	21年
9	八潮消防署訓練塔B棟	鉄骨造	教習所・養成 所・研修所	平成21年 (2009)	10	31年	21年
10	八潮消防署車両車庫	鉄骨造	車庫	平成21年 (2009)	10	31年	21年

用途：固定資産台帳より抜粋

築年数は平成 31 年起点

図表 45 耐用年数（非常備消防施設）

番号	施設名称	構造	用途	竣工年	築年数	耐用年数	
							到達までの年数
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和48年(1973)	46	31年	-15年
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成24年(2012)	7	31年	24年
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成16年(2004)	15	31年	16年
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成8年(1996)	23	31年	8年
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成29年(2017)	2	31年	29年
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成5年(1993)	26	31年	5年
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和47年(1972)	47	31年	-16年
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	平成9年(1997)	22	25年	3年
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和52年(1977)	42	31年	-11年
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和61年(1986)	33	31年	-2年
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和59年(1984)	35	31年	-4年
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	平成12年(2000)	19	25年	6年
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	鉄骨造	車庫	平成19年(2007)	12	31年	19年
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	平成14年(2002)	17	25年	8年
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	平成16年(2004)	15	25年	10年
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和62年(1987)	32	31年	-1年
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成4年(1992)	27	31年	4年
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	昭和54年(1979)	40	25年	-15年
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成6年(1994)	25	31年	6年
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	昭和55年(1980)	39	25年	-14年
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成5年(1993)	26	31年	5年
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	昭和57年(1982)	37	25年	-12年
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	鉄骨造	車庫	平成8年(1996)	23	31年	8年
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和62年(1987)	32	31年	-1年
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	木造	車庫	平成元年(1989)	30	17年	-13年
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	鉄骨造	車庫	昭和50年(1975)	44	31年	-13年
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和57年(1982)	37	31年	-6年
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	平成19年(2007)	12	25年	13年
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	昭和56年(1981)	38	25年	-13年
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	昭和55年(1980)	39	25年	-14年
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和60年(1985)	34	31年	-3年
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	軽量鉄骨造	車庫	昭和56年(1981)	38	25年	-13年
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	木造	車庫	平成3年(1991)	28	17年	-11年
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	軽量鉄骨造	車庫	昭和52年(1977)	42	25年	-17年
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	鉄骨造	車庫	昭和63年(1988)	31	31年	0年

用途：固定資産台帳より抜粋

築年数は平成31年起点

6-3 面積

① 常備消防施設

消防署所等の常備消防施設の総敷地面積は 14,167.06 m²、建築面積は 4,250.91 m²、延床面積は 8,749.08 m²となっています。

各消防署所において、執務空間の狭隘化による業務効率の低下を招いています。なかでも、草加八潮消防局は草加消防署と同じ建物を使用していますが、消防局機能を全て収容するスペースがなく、一部機能を八潮消防署へ移管しています。

消防局機能が分散されていることにより、災害事案が大規模・複雑化した場合の指令業務など、危機管理上における支障をきたしています。また、業務が関連している予防課と警防課が分散していることが関係事業者の負担となっていることや、来庁者の待合スペースや個別の相談窓口が確保できないため、プライバシー保護等の観点から住民サービスの低下を招いています。

図表 46 面積（常備消防施設）

番号	施設名称	敷地面積	建築面積	延床面積
1	消防局・草加消防署	1,463.61m ²	410.91m ²	1,266.15m ²
2	草加消防署西分署	1,831.34m ²	485.79m ²	1,071.76m ²
3	草加消防署青柳分署	2,235.76m ²	462.15m ²	729.90m ²
4	草加消防署青柳分署化学車庫	-	110.00m ²	110.00m ²
5	草加消防署北分署	1,613.55m ²	497.04m ²	909.49m ²
6	草加消防署谷塚ステーション	794.19m ²	175.24m ²	292.42m ²
7	八潮消防署（指令センター含む）	6,228.61m ²	1,787.78m ²	3,787.86m ²
8	八潮消防署訓練塔A棟	-	60.00m ²	274.50m ²
9	八潮消防署訓練塔B棟	-	75.00m ²	120.00m ²
10	八潮消防署車両車庫	-	187.00m ²	187.00m ²
	合計	14,167.06m ²	4,250.91m ²	8,749.08m ²

平成 31 年 4 月 1 日時点

② 非常備消防施設

消防団の活動拠点となる機械器具置場等の非常備消防施設の総敷地面積は 3,519.28 m²、建築面積は 1,088.95 m²、延床面積は 1,642.20 m²となっています。内訳として、草加市の非常備消防施設の敷地面積は 1,708.47 m²、建築面積は 519.42 m²、延床面積は 862.53 m²、八潮市の非常備消防施設の敷地面積 1,810.81 m²、建築面積 569.53 m²、延床面積 779.67 m²となっています。

図表 47 面積（非常備消防施設）

番号	施設名称	敷地面積	建築面積	延床面積
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	102.47m ²	26.04m ²	52.08m ²
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	96.98m ²	34.01m ²	69.29m ²
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	413.00m ²	33.28m ²	66.56m ²
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	66.27m ²	33.57m ²	67.14m ²
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	70.00m ²	40.00m ²	80.00m ²
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	75.05m ²	39.65m ²	59.47m ²
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	21.00m ²	20.35m ²	20.35m ²
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	186.98m ²	33.28m ²	66.56m ²
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場※	119.11m ²	30.84m ²	61.67m ²
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	125.61m ²	29.38m ²	58.76m ²
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場※	83.06m ²	28.35m ²	56.70m ²
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	71.92m ²	33.28m ²	66.56m ²
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション※	144.00m ²	69.90m ²	69.90m ²
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場※	133.02m ²	67.49m ²	67.49m ²
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場※	74.00m ²	32.83m ²	32.83m ²
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	95.75m ²	25.87m ²	51.74m ²
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場※	74.00m ²	18.70m ²	37.40m ²
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	80.11m ²	33.80m ²	33.80m ²
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場※	68.00m ²	18.70m ²	37.40m ²
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	104.00m ²	34.46m ²	34.46m ²
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	104.00m ²	25.86m ²	51.72m ²
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	113.75m ²	39.39m ²	39.39m ²
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	101.88m ²	25.52m ²	51.04m ²
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場※	165.00m ²	25.86m ²	51.72m ²
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)※	130.79m ²	23.71m ²	23.71m ²
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)※	—	17.06m ²	17.06m ²
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	94.24m ²	25.74m ²	51.48m ²
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	100.30m ²	24.70m ²	24.70m ²
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	160.17m ²	34.10m ²	34.10m ²
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	54.83m ²	33.47m ²	33.47m ²
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	58.00m ²	25.87m ²	51.74m ²
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場※	56.70m ²	37.43m ²	37.43m ²
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	136.00m ²	29.81m ²	29.81m ²
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	—	18.63m ²	18.63m ²
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	39.29m ²	18.02m ²	36.04m ²
	草加市内の消防団小計	1,708.47m ²	519.42m ²	862.53m ²
	八潮市内の消防団小計	1,810.81m ²	569.53m ²	779.67m ²
	合計	3,519.28m ²	1,088.95m ²	1,642.20m ²

※借地等

平成31年4月1日時点

6-4 大規模改修の実施状況

① 常備消防施設

大規模改修は、施設の耐久性に関わる工事です。大規模改修は、改修時期を迎えていない施設を除き未実施です。

図表 48 大規模改修実施状況（常備消防施設）

番号	施設名称	大規模改修の実施
1	消防局・草加消防署	未実施
2	草加消防署西分署	不要
3	草加消防署青柳分署	未実施
4	草加消防署青柳分署化学車庫	不要
5	草加消防署北分署	不要
6	草加消防署谷塚ステーション	不要
7	八潮消防署(指令センター含む)	不要
8	八潮消防署訓練塔A棟	不要
9	八潮消防署訓練塔B棟	不要
10	八潮消防署車両車庫	不要

状況	合計数
実施済	0
未実施	2
不要	8

平成 31 年 4 月 1 日時点

② 非常備消防施設

大規模改修は、八潮市消防団の7施設と改修時期を迎えていない施設を除き未実施です。

図表 49 大規模改修実施状況（非常備消防施設）

番号	施設名称	大規模改修の実施
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	未実施
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	不要
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	未実施
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	未実施
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	不要
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	未実施
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	未実施
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	未実施
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	未実施
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	未実施
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	未実施
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	未実施
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	不要
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	未実施
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	未実施
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	未実施
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	未実施
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	実施済
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	未実施
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	実施済
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	未実施
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	実施済
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	未実施
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	実施済
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	未実施
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	未実施
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	未実施
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	不要
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	実施済
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	実施済
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	未実施
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	実施済
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	未実施
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	未実施
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	未実施

状況	合計数
実施済	7
未実施	24
不要	4

平成 31 年 4 月 1 日時点

6-5 耐震改修の実施状況

① 常備消防施設

耐震改修は、旧耐震建物で耐震性に問題があると思われる建築物に対して行う補強工事です。耐震改修を実施済みの施設が1施設、未実施の施設が1施設、不要の施設が8施設です。

図表 50 耐震改修実施状況（常備消防施設）

番号	施設名称	耐震改修の実施
1	消防局・草加消防署	実施済
2	草加消防署西分署	不要
3	草加消防署青柳分署	未実施
4	草加消防署青柳分署化学車庫	不要
5	草加消防署北分署	不要
6	草加消防署谷塚ステーション	不要
7	八潮消防署(指令センター含む)	不要
8	八潮消防署訓練塔A棟	不要
9	八潮消防署訓練塔B棟	不要
10	八潮消防署車両車庫	不要

状況	合計数
実施済	1
未実施	1
不要	8

平成31年4月1日時点

② 非常備消防施設

耐震改修を実施済みの施設はなく、未実施の施設が 10 施設、不要の施設が 25 施設です。

図表 51 耐震改修実施状況（非常備消防施設）

番号	施設名称	耐震改修の実施
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	未実施
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	不要
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	不要
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	不要
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	不要
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	不要
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	未実施
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	不要
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	未実施
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	不要
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	不要
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	不要
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	不要
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	不要
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	不要
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	不要
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	不要
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	未実施
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	不要
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	未実施
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	不要
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	不要
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	不要
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	不要
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場（詰所）	不要
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場（車庫）	未実施
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	不要
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	不要
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	未実施
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	未実施
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	不要
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	未実施
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場（詰所）	不要
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場（車庫）	未実施
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	不要

状況	合計数
実施済	0
未実施	10
不要	25

平成 31 年 4 月 1 日時点

6-6 劣化診断の実施状況

① 常備消防施設

劣化診断は、建築物の躯体や設備の劣化状況に関する調査・診断で、大規模改修が想定される建物について、事前に劣化状況を把握するために行います。劣化診断は、全ての施設で未実施です。

図表 52 劣化診断実施状況（常備消防施設）

番号	施設名称	劣化診断の実施
1	消防局・草加消防署	未実施
2	草加消防署西分署	未実施
3	草加消防署青柳分署	未実施
4	草加消防署青柳分署化学車庫	未実施
5	草加消防署北分署	未実施
6	草加消防署谷塚ステーション	未実施
7	八潮消防署(指令センター含む)	未実施
8	八潮消防署訓練塔A棟	未実施
9	八潮消防署訓練塔B棟	未実施
10	八潮消防署車両車庫	未実施

状況	合計数
実施済	0
未実施	10

平成31年4月1日時点

② 非常備消防施設

劣化診断は、全ての施設で未実施です。

図表 53 劣化診断実施状況（非常備消防施設）

番号	施設名称	劣化診断の実施
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	未実施
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	未実施
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	未実施
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	未実施
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	未実施
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	未実施
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	未実施
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	未実施
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	未実施
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	未実施
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	未実施
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	未実施
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	未実施
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	未実施
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	未実施
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	未実施
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	未実施
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	未実施
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	未実施
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	未実施
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	未実施
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	未実施
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	未実施
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	未実施
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	未実施
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	未実施
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	未実施
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	未実施
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	未実施
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	未実施
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	未実施
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	未実施
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	未実施
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	未実施
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	未実施

状況	合計数
実施済	0
未実施	35

平成 31 年 4 月 1 日時点

6-7 アスベストへの対応状況

① 常備消防施設

建築材料としてのアスベストの使用規制を受け、建築物におけるアスベストの使用の有無に関する調査とアスベストの使用が認められた場合の飛散防止のための対策工事が求められています。アスベスト調査を実施し、対応が必要な青柳分署については適正に対策を講じています。

図表 54 アスベストへの対応状況（常備消防施設）

番号	施設名称	アスベストへの対応状況
1	消防局・草加消防署	対応不要
2	草加消防署西分署	調査不要
3	草加消防署青柳分署	対応済
4	草加消防署青柳分署化学車庫	調査不要
5	草加消防署北分署	対応不要
6	草加消防署谷塚ステーション	調査不要
7	八潮消防署(指令センター含む)	調査不要
8	八潮消防署訓練塔A棟	調査不要
9	八潮消防署訓練塔B棟	調査不要
10	八潮消防署車両車庫	調査不要

状況	合計数
対応済	1
対応不要	2
調査不要	7

注：調査不要：法令で含有量 0.1%超の石綿含有物の製造・使用を全面禁止された平成 18 年以降竣工の建物

平成 31 年 4 月 1 日時点

② 非常備消防施設

アスベスト調査を実施し、非常備消防施設については対応不要又は調査不要となっています。

図表 55 アスベストへの対応状況（非常備消防施設）

番号	施設名称	アスベストへの対応状況
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	対応不要
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	調査不要
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	対応不要
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	対応不要
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	調査不要
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	対応不要
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	対応不要
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	対応不要
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	対応不要
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	対応不要
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	対応不要
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	対応不要
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	調査不要
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	対応不要
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	対応不要
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	対応不要
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	対応不要
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	対応不要
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	対応不要
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	対応不要
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	対応不要
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	対応不要
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	対応不要
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	対応不要
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	対応不要
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	対応不要
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	対応不要
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	調査不要
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	対応不要
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	対応不要
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	対応不要
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	対応不要
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	対応不要
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	対応不要
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	対応不要

状況	合計数
対応済	0
対応不要	31
調査不要	4

平成 31 年 4 月 1 日時点

6-8 耐震基準の状況

① 常備消防施設

新築時の確認済証取得年月日が昭和56年5月31日以前の施設である旧耐震基準の施設が2施設、同年6月1日以降の施設である新耐震基準の施設が8施設です。

図表 56 耐震基準状況（常備消防施設）

番号	施設名称	耐震基準
1	消防局・草加消防署	旧耐震
2	草加消防署西分署	新耐震
3	草加消防署青柳分署	旧耐震
4	草加消防署青柳分署化学車庫	新耐震
5	草加消防署北分署	新耐震
6	草加消防署谷塚ステーション	新耐震
7	八潮消防署(指令センター含む)	新耐震
8	八潮消防署訓練塔A棟	新耐震
9	八潮消防署訓練塔B棟	新耐震
10	八潮消防署車両車庫	新耐震

状況	合計数
旧耐震	2
新耐震	8

平成31年4月1日時点

② 非常備消防施設

旧耐震基準の施設が 10 施設、新耐震基準の施設が 25 施設です。

図表 57 耐震基準状況（非常備消防施設）

番号	施設名称	耐震基準
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	旧耐震
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	新耐震
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	新耐震
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	新耐震
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	新耐震
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	新耐震
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	旧耐震
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	新耐震
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	旧耐震
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	新耐震
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	新耐震
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	新耐震
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	新耐震
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	新耐震
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	新耐震
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	新耐震
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	新耐震
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	旧耐震
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	新耐震
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	旧耐震
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	新耐震
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	新耐震
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	新耐震
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	新耐震
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	新耐震
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	旧耐震
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	新耐震
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	新耐震
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	旧耐震
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	旧耐震
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	新耐震
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	旧耐震
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	新耐震
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	旧耐震
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	新耐震

状況	合計数
旧耐震	10
新耐震	25

平成 31 年 4 月 1 日時点

6-9 バリアフリーへの対応の状況

① 常備消防施設

バリアフリーに対応している施設が4施設、非対応の施設が2施設、対象外の施設が4施設です。

図表 58 バリアフリーへの対応状況（常備消防施設）

番号	施設名称	バリアフリーへの対応状況
1	消防局・草加消防署	非対応
2	草加消防署西分署	対応
3	草加消防署青柳分署	非対応
4	草加消防署青柳分署化学車庫	対象外
5	草加消防署北分署	対応
6	草加消防署谷塚ステーション	対応
7	八潮消防署(指令センター含む)	対応
8	八潮消防署訓練塔A棟	対象外
9	八潮消防署訓練塔B棟	対象外
10	八潮消防署車両車庫	対象外

状況	合計数
対応	4
非対応	2
対象外	4

注：バリアフリー法施行令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令）の廊下等、階段、傾斜路、便所における主な設備（点字ブロック、手すり、多目的トイレ）が設置されている施設

平成31年4月1日時点

② 非常備消防施設

全ての施設でバリアフリーは対象外です。

図表 59 バリアフリーへの対応状況（非常備消防施設）

番号	施設名称	バリアフリーへの対応状況
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	対象外
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	対象外
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	対象外
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	対象外
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	対象外
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	対象外
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	対象外
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	対象外
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	対象外
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	対象外
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	対象外
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	対象外
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	対象外
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	対象外
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	対象外
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	対象外
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	対象外
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	対象外
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	対象外
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	対象外
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	対象外
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	対象外
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	対象外
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	対象外
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	対象外
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	対象外
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	対象外
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	対象外
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	対象外
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	対象外
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	対象外
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	対象外
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	対象外
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	対象外
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	対象外

状況	合計数
対応	0
非対応	0
対象外	35

平成 31 年 4 月 1 日時点

6-10 配置消防車両の状況

① 常備消防車両

常備消防車両として、各消防署・分署に次の消防車両を配置しています。

図表 60 配置消防車両状況（常備消防・緊急車両） (台)

番号	施設名称	指揮車	消防ポンプ 自動車	化学 消防車	救助 工作車	はしご 自動車	救急 自動車	その他	合計
1	消防局・草加消防署 (救急ステーション含む)	1	2				3※1	3※2	9
2	草加消防署 西分署		1(1)		1	1 【40m級】	1	1※3	5(1)
3	草加消防署 青柳分署		1	1			1(1)	2※4	5(1)
5	草加消防署 北分署		2				1	1※3	4
6	草加消防署 谷塚ステーション		1				1	1※3	3
7	八潮消防署	1	3	1	1 【高度】	1 【屈折】	3(1)	6※5	16(1)
合計		2	10(1)	2	2	2	10(2)	14	42(3)

():予備車

※1 うち1台は、救急ステーションに配置。

※2 高所作業車、司令車、資機材搬送車

※3 資機材搬送車

※4 特殊災害対応車、資機材搬送車

※5 司令車、後方支援車、資機材搬送車（八潮消防署・予防課）、予防広報車（予防課）、火災原因調査車（予防課）

平成31年4月1日時点

② 非常備消防車両

非常備消防車両として、各非常備消防施設に次の消防車両を配置しています。

図表 61 配置消防車両状況（非常備消防車両）

番号	施設名称	消防車両
11	草加市消防団第1分団第1部機械器具置場	積載車
12	草加市消防団第1分団第2部機械器具置場	消防ポンプ自動車
13	草加市消防団第1分団第3部機械器具置場	消防ポンプ自動車
14	草加市消防団第2分団第1部機械器具置場	消防ポンプ自動車
15	草加市消防団第2分団第2部機械器具置場	積載車
16	草加市消防団第2分団第3部機械器具置場	積載車
17	草加市消防団第3分団第1部機械器具置場	消防ポンプ自動車
18	草加市消防団第3分団第2部機械器具置場	消防ポンプ自動車
19	草加市消防団第3分団第3部機械器具置場	消防ポンプ自動車
20	草加市消防団第4分団第1部機械器具置場	消防ポンプ自動車
21	草加市消防団第4分団第2部機械器具置場	消防ポンプ自動車
22	草加市消防団第4分団第3部機械器具置場	積載車
23	草加市消防団第5分団第1部消防ステーション	消防ポンプ自動車
24	草加市消防団第5分団第2部機械器具置場	消防ポンプ自動車
25	八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場	積載車
26	八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場	消防ポンプ自動車
27	八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場	積載車
28	八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場	積載車
29	八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場	積載車
30	八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場	積載車
31	八潮市消防団第2分団第1部機械器具置場	積載車
32	八潮市消防団第2分団第2部機械器具置場	積載車
33	八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場	積載車
34	八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場	消防ポンプ自動車
35	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(詰所)	積載車
36	八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場(車庫)	
37	八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場	消防ポンプ自動車
38	八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場	積載車
39	八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場	積載車
40	八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場	積載車
41	八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場	消防ポンプ自動車
42	八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場	積載車
43	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(詰所)	積載車
44	八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場(車庫)	
45	八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場	積載車

(台)

	消防ポンプ自動車	積載車	合計
草加市消防団	10	4	14
八潮市消防団	4	15	19
合計	14	19	33

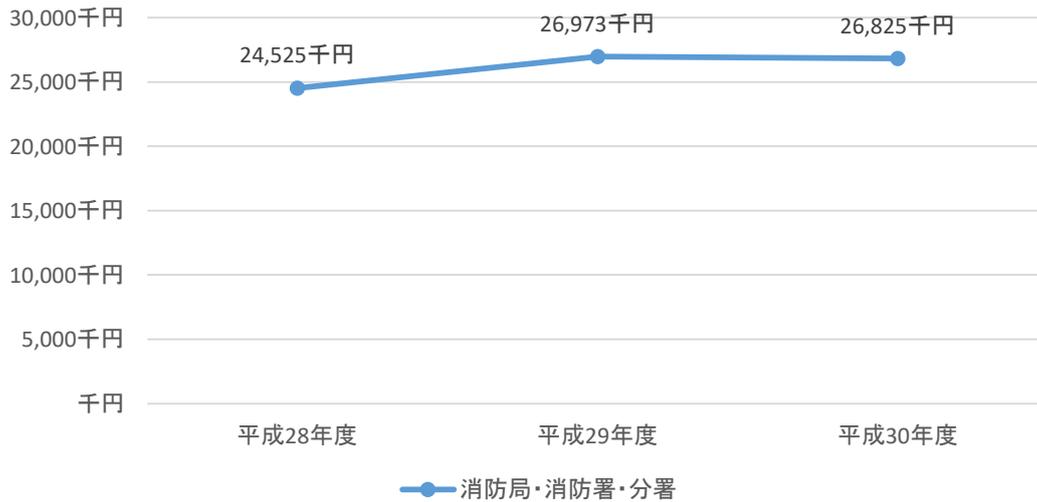
平成 31 年 4 月 1 日時点

6-11 維持管理費の推移

① 常備消防

平成30年度の維持管理費は2,683万円です。近年3年間では、約2,400万円から2,700万円前後で推移しています。

図表 62 維持管理費（常備消防）

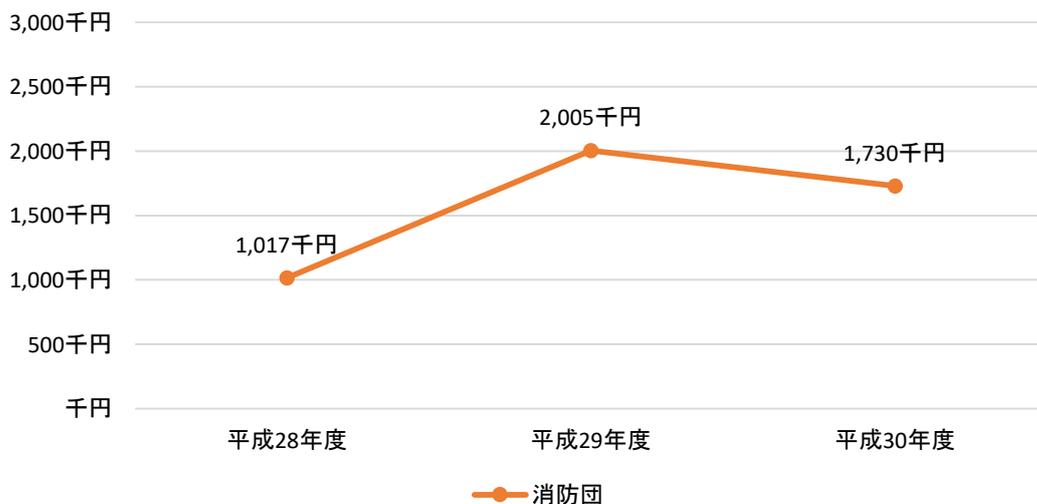


注：維持管理費は、光熱費（電気料金、ガス料金、水道料金）及び修繕費としています。

② 非常備消防

平成30年度の維持管理費は173万円です。近年3年間では、約100万円から200万円前後で推移しています。

図表 63 維持管理費（非常備消防）



注：維持管理費は、光熱費（電気料金、ガス料金、水道料金）及び修繕費としています。

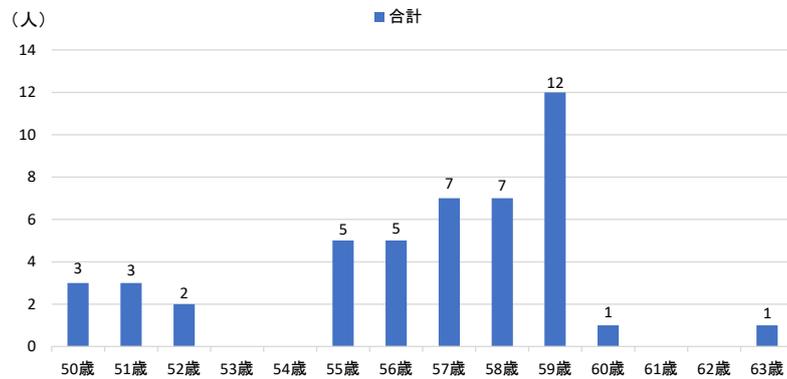
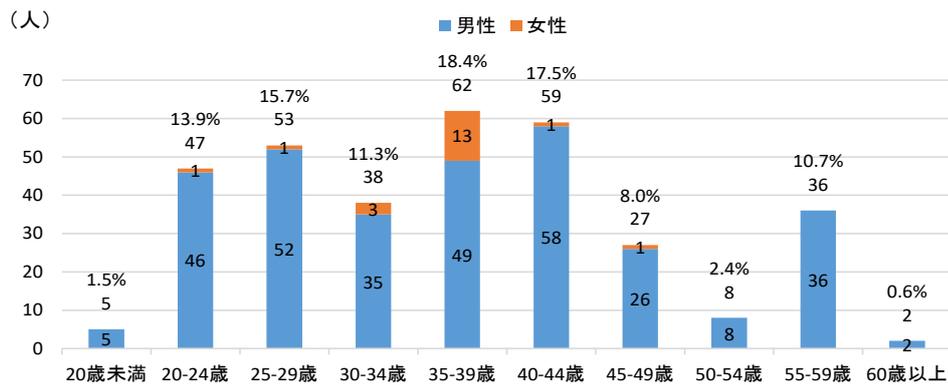
6-12 職員

6-12-1 職員数

① 常備消防職員

年齢構成別の常備消防職員数では、35～39歳の職員数の占める割合は全体の18.4%と最も多くなっています。次に40～44歳、25～29歳の順に多くなっています。一方、5年以内に定年退職を迎える55～59歳の職員数が10.7%を占めています。

図表 64 職員数（常備消防）



(人)

名称	20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上	合計
消防局・草加消防署	0	13	15	14	18	22	7	2	13	2	106
草加消防署西分署	1	9	8	3	9	2	3	0	2	0	37
草加消防署青柳分署	2	6	7	1	6	5	3	0	3	0	33
草加消防署北分署	1	6	4	1	7	8	1	1	2	0	31
草加消防署 谷塚ステーション	0	2	4	5	2	2	2	2	4	0	23
八潮消防署 (予防課・情報指令課含む)	1	11	15	14	20	20	11	3	12	0	107
合計	5	47	53	38	62	59	27	8	36	2	337

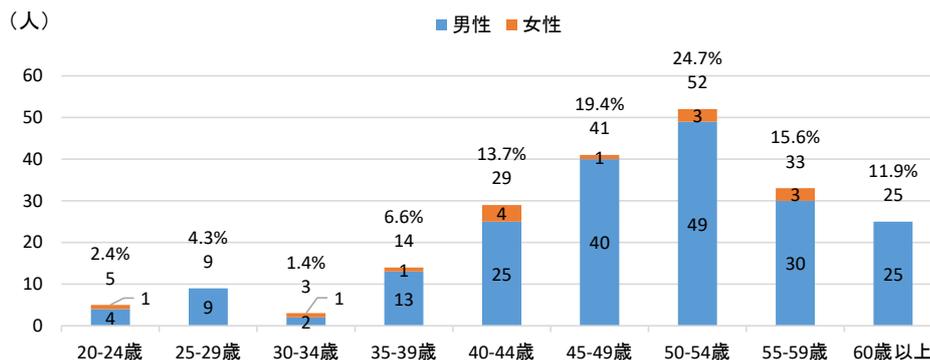
平成 31 年 4 月 1 日時点

② 非常備消防職員

草加市の消防団員数では、50～54歳の団員数が約24.7%と最も多く、次に45～49歳、55～59歳の順に多くなっています。八潮市の消防団員数は40～44歳の団員数が約29.8%と最も多く、次に45～49歳、30～34歳、35～39歳の順に多くなっています。

草加市、八潮市ともに、特に、若い世代の団員数が極端に少なく、消防団全体の組織体制の維持が懸念されています。

図表 65 団員数（非常備消防・草加市消防団）

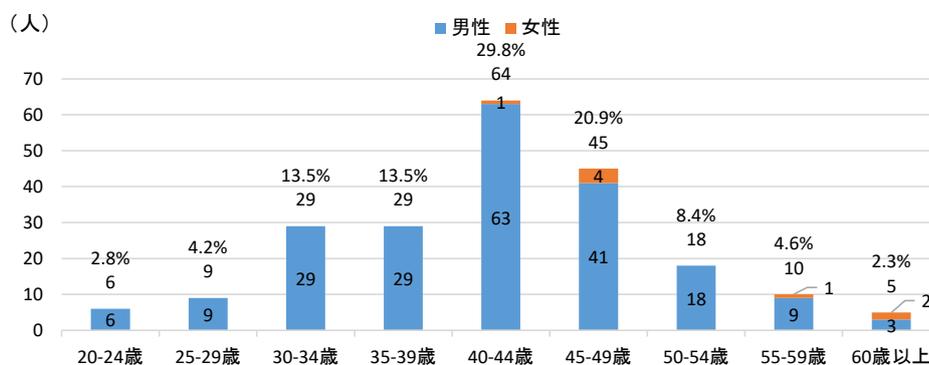


(人)

名称		20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上	合計
草加市消防団	団本部	1	0	1	1	4	1	4	3	4	19
	第1分団第1部	0	1	0	0	1	3	1	1	3	10
	第1分団第2部	1	0	0	2	2	3	3	3	1	15
	第1分団第3部	0	1	0	0	0	3	4	1	0	9
	第2分団第1部	0	1	0	1	5	3	3	1	2	16
	第2分団第2部	1	0	0	0	5	2	3	2	3	16
	第2分団第3部	0	0	1	0	1	1	6	3	2	14
	第3分団第1部	0	0	0	1	1	3	5	2	0	12
	第3分団第2部	0	0	0	5	1	0	2	5	2	15
	第3分団第3部	0	1	1	0	0	3	1	4	2	12
	第4分団第1部	1	2	0	0	4	5	4	3	3	22
	第4分団第2部	0	1	0	0	0	0	6	1	2	10
	第4分団第3部	0	0	0	0	2	4	2	0	0	8
	第5分団第1部	0	2	0	2	3	8	4	1	0	20
	第5分団第2部	1	0	0	2	0	2	4	3	1	13
合計	5	9	3	14	29	41	52	33	25	211	

平成31年4月1日時点

図表 66 団員数（非常備消防・八潮市消防団）



(人)

名称	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上	合計
八潮市消防団 団本部	0	0	0	0	1	7	1	5	3	17
第1分団第1部	0	0	1	2	5	3	1	0	0	12
第1分団第2部	1	0	0	0	3	1	4	2	0	11
第1分団第3部	0	1	0	2	2	3	1	0	0	9
第1分団第4部	0	2	1	2	3	2	1	0	0	11
第1分団第5部	1	1	0	0	7	1	2	0	0	12
第1分団第6部	1	1	1	3	0	0	0	1	1	8
第2分団第1部	0	0	6	4	0	1	0	0	0	11
第2分団第2部	0	1	1	1	7	1	1	0	0	12
第2分団第3部	0	0	0	0	3	4	0	0	0	7
第2分団第4部	0	0	2	7	3	0	0	0	0	12
第2分団第5部	0	1	1	2	6	0	0	0	0	10
第2分団第6部	0	1	3	0	4	4	0	0	0	12
第2分団第7部	3	0	0	1	2	5	0	1	0	12
第3分団第1部	0	0	4	1	4	2	0	0	0	11
第3分団第2部	0	0	3	1	5	2	0	0	0	11
第3分団第3部	0	0	4	2	2	2	2	0	0	12
第3分団第4部	0	0	2	0	2	3	0	0	0	7
第3分団第5部	0	1	0	0	5	0	1	0	0	7
第3分団第6部	0	0	0	1	0	4	4	1	1	11
合計	6	9	29	29	64	45	18	10	5	215

平成 31 年 4 月 1 日時点

6-12-2 有資格者の状況

常備消防職員の消防活動に関する有資格者の状況は、次のとおりです。

図表 67 常備消防職員の各種資格取得状況 (人)

種別	所属	消防局	草加消防署	西分署	青柳分署	北分署	谷塚ステーション	八潮消防署	合計
(所属別人数)		69	70	37	33	31	23	74	337
救急救命士		22	24	8	9	7	11	21	102
衛生管理者		1	1	1	0	1	1	3	8
大型自動車運転免許		41	38	26	15	21	11	52	204
中型自動車運転免許		4	5	1	3	5	2	4	24
中型自動車運転免許(8t未滿)		22	17	4	6	2	8	8	67
準中型自動車運転免許		0	0	0	0	1	0	1	2
準中型自動車運転免許(5t未滿)		0	3	1	7	0	0	4	15
普通自動車運転免許		2	7	5	2	2	2	5	25
安全運転管理者		3	2	1	1	0	1	0	8
消防救急緊急自動車運転技能		6	3	4	1	2	2	5	23
特別管理産業廃棄物管理責任者		3	6	0	4	1	4	3	21
酸素欠乏硫化水素危険作業主任者		8	5	6	4	4	3	18	48
ガス溶接技能講習		4	4	1	1	2	1	13	26
小型船舶操縦士免許		11	9	10	6	6	2	20	64
特定化学物質等作業主任技能		3	0	3	0	0	2	4	12
小型移動式クレーン免許		11	12	11	5	6	3	28	76
玉掛技能		13	12	11	5	7	4	28	80
陸上特殊無線技士		50	54	25	20	21	15	53	238
予防技術資格者(消防用設備等)		5	1	0	0	1	2	0	9
予防技術資格者(防火査察)		5	1	0	0	1	2	0	9
予防技術資格者(危険物)		2	1	0	0	1	1	0	5

平成31年4月1日時点

【個別基礎施設データ】

個別基礎施設データは全て平成 31 年 4 月 1 日時点です。

(1) 消防局・草加消防署

- ① 竣工年 昭和 43 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -1 年
- ③ 面積 敷地面積 1463.61 m²
 建築面積 410.91 m²
 延床面積 1266.15 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 実施済
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 (台)



指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	その他
1	2	-	-	-	3	3

その他：高所作業車・司令車・資機材搬送車

- ⑩ 職員・署員数 106 人

■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	13	15	14	18	22	7	2	13	2

(2) 草加消防署西分署

- ① 竣工年 平成 23 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 30 年
- ③ 面積 敷地面積 1831.34 m²
 建築面積 485.79 m²
 延床面積 1071.76 m²
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 (台) () : 予備車



指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	その他
-	1(1)	-	1	1	1	1

その他：資機材搬送車

- ⑩ 職員・署員数 37 人

■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
1	9	8	3	9	2	3	0	2	0

(3) 草加消防署青柳分署

- ① 竣工年 昭和54年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 10年
- ③ 面積 敷地面積 2235.76㎡
 建築面積 462.15㎡
 延床面積 729.90㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応済
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況(台) (): 予備車



指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	その他
-	1	1	-	-	1(1)	2

その他：特殊災害対応車・資機材搬送車

- ⑩ 職員・署員数 33人

■内訳(人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
2	6	7	1	6	5	3	0	3	0

(4) 草加消防署青柳分署化学車庫

- ① 竣工年 平成17年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 24年
- ③ 面積 敷地面積 ※青柳分署の面積に包含
 建築面積 110.00㎡
 延床面積 110.00㎡
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震



(5) 草加消防署北分署

- ① 竣工年 平成11年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 30年
- ③ 面積 敷地面積 1613.55㎡
 建築面積 497.04㎡
 延床面積 909.49㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 (台)



指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	その他
-	2	-	-	-	1	1

その他：資機材搬送車

- ⑩ 職員・署員数 31人

■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
1	6	4	1	7	8	1	1	2	0

(6) 草加消防署谷塚ステーション

- ① 竣工年 平成 24 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 31 年
- ③ 面積 敷地面積 794.19 m²
 建築面積 175.24 m²
 延床面積 292.42 m²
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 (台)



指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	その他
-	1	-	-	-	1	1

その他：資機材搬送車

- ⑩ 職員・署員数 23 人

■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	2	4	5	2	2	2	2	4	0

(7)八潮消防署（指令センター含む）

- ① 竣工年 平成 21 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 40 年
- ③ 面積 敷地面積 6228.61 m²
 建築面積 1787.78 m²
 延床面積 3787.86 m²
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況（台） （ ）：予備車



指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	その他
1	3	1	1	1	3(1)	6

その他：司令車・後方支援車・資機材搬送車（八潮署・予防）・予防広報車（予防）
 火災原因調査車（予防）

- ⑩ 職員・署員数 107 人

■内訳（人）

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
1	11	15	14	20	20	11	3	12	0

(8) 八潮消防署訓練塔 A 棟

- ① 竣工年 平成 21 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 21 年
- ③ 面積 敷地面積 ※八潮消防署の面積に包含
建築面積 60.00 m²
延床面積 274.50 m²
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震



(9) 八潮消防署訓練塔 B 棟

- ① 竣工年 平成 21 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 21 年
- ③ 面積 敷地面積 ※八潮消防署の面積に包含
建築面積 75.00 m²
延床面積 120.00 m²
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震



(10) 八潮消防署車両車庫

- ① 竣工年 平成 21 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 21 年
- ③ 面積 敷地面積 ※八潮消防署の面積に包含
建築面積 187.00 m²
延床面積 187.00 m²
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震



(11) 草加市消防団第1分団第1部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和48年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -15年
- ③ 面積 敷地面積 102.47㎡
建築面積 26.04㎡
延床面積 52.08㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 10人



■内訳(人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	0	0	1	3	1	1	3

(12) 草加市消防団第1分団第2部機械器具置場

- ① 竣工年 平成24年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 24年
- ③ 面積 敷地面積 96.98㎡
建築面積 34.01㎡
延床面積 69.29㎡
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 15人



■内訳(人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	1	0	0	2	2	3	3	3	1

(13) 草加市消防団第1分団第3部機械器具置場

- ① 竣工年 平成16年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 16年
- ③ 面積 敷地面積 413.00㎡
建築面積 33.28㎡
延床面積 66.56㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 9人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	0	0	0	3	4	1	0

(14) 草加市消防団第2分団第1部機械器具置場

- ① 竣工年 平成8年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 8年
- ③ 面積 敷地面積 66.27㎡
建築面積 33.57㎡
延床面積 67.14㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 16人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	0	1	5	3	3	1	2

(15) 草加市消防団第2分団第2部機械器具置場

- ① 竣工年 平成 29 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 29 年
- ③ 面積 敷地面積 70.00 m²
 建築面積 40.00 m²
 延床面積 80.00 m²
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 16 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	1	0	0	0	5	2	3	2	3

(16) 草加市消防団第2分団第3部機械器具置場

- ① 竣工年 平成 5 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 5 年
- ③ 面積 敷地面積 75.05 m²
 建築面積 39.65 m²
 延床面積 59.47 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 14 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	0	1	0	1	1	6	3	2

(17) 草加市消防団第3分団第1部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和47年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -16年
- ③ 面積 敷地面積 21.00㎡
 建築面積 20.35㎡
 延床面積 20.35㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 12人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	0	0	1	1	3	5	2	0

(18) 草加市消防団第3分団第2部機械器具置場

- ① 竣工年 平成9年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 3年
- ③ 面積 敷地面積 186.98㎡
 建築面積 33.28㎡
 延床面積 66.56㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 15人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	0	0	5	1	0	2	5	2

(19) 草加市消防団第3分団第3部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和52年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -11年
- ③ 面積 敷地面積 119.11㎡ (借地等)
 建築面積 30.84㎡
 延床面積 61.67㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 12人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	1	0	0	3	1	4	2

(20) 草加市消防団第4分団第1部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和61年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -2年
- ③ 面積 敷地面積 125.61㎡
 建築面積 29.38㎡
 延床面積 58.76㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 22人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	1	2	0	0	4	5	4	3	3

(21) 草加市消防団第4分団第2部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和 59 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -4 年
- ③ 面積 敷地面積 83.06 m² (借地等)
 建築面積 28.35 m²
 延床面積 56.70 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 10 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	1	0	0	0	0	6	1	2

(22) 草加市消防団第4分団第3部機械器具置場

- ① 竣工年 平成 12 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 6 年
- ③ 面積 敷地面積 71.92 m²
 建築面積 33.28 m²
 延床面積 66.56 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 8 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	0	0	0	2	4	2	0	0

(23) 草加市消防団第5分団第1部消防ステーション

- ① 竣工年 平成19年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 19年
- ③ 面積 敷地面積 144.00㎡ (借地等)
 建築面積 69.90㎡
 延床面積 69.90㎡
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 20人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	2	0	2	3	8	4	1	0

(24) 草加市消防団第5分団第2部機械器具置場

- ① 竣工年 平成14年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 8年
- ③ 面積 敷地面積 133.02㎡ (借地等)
 建築面積 67.49㎡
 延床面積 67.49㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 13人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	1	0	0	2	0	2	4	3	1

(25)八潮市消防団第1分団第1部機械器具置場

- ① 竣工年 平成16年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 10年
- ③ 面積 敷地面積 74.00㎡ (借地等)
 建築面積 32.83㎡
 延床面積 32.83㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 12人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	0	1	2	5	3	1	0	0

(26)八潮市消防団第1分団第2部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和62年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -1年
- ③ 面積 敷地面積 95.75㎡
 建築面積 25.87㎡
 延床面積 51.74㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 11人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	1	0	0	0	3	1	4	2	0

(27)八潮市消防団第1分団第3部機械器具置場

- ① 竣工年 平成4年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 4年
- ③ 面積 敷地面積 74.00㎡ (借地等)
 建築面積 18.70㎡
 延床面積 37.40㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 9人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	0	2	2	3	1	0	0

(28)八潮市消防団第1分団第4部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和54年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -15年
- ③ 面積 敷地面積 80.11㎡
 建築面積 33.80㎡
 延床面積 33.80㎡
- ④ 大規模改修実施状況 実施済
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 11人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	2	1	2	3	2	1	0	0

(29)八潮市消防団第1分団第5部機械器具置場

- ① 竣工年 平成6年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 6年
- ③ 面積 敷地面積 68.00㎡ (借地等)
 建築面積 18.70㎡
 延床面積 37.40㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 12人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	1	1	0	0	7	1	2	0	0

(30)八潮市消防団第1分団第6部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和55年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -14年
- ③ 面積 敷地面積 104.00㎡
 建築面積 34.46㎡
 延床面積 34.46㎡
- ④ 大規模改修実施状況 実施済
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 8人



■内訳 (人)

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	1	1	1	3	0	0	0	1	1

(31)八潮市消防団第 2 分団第 1 部機械器具置場

- ① 竣工年 平成 5 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 5 年
- ③ 面積 敷地面積 104.00 ㎡
建築面積 25.86 ㎡
延床面積 51.72 ㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 11 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	0	6	4	0	1	0	0	0

(32)八潮市消防団第 2 分団第 2 部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和 57 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -12 年
- ③ 面積 敷地面積 113.75 ㎡
建築面積 39.39 ㎡
延床面積 39.39 ㎡
- ④ 大規模改修実施状況 実施済
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 12 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	1	1	1	7	1	1	0	0

(33)八潮市消防団第2分団第3部機械器具置場

- ① 竣工年 平成8年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 8年
- ③ 面積 敷地面積 101.88㎡
 建築面積 25.52㎡
 延床面積 51.04㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 7人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	0	0	0	3	4	0	0	0

(34)八潮市消防団第2分団第4部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和62年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -1年
- ③ 面積 敷地面積 165.00㎡（借地等）
 建築面積 25.86㎡
 延床面積 51.72㎡
- ④ 大規模改修実施状況 実施済
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 12人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	0	2	7	3	0	0	0	0

(35)八潮市消防団第2分団第5部機械器具置場（詰所）

- ① 竣工年 平成元年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -13年
- ③ 面積 敷地面積 ※下記の車庫敷地面積に包含
 建築面積 23.71 m²
 延床面積 23.71 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 10人



詰所と車庫が別棟（車庫裏側が詰所）

**(36)八潮市消防団第2分団第5部
機械器具置場（車庫）**

- ① 竣工年 昭和50年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -13年
- ③ 面積 敷地面積 130.79 m²（借地等）
 建築面積 17.06 m²
 延床面積 17.06 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 -
- ⑩ 団員数 -人

■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	1	2	6	0	0	0	0

(37)八潮市消防団第2分団第6部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和57年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -6年
- ③ 面積 敷地面積 94.24㎡
建築面積 25.74㎡
延床面積 51.48㎡
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 12人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	3	0	4	4	0	0	0

(38)八潮市消防団第2分団第7部機械器具置場

- ① 竣工年 平成19年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 13年
- ③ 面積 敷地面積 100.30㎡
建築面積 24.70㎡
延床面積 24.70㎡
- ④ 大規模改修実施状況 不要
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 調査不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 12人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	3	0	0	1	2	5	0	1	0

(39)八潮市消防団第3分団第1部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和56年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -13年
- ③ 面積 敷地面積 160.17㎡
 建築面積 34.10㎡
 延床面積 34.10㎡
- ④ 大規模改修実施状況 実施済
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 11人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	0	4	1	4	2	0	0	0

(40)八潮市消防団第3分団第2部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和55年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -14年
- ③ 面積 敷地面積 54.83㎡
 建築面積 33.47㎡
 延床面積 33.47㎡
- ④ 大規模改修実施状況 実施済
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 11人



■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	0	3	1	5	2	0	0	0

(41)八潮市消防団第3分団第3部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和 60 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -3 年
- ③ 面積 敷地面積 58.00 m²
建築面積 25.87 m²
延床面積 51.74 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 消防ポンプ自動車
- ⑩ 団員数 12 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	0	4	2	2	2	2	0	0

(42)八潮市消防団第3分団第4部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和 56 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -13 年
- ③ 面積 敷地面積 56.70 m² (借地等)
建築面積 37.43 m²
延床面積 37.43 m²
- ④ 大規模改修実施状況 実施済
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 7 人



■内訳 (人)

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	0	2	0	2	3	0	0	0

(43) 八潮市消防団第3分団第5部機械器具置場（詰所）

- ① 竣工年 平成3年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -11年
- ③ 面積 敷地面積 ※下記の車庫敷地面積に包含
 建築面積 29.81 m²
 延床面積 29.81 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 7人



詰所と車庫が別棟（車庫裏側が詰所）

**(44) 八潮市消防団第3分団第5部
機械器具置場（車庫）**

- ① 竣工年 昭和52年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 -17年
- ③ 面積 敷地面積 136.00 m²
 建築面積 18.63 m²
 延床面積 18.63 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 未実施
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 -
- ⑩ 団員数 -人

■内訳（人）

20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上
0	0	1	0	0	5	0	1	0	0

(45) 八潮市消防団第3分団第6部機械器具置場

- ① 竣工年 昭和 63 年
- ② 減価償却資産耐用年数到達までの年数 0 年
- ③ 面積 敷地面積 39.29 m²
建築面積 18.02 m²
延床面積 36.04 m²
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 不要
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 新耐震
- ⑨ 配置消防車両の状況 積載車
- ⑩ 団員数 11 人



■内訳（人）

20 歳未満	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60 歳以上
0	0	0	0	1	0	4	4	1	1

7 更新費用の推計

7-1 前提条件

平成24年度に一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて、本組合における消防施設の更新に必要な費用を試算しました。当試算ソフトは、平成22年に総務省監修のもと一般財団法人自治総合センターが実施した「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき開発されたものです。

試算対象は、本組合が所有または使用し、管理する消防施設として45施設全てとし、その全ての施設数と規模のまま維持し続けることを前提とします。

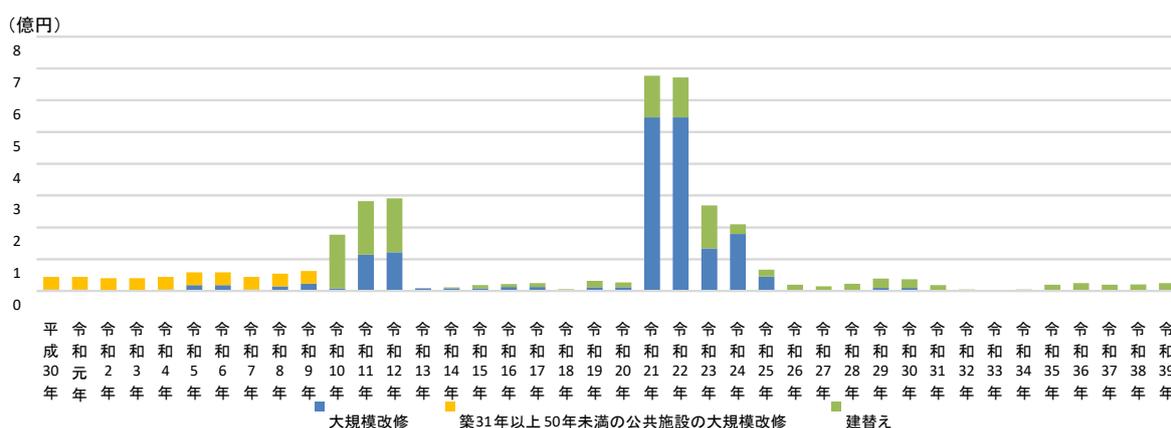
試算の前提条件等は、以下の通りです。詳細は一般財団法人地域総合整備財団のホームページに公開されている当ソフトの仕様書に記載されています。

なお、更新費用の試算額は、試算ソフト独自の条件設定を基に算出した更新費用の概算であり、必ずしも実態と一致するものではありません。

7-2 概算費用の算出

40年間（平成30年から令和39年まで）の更新費用の総額を35.6億円と算出しました。今後10年間は大規模改修費として約4.9億円程度が必要です。また、令和10年から草加消防署（草加八潮消防局含む）の建替え時期となり、令和21年から青柳分署の建替え及び八潮消防署の大規模改修時期となるため更新費用のピークを迎えます。

図表 68 更新費用の概算



8 課題整理

以上の本組合における消防力の現状を踏まえ、以下のとおり課題をまとめます。

① 消防力の最適化

広域化後の地域住民の安全と安心を守り抜く盤石な消防体制を確立していくためには、現状と将来を見据え、管轄区域全体を俯瞰した消防力の最適化を図っていく必要があります。

施設白書での警防・救急出動区域ごとの面積や人口、火災・救急事案数の発生状況などを見ると、管轄区域ごとに状況は異なっていることが明らかとなりました。また、現在、本組合の管轄区域には新たな宅地が開発され人口が増加する一方で、高齢化率が上昇しており、救急需要等の拡大が見込まれることも明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、今後は、管轄区域全体を俯瞰した消防署所の適正配置等の検討が必要です。検討においては、消防車両の走行時間が他の地域と比べ相対的に長いとされている消防力の空白地域が依然として残されていることから、現状だけでなく、将来を見据えた人口動態や都市化の進展等に応じ、消防力の運用効果の向上を図る観点から施設整備等を推進していく必要があります。

また、施設の適正配置に合わせた、消防車両等の必要な資機材とその運用を担う消防職員の確保が急務となります。しかしながら、資機材を揃えるための財源の確保や職員の育成期間等を考慮すると、目標の整備水準まで即座に増強を図ることは困難な状況であることから、段階的に整備を進める必要があります。また、その一方で、財源等には限りがあるため、効率的で効果的な車両と人員の再配置を進めていく必要があります。

② 施設更新の必要性

消防施設は、災害活動拠点としての機能を有しており、災害時において継続的に機能を果たすことが何より重要です。このため、災害活動拠点となる施設に必要な耐震性能の基準 Is 値である 0.9 を満たす施設及び台風や集中豪雨による河川の越水や内水氾濫等の風水害に耐えられる強固な施設が求められます。耐震基準に満たない施設については、耐震補強や建替えなどの対応方針等の検討を行うとともに、水防対策についての検討も早急に行う必要があります。

また、執務上の課題として、狭隘な執務空間による業務の非効率な状態が顕在化しています。特に、草加八潮消防局は、建物の狭隘化により、一部消防局機能を八潮消防署に配置している状況にあり、業務連携上、大きな課題となっています。併せて、建物としての老朽化も進んでいることから、消防局機能の集約化の取組とともに、施設の老朽化対策に向けた検討を行う必要があります。

また、非常備消防施設については、管轄区域内に分散して配置される地域の身近な消防拠点となっていますが、老朽化している施設が数多く存在していることが明らかとなりました。竣工年もそれぞれ異なることから、老朽化等の状況に合わせて、計画的に修繕や整備に取り組む必要があります。

③ 健全な財政運営

本組合の管轄区域においても、将来的には、少子高齢社会と人口減少の進展が明らかとなりました。そして、その影響により構成市の税収の増加が期待できず、構成市からの負担金を主な財源とする本組合の今後の消防力を維持していくための環境は一層厳しさを増すことが見込まれています。

消防力の維持向上に向けては、計画的な財源確保が必要となりますが、限られた財源を効率的で効果的に活用していくため、今後、大きな費用負担を伴う施設整備に当たっては、計画的な予防保全の考え方を取り入れ、修繕費の平準化や施設の長寿命化等に取り組む必要があります。

④ 継続的な人材の確保と育成

施設白書での警防・救急出動の状況を見ると、今後も消防需要は一層高まることが予測されます。このため、消防・救急・救助等の豊富な経験と知識を有した常備消防職員を確保していくとともに、継続的な能力の向上を図っていくことが何より重要となってきます。また、現状においては職員の年齢構成に偏りがあることから、消防力の維持に必要な職員を確保していくため、今後も継続して採用を行うとともに、将来的な消防需要の高まりを受け、職員定数の増加を含めた人員の増強を図っていく必要があります。

消防団員である非常備消防職員については、地域の日常的な防災活動に加え、今後発生が危惧される大規模災害時における住民の避難誘導や地域住民への火災予防啓発活動など、多様化・増加する役割に対応するため、若い世代や女性の消防団員を含めた消防団員の確保を継続的かつ重点的に取り組む必要があります。

■第2章 消防力の整備指針

現在の本組合の消防力は、基本的に広域化前の両構成市の消防力を引き継いだ形で運用しています。一方、前章の施設白書から、構成市全体で将来的な少子高齢社会と人口減少の進展が明らかとなり、その影響により、構成市における税収の増加が期待できず、構成市からの負担金を主な財源とする本組合の今後の消防力を維持していくための環境は一層厳しさを増すことが見込まれています。

こうした状況の中、本組合における消防力の最重要課題である、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した最適な消防力を保持していくこと、また、これまでに前例や経験のない未知の災害、地震・水害等の自然災害、あらゆる事案を想定した災害にも対応可能な消防力を確保していくためには、中長期的な視点で本組合の消防力の全体像を把握し、その整備時期を計画的に設定していくことで、構成市の財政負担の安定化と平準化につなげていくなど、住民サービスの向上のため効率的で効果的な消防行政の運営に一層努めていく必要があります。

このことから、本章では、限られた財源の中において、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、効率的で効果的な組合消防行政の運営と、それを支えるための盤石な消防体制を確立するため、平成29年度に取り組んだ適正配置報告書や前章の施設白書における検証結果及び国の整備指針等を踏まえ、本組合の管轄区域の地域の実情に適合した「消防力の整備指針」を定めます。

また、本指針に示す各種消防力の整備を着実に推進・実行していくため、本指針では、次の整備目標と整備方針及びその実現のための基本施策と個別施策を体系的に整理するとともに、行動計画としての側面を持ち合わせた、実効性のある整備方針を示します。

□整備目標

地域住民の安全と安心を守り抜く盤石な消防体制の確立

□整備方針

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 消防組織体制の充実強化 | 6 災害対応力の充実強化 |
| 2 消防施設の充実強化 | 7 救急救命体制の充実強化 |
| 3 消防資機材の充実強化 | 8 地域消防力の充実強化 |
| 4 消防情報通信体制の充実強化 | 9 広域連携体制の充実強化 |
| 5 火災予防体制の充実強化 | 10 消防行財政運営の充実強化 |

前述のとおり、本指針に示す各種消防力の整備を着実に推進・実行していくため、本章で定める整備方針の各種取組については、PDCAサイクルによるフォローアップの手法を用いるとともに、時代やニーズの変化にも柔軟に対応していくことに考慮し、見直しが必要となった場合には、適宜適切に見直すこととします。

図表 69 施策一覧

方針	基本施策	個別施策
1 消防組織体制の充実強化 盤石な消防活動の体制を確立していくため、消防組織体制の充実強化を目指します。	1 組織体制の基盤強化	1 組織体制の再編
	2 適正な定員管理の推進	1 新規職員の計画的な採用 2 女性消防吏員の採用推進 3 再任用職員の能力活用 4 定員管理計画の策定と進捗管理体制の確立
	3 消防吏員の育成	1 消防大学校・埼玉県消防学校での教育訓練の実施 2 階層・職種別研修・講習会への参加機会の拡充 3 高度で専門的な知識・技術・能力を有する消防吏員の養成 4 女性消防吏員の活躍推進 5 消防吏員人事ローテーションの確立 6 ハラスメント教育の推進
	4 大規模災害時の業務継続体制の確立	1 業務継続計画(BCP)の策定と進捗管理体制の確立 2 想定訓練の実施
	5 安全管理体制の強化	1 消防活動における安全管理体制の強化 2 消防活動以外の業務における安全管理体制の強化
	2 消防施設の充実強化 消防施設の機能強化を図るため、消防署所の新設、再配置を含めた既存施設の改築や改修を適宜適切に推進するとともに、火災鎮圧のための消防水利をはじめとする消防施設の充実強化を目指します。	
	1 消防署所の整備推進	1 消防署所の新設に関する整備指針の策定 2 再配置を含めた既存施設の改築や改修に関する整備指針の策定
	2 消防団施設の整備推進	1 消防団施設の整備指針の策定 2 消防団施設の整備計画の策定と進捗管理体制の確立
	3 消防水利施設の整備推進	1 消防水利情報の一元化と電子化の推進 2 消防水利施設の耐震対策の推進
3 消防資機材の充実強化 あらゆる消防活動に迅速かつ確実に対応していくため、消防車両をはじめとする消防資機材の計画的な更新と装備の充実強化を目指します。	1 消防車両の整備推進	1 消防車両の計画的な更新
	2 消防・救助資機材と装備品の整備推進	1 消防・救助資機材と装備品の計画的な更新
	3 消防団車両・資機材・装備品の整備推進	1 消防団車両・資機材・装備品の計画的な更新
4 消防情報通信体制の充実強化 消防活動に必要な情報を迅速かつ確実に伝達していくため、消防情報通信体制の充実強化を目指します。	1 通信指令体制の充実強化	1 通信指令要員の養成 2 各種対応訓練の実施 3 通信指令要員人事ローテーションの確立 4 指令センターの共同運用に関する調査研究
	2 通信指令設備の整備推進	1 通信指令設備の機能維持と長寿命化の推進 2 通信指令設備の更新

方針	基本施策	個別施策
5 火災予防体制の充実強化 火災による被害の軽減を図るため、各種防火・保安対策をはじめとする火災予防体制の充実強化を目指します。		
	1 火災予防活動体制の充実強化	1 予防技術資格者の養成 2 火災予防要員人事ローテーションの確立 3 査察・違反処理取組体制の強化
	2 火災調査活動体制の充実強化	1 火災調査活動装備品の充実 2 火災調査要員の養成と技能向上
	3 防火安全対策の普及啓発	1 防火安全対策関係団体との連携協力体制の強化 2 防火安全対策に関する各種イベントの実施 3 防火安全対策の普及啓発活動の推進
	4 防火対象物の防火安全対策の充実強化	1 住宅用火災警報器設置の促進 2 各種防火対策の強化
	5 危険物施設の事故防止対策の充実強化	1 保安管理体制の強化 2 事故防止対策の強化
6 災害対応力の充実強化 大規模自然災害や化学物質を伴う特殊災害等を含むあらゆる災害に的確に対応していくため、総合的な災害対応力の充実強化を目指します。		
	1 指揮活動体制の充実強化	1 指揮活動体制の強化 2 指揮活動訓練の実施 3 指揮活動に関する技術の向上 4 指揮隊員の養成 5 指揮隊員人事ローテーションの確立
	2 消防活動体制の充実強化	1 消防活動体制の強化 2 消防活動訓練の実施 3 消防活動に関する技術の向上 4 消防隊員の養成 5 消防隊員人事ローテーションの確立
	3 救助活動体制の充実強化	1 救助活動体制の強化 2 救助活動訓練の実施 3 救助活動に関する技術の向上 4 救助隊員の養成 5 救助隊員人事ローテーションの確立 6 水難救助活動体制の強化
	4 特殊災害活動体制の充実強化	1 特殊災害活動体制の強化 2 特殊災害活動訓練の実施 3 特殊災害活動に関する技術の向上 4 特殊災害部隊員の養成 5 特殊災害部隊員人事ローテーションの確立

方針	基本施策	個別施策
7 救急救命体制の充実強化		
増加の一途をたどる救急需要や高度化する救急処置等に的確に対応していくため、救急救命体制の充実強化を目指します。		
	1 救急活動体制の充実強化	1 救急活動体制の強化 2 救急教育指導体制の確立 3 救急教育訓練の充実 4 救急活動に関する技術の向上 5 指導救命士の養成 6 救急救命士資格者の養成 7 救急活動に関する学会等への参加 8 救急隊員人事ローテーションの確立
	2 救命率向上対策の充実強化	1 メディカルコントロール体制における関係機関との連携強化 2 応急手当の普及啓発活動の推進 3 自動体外式除細動器（AED）の整備推進
	3 救急需要対策の充実強化	1 救急需要対策の強化
8 地域消防力の充実強化		
あらゆる災害に迅速に対応し、被害の軽減を図るため、構成市の危機管理部署をはじめとする地域における消防団や自主防災組織等との連携を通じた、地域消防力の充実強化を目指します。		
	1 構成市危機管理部署との連携体制の充実強化	1 構成市危機管理部署との連携強化 2 人事交流の推進
	2 消防団との連携体制の充実強化	1 消防団との連携強化 2 消防団員確保対策の強化
	3 自主防災組織等との連携体制の充実強化	1 自主防災組織等との連携強化
9 広域連携体制の充実強化		
本組合や他の消防機関だけでは対応できない大規模災害等が発生した場合の応受援態勢の強化を図るなど、各種協定等に基づく、広域連携体制の充実強化を目指します。		
	1 広域連携支援体制の充実強化	1 各種応受援協定締結の推進 2 応受援計画に基づく訓練の実施 3 近隣消防機関等との共同業務処理の推進
	2 民間事業者等との連携支援体制の充実強化	1 各種協定締結の推進 2 協定に基づく連携機能の強化
10 消防行財政運営の充実強化		
複雑高度化し、増大する消防需要に対応していくため、中長期的な視点に基づく、持続可能な健全で柔軟な消防行財政運営の充実強化を目指します。		
	1 消防局組織体制の充実強化	1 消防局組織体制の強化 2 消防局職員政策形成能力の向上 3 階層・職種別研修・講習会への参加機会の拡充 4 消防局職員人事ローテーションの確立 5 人事交流の推進 6 女性幹部職員の登用 7 ハラスメント対策の強化
	2 消防局の業務効率化の推進	1 業務電子化の推進 2 民間委託の推進 3 働き方改革（勤務形態見直し）の推進
	3 安定的な消防行財政運営の推進	1 持続可能な健全で柔軟な財政運営の推進 2 政策的・投資的経費に対する優先順位等の規律の確立 3 公共施設マネジメントの推進 4 業務見直しによる経費削減の推進

1 消防組織体制の充実強化

盤石な消防活動の体制を確立していくため、消防組織体制の充実強化を目指します。

1-1 組織体制の基盤強化

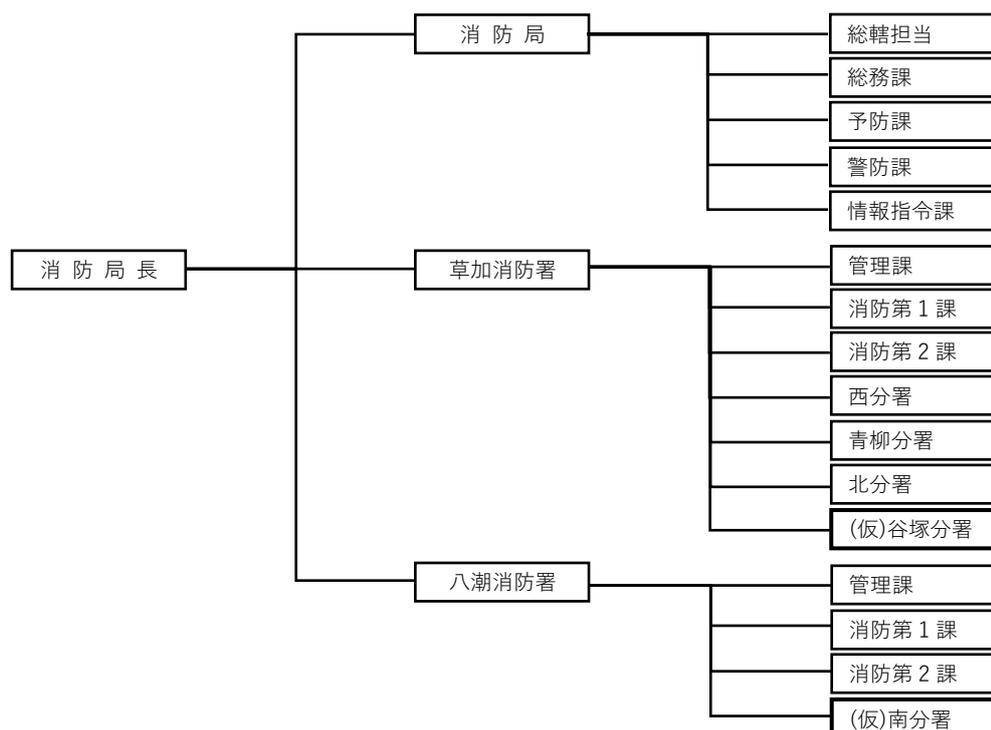
消防組織体制の充実強化を図るためには、管轄区域内で発生する災害に最も効率的で効果的に対処できる消防組織体制について、専門的かつ科学的な見地から整備を進めていく必要があります。

このため、適正配置報告書における消防署所再編の運用効果や施設白書における検証結果等を踏まえた、消防組織体制の基盤強化を推進します。

1-1-1 組織体制の再編

消防組織体制の充実強化を図るためには、消防力の運用効果の向上を図る観点から、本組合における管轄区域全体の消防力の運用効果が最大限発揮され、かつ実効性のある消防組織体制を確立する必要があります。災害活動拠点となる草加消防署の再配置及び人口の増加と都市化の進展が顕著であり、消防力の空白地域の一つとなっている八潮市の南部地域周辺に消防分署を新たに追加配置するとともに、消防需要が増加傾向にある草加市の谷塚南部地域周辺の消防力の増強に対応した草加消防署谷塚ステーションの分署化としての施設機能昇華に向けた再整備など、消防組織体制の再編に取り組みます。さらに、現在、草加消防署と八潮消防署に分散されている消防局の業務機能を集約し、日常業務における情報伝達や情報交換及び災害に対する消防部隊の効率的な運用並びに指揮・命令システムの効率性を高めていくための消防組織体制の効率化に向けた再編にも取り組みます。

図表 70 第3章「消防施設整備計画」に基づく組織体制図



1-2 適正な定員管理の推進

消防組織体制の充実強化を図るためには、消防活動に対する運用効果を十分に考慮した上で、新たな消防組織体制の再編に合わせ、職員定数の増員等を含め、適正な消防職員数を計画的に確保していく必要があります。

このため、女性消防吏員を含む新規職員の採用及び消防活動に関する技術や知識等の継承の重要性を踏まえ、再任用職員の活用を含めた定員管理計画の策定とその進捗管理体制を確立させていくなど、24時間365日、管轄区域の住民の安全と安心を確保していくための消防組織力の維持に向けた、適正な定員管理を推進します。

1-2-1 新規職員の計画的な採用

新たな消防組織体制の再編に基づく職員の定数を定め、安定的で計画的な新規職員の採用に取り組みます。

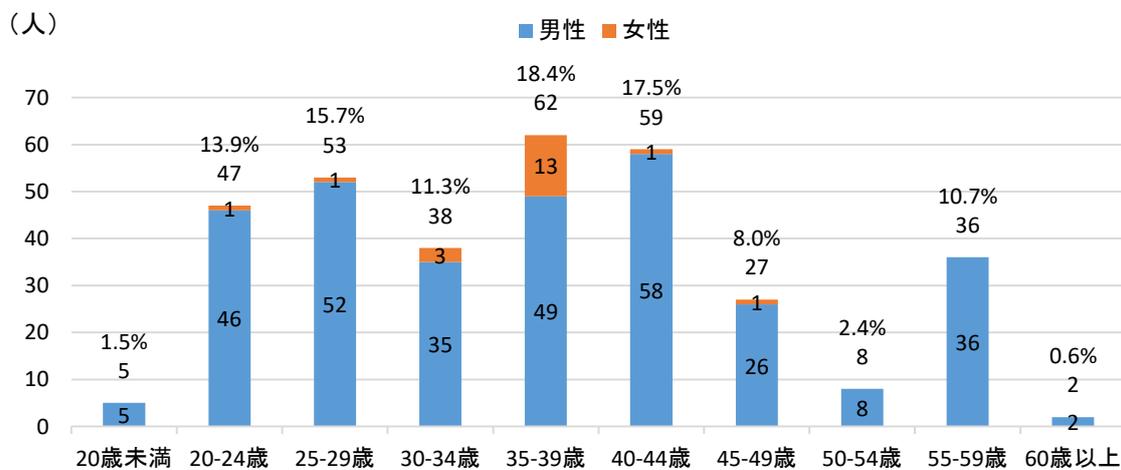
1-2-2 女性消防吏員の採用推進

複雑多様化する消防・救急活動等の対応力を向上させるため、女性の活躍の場を広めるなど、適応性に富んだ多様な人材能力の活用を図る観点から、継続的に女性消防吏員の採用を推進します。

図表 71 女性消防吏員の活動



図表 72 女性消防吏員数と年齢構成



消防吏員数	女性消防吏員数	女性消防吏員比率
337人	20人	約5.9%

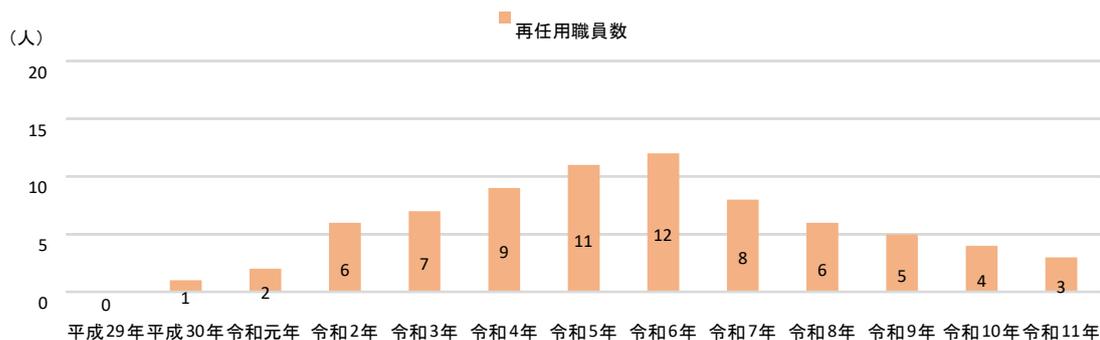
(全国平均約2.7%)

1-2-3 再任用職員の能力活用

消防活動に関する知識や技術等を確実に継承していくため、再任用制度の趣旨を踏まえつつ、組織全体の年齢構成など、組織安定化に向けたバランスにも考慮しながら、再任用職員を登用し、効果的な人員配置を推進します。

図表 73 再任用職員数と将来的な見込み

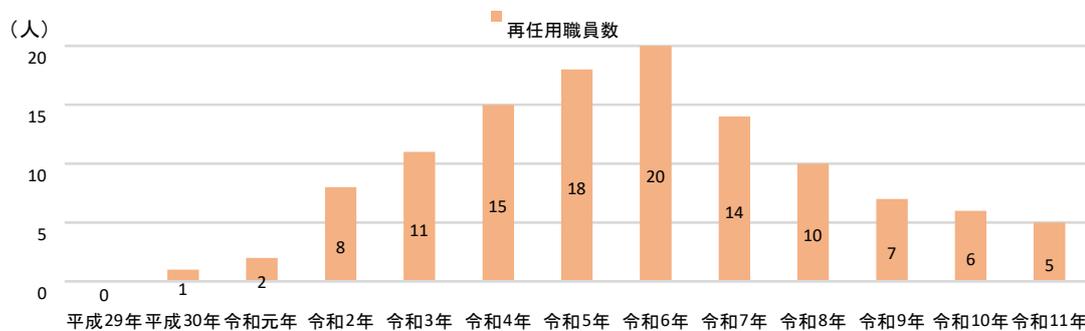
(パターン1：定年を迎える職員の1/3が再任用となる場合)



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
再任用職員数	0人	1人	2人	6人	7人	9人	11人	12人	8人	6人	5人	4人	3人

※令和元年までの数値は実数

(パターン2：定年を迎える職員の1/2が再任用となる場合)



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
再任用職員数	0人	1人	2人	8人	11人	15人	18人	20人	14人	10人	7人	6人	5人

※令和元年までの数値は実数

1-2-4 定員管理計画の策定と進捗管理体制の確立

新たな消防組織体制の取組を着実に推進・実行していくため、定員管理計画を策定するとともに、その進捗管理体制を構築します。

1-3 消防吏員の育成

消防組織体制の充実強化を図るためには、複雑多様化する消防活動に従事する消防吏員に対して、消防に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を体系的に習得させ、その資質向上を図り、次世代に確実に継承していく必要があります。

このため、消防大学校等への派遣を通じた教育訓練の実施や階層・職種別の研修・講習会等への参加機会の拡充を図るとともに、高度で専門的な知識・技術・能力等を有した消防吏員の養成と人事ローテーションの確立及び女性消防吏員の活躍推進など、生き生きと職務に従事できる職場環境づくりの整備も含め、消防組織体制の中核となる消防吏員の育成に取り組みます。

1-3-1 消防大学校・埼玉県消防学校での教育訓練の実施

消防に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を体系的に習得するため、消防大学校や埼玉県消防学校への派遣を通じた教育訓練を実施します。

1-3-2 階層・職種別研修・講習会への参加機会の拡充

消防活動における階層・職種ごとに求められる必須の知識・技術・能力等を習得するため、各種研修・講習会等への参加機会を拡充します。

1-3-3 高度で専門的な知識・技術・能力を有する消防吏員の養成

近年の災害状況は、複雑多様化していることに加え、地震や集中豪雨などの甚大な被害を及ぼす自然災害が頻発し、その災害対応には高度で専門的な能力が求められていることから、あらゆる特殊災害に対応可能な消防力を実行していくため、専門分野に特化した消防吏員を養成します。

1-3-4 女性消防吏員の活躍推進

女性消防吏員のキャリア形成の醸成を図るため、働き方の見直しなど、女性消防吏員のライフステージに対応した各種支援に努めます。

図表 74 女性消防吏員の活躍



1-3-5 消防吏員人事ローテーションの確立

消防活動における広範な知識・技術・経験等を次世代に継承し、安定的な消防組織体制を維持していくため、消防署所間や部隊間における定期的な人事ローテーションを確立します。

1-3-6 ハラスメント教育の推進

生き生きと職務に従事できる職場環境づくりの整備のため、ハラスメントに関する研修等への参加など、ハラスメント教育を推進します。

1-4 大規模災害時の業務継続体制の確立

消防組織体制の充実強化を図るためには、大規模地震や台風発生時等の非常時においても、その災害応急対策業務に加え、不断に継続していく必要性のある業務もあることから、その業務内容を特定し、業務を確実に執行していくための体制や執務環境を確保していく必要があります。

このため、大規模災害による消防庁舎や職員の被災の可能性を想定した発災直後からの災害応急対策業務及び優先度の高い不断の業務を適切に実施・継続するための業務継続計画の策定と本計画に沿った想定の実践訓練等を通じ、大規模災害時における業務継続体制を確立します。

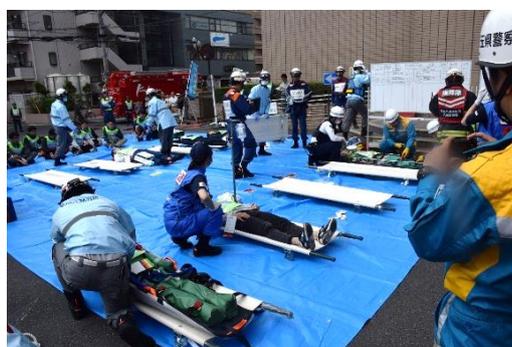
1-4-1 業務継続計画（BCP）の策定と進捗管理体制の確立

構成市における地域防災計画や業務継続計画との整合を図りながら、本組合における業務継続計画の策定を進めるとともに、本計画に基づく各種取組を着実に推進・実行していくための進捗管理体制を確立します。

1-4-2 想定訓練の実施

本計画の実効性を高めるため、各種大規模災害を想定した実践訓練等を実施するとともに、訓練等を通じて得られた課題や問題を抽出し、継続的に改善します。

図表 75 想定訓練



1-5 安全管理体制の強化

消防・救助・救急活動等における身体的負担の軽減と安全性の向上を図るための活動時の安全管理マニュアル及び消防活動以外の業務における安全管理マニュアルを策定し、本マニュアルに基づく安全管理体制を強化します。

1-5-1 消防活動における安全管理体制の強化

全ての消防活動における活動時の安全管理に関する行動規範や装備等を定めた活動時安全管理マニュアルを策定し、本マニュアルに基づく安全管理体制を強化します。

1-5-2 消防活動以外の業務における安全管理体制の強化

公用車運転等の消防活動以外の業務においての行動規範や心得等を定めた業務上安全管理マニュアルを策定し、本マニュアルに基づく安全管理体制を強化します。

2 消防施設の充実強化

消防施設の機能強化を図るため、消防署所の新設、再配置を含めた既存施設の改築や改修を適宜適切に推進するとともに、火災鎮圧のための消防水利をはじめとする消防施設の充実強化を目指します。

図表 76 常備消防施設例



2-1 消防署所の整備推進

消防施設の充実強化を図るためには、新たな消防組織体制の再編を踏まえた上で、建物の耐震化や老朽化対策等の災害活動拠点としての機能の向上及び複雑多様化する消防活動や高度化する消防局の各種業務にも対応可能な最新の消防設備や機器等を備えた、職場環境の向上に資する施設として整備していく必要があります。

このため、新たな消防組織体制の再編に伴い必要となる消防署所の新設に関する整備指針及び再配置を含めた既存施設の改築や改修等に関する整備指針を策定するとともに、本指針に基づく各種取組を適宜適切に進めるなど、常備消防施設の充実強化を図るための消防署所の整備を推進します。

2-1-1 消防署所の新設に関する整備指針の策定

新たな消防組織体制の再編に基づく消防署所の新設に関する必要な機能や設備、規模、整備水準等に関する整備指針を策定し、本指針に基づく各種整備を推進します。

図表 77 消防局の標準的な機能

室名等	仕様等
消防局長室	応接スペース
事務室	総轄担当・総務課・予防課・警防課 各課打合せスペース
書庫	書類保管
来庁者待機スペース	事務室、相談場所から見えにくい場所 《申請等の来庁者の待合場所を明確にする》
議場	収容 50 名 傍聴席考慮
議員控室兼議場倉庫	収容 40 名 平時は議場備品収納、開催時は控室
講堂	収容 100 名 (議場兼用考慮) 《局内での講演会等に対応》
会議室 (大)	収容 50 名
会議室 (小)	収容 10 名
会議室 (小)	収容 10 名
打合せスペース 1	収容 5 名
打合せスペース 2	収容 5 名
面談室	産業医・保健師・ハラスメント面談 (プライバシー考慮)
食堂	一般家庭用
洗面所	
倉庫	
女性スペース 更衣・休憩・仮眠	10 名対応 2 台ベッド常設 (最大 4 台設置)
託児・休憩スペース	《災害招集時対応》
便所	男・女・多目的 (車いす・オストメイト対応) 和式 (1)
指令センター (警防本部)	機械室 (サーバールーム) 含む
警防本部 (指令センター)	機械室 (サーバールーム) 含む
事務室 (情報指令)	情報指令課
食堂・談話室 (情報指令)	一般家庭用
仮眠室 (情報指令)	男 通常 6 ベッド 最大 20 ベッド 女 通常 2 ベッド 最大 4 ベッド
ロッカー (男性)	勤務人員 (+必要数)
ロッカー (女性)	勤務人員 (+必要数)
洗面所・トイレ (情報指令)	
シャワー室 (情報指令)	
駐車場	消防局用 普通車 15 台/マイクロバス 1 台 屋根付き

注：他団体の消防施設を参考

図表 78 消防署の標準的な機能

室名等	仕様等
署長室	応接スペース
事務室	指揮・消防・救助・救急
会議室（大） 多目的訓練室	収容 50 名 救命講習対応
会議室（小）	収容 10 名
会議室（小）	収容 10 名
防火相談室	収容 10 名
鑑識室	
展示体験	VR 体験・起震体験・防災体験・消火体験等
会議室（消防団）	収容 60 名
倉庫（消防団）	特別点検等備品保管
受付・通信室	
厨房・食堂・談話室	業務用
仮眠室（消防男性）	指揮・消防・救助隊員
仮眠室（救急男性）	救急隊員
仮眠室（消防女性）	指揮・消防・救助隊員
仮眠室（救急女性）	救急隊員
ロッカー（男性）	勤務人員（+必要数）
ロッカー（女性）	勤務人員（+必要数）
洗面所	
シャワー室	5 枠
洗濯・乾燥室	
便所	男・女・多目的（車いす・オストメイト対応） 和式（1）
車庫	大型車 4 台/中型車 3 台/普通車 5 台
出動準備室 防火衣収納庫	勤務人員（本部要員・指令員・草加署員・他）
防火衣乾燥室	
ボンベ充填室	
ボンベ保管庫	
救急消毒室	（半屋外） 大型シンク・ストレッチャー洗浄・乾燥スペース・温水シャワー
救急資機材保管庫	
危険物室	少量危険物
機械室	
タイヤ庫	タイヤ・チェーン・油圧ジャッキ
倉庫（訓練資機材）	訓練用人形
倉庫（災害用）	土のう・給水ポンプ・エアータント
倉庫（緊急援助隊）	緊急援助隊用資機材一式
倉庫（防災備蓄品）	食料・水・トイレ
屋内訓練場	避難所仕様・緊急援助隊収容施設・ドローン訓練場
訓練塔・訓練設備	燃焼実験室・ロープブリッジ
ヘリポート	
自家給油施設	
防火水槽	実災害・訓練兼用
消火栓	実災害・訓練兼用
マンホールトイレ	
発電装置	LPG ガスバルク
蓄電設備	ソーラーパネル
ホース乾燥設備	
ボートトレーラー庫	
ゴミ集積場	
駐車場	立体自走式（3階/50台） 水害避難
トレーニング室	
書庫	書類保管

注：他団体の消防施設を参考

図表 79 分署の標準的な機能

室名等	仕様等
事務室	消防・救急
会議室（中）	収容 30 名 救命講習対応
会議室（小）	収容 10 名
厨房・食堂・談話室	一般用
受付・通信室	
仮眠室（消防男性）	消防隊員
仮眠室（救急男性）	救急隊員
仮眠室（消防・救急女性） ロッカー	女性 勤務人員（+必要数）
ロッカー（男性）	勤務人員（+必要数）
洗面所	
シャワー室	5 枠
洗濯・乾燥室	
便所	男・女・多目的（車いす・オストメイト対応）
車庫	大型車 1 台/中型車 2 台/普通車 2 台
出勤準備室 防火衣収納庫	勤務人員（+必要数）
防火衣乾燥室	
ボンベ充填室	
ボンベ保管庫	
救急消毒室	（半屋外） 大型シンク・ストレッチャー洗浄・乾燥スペース・温水シャワー
救急資機材保管庫	
危険物室	少量危険物
機械室	
タイヤ庫	タイヤ・チェーン・油圧ジャッキ
倉庫（訓練資機材）	訓練用人形
倉庫（災害用）	土のう・給水ポンプ・エアータント
倉庫（防災備蓄品）	食料・水・トイレ
消火栓	実災害、訓練兼用
防火水槽	実災害、訓練兼用
発電装置	LPG ガスバルク
ホース乾燥設備	
ゴミ集積場	
駐車場	5 台分
トレーニング室	
訓練設備	庁舎併用
書庫	書類保管

注：他団体の消防施設を参考

2-1-2 再配置を含めた既存施設の改築や改修に関する整備指針の策定

新たな消防組織体制の再編に基づく消防署所の再配置の方針及び既存施設の改築や改修等に関する実施方針を定めた整備指針を策定し、本指針に基づく各種整備を推進します。

図表 80 常備消防施設の現況



草加消防署
昭和 43 年竣工
鉄筋コンクリート造



草加消防署西分署
平成 23 年竣工
鉄骨造



草加消防署青柳分署
昭和 54 年竣工
鉄筋コンクリート造



草加消防署北分署
平成 11 年竣工
鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造



草加消防署谷塚ステーション
平成 24 年竣工
鉄骨造



八潮消防署
平成 21 年竣工
鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

2-2 消防団施設の整備推進

消防施設の充実強化を図るためには、管轄区域の住民と連携した地域における消防力の要としての役割を担う消防団施設を適宜適切に整備していく必要があります。

このため、消防団施設として配置している車庫や詰所等の整備に関する実施方針を定めた整備指針及び数多く存在する老朽化した消防団施設の改築や改修等が一度に集中しないよう、中長期的な消防団施設に関する整備計画を策定するとともに、これらを着実に推進・実行していくための進捗管理体制を構築していくなど、非常備消防施設の充実強化を図るための消防団施設の整備を推進します。

2-2-1 消防団施設の整備指針の策定

消防団施設として配置している車庫や詰所等の整備に当たっての標準的な仕様や実施方針を定めた整備指針を策定し、本指針に基づく各種整備を推進します。

図表 81 消防団施設の標準的な機能

室名等	仕様等
待機室	給湯室併用
浴室・洗面所	
便所	男女兼用
車庫	中型車 1 台
防火衣収納庫	団員数 (+ 必要数)
物品収納庫	
ホース乾燥設備	(建築都度検討)
掲示板	広報用

2-2-2 消防団施設の整備計画の策定と進捗管理体制の確立

前項の整備指針に基づき、個別の消防団施設ごとの改築や改修等に関する中長期的な整備計画を策定し、本計画に基づく各種整備を推進するとともに、本計画に基づく各種取組を着実に推進・実行していくための進捗管理体制を確立します。

図表 82 消防団施設の現況例



草加市消防団第3分団第1部
昭和47年竣工
鉄骨造



八潮市消防団第3分団第5部
昭和52年竣工
軽量鉄骨造
詰所と車庫が別棟（車庫裏側が詰所）

2-3 消防水利施設の整備推進

消防水利施設の充実強化を図るためには、防火水槽等の火災鎮圧のために必要な消防水利施設を適宜適切に整備していく必要があります。

このため、管轄区域内において発生する火災等に対する消火活動を効率的で効果的に行うための消防水利情報の一元化と電子化及び大規模地震による火災発生時には消防水利が使用できなくなる恐れもあることから、消防水利施設の耐震化対策を講じていくなど、関係機関と連携・協調を図りながら、消防水利施設の充実強化を図るための各種整備を促進します。

図表 83 消防水利施設の点検



2-3-1 消防水利情報の一元化と電子化の推進

防火水槽や消火栓等の消防水利の位置や諸元、維持管理や損傷等の情報を一元的に管理できるシステムの整備を進めるとともに、電子化を推進します。

図表 84 消防水利施設の現況

		草加市	八潮市	合計
消火栓	総数	1,918 基	1,750 基	3,668 基
	150mm 未満	841 基	689 基	1,530 基
	150mm 以上	1,077 基	1,061 基	2,138 基
防火水槽	総数	1,040 基	537 基	1,577 基
	20 m ³	190 基	0 基	190 基
	40 m ³	626 基	515 基	1,141 基
	60 m ³	49 基	6 基	55 基
	80 m ³	88 基	0 基	88 基
	100 m ³	87 基	16 基	103 基
その他	プール等	38 基	20 基	58 基
水利総数		2,996 基	2,307 基	5,303 基

平成 31 年 4 月 1 日時点

2-3-2 消防水利施設の耐震対策の推進

防火水槽等の消防水利施設の耐震補強等の耐震対策を促進します。

3 消防資機材の充実強化

あらゆる消防活動に迅速かつ的確に対応していくため、消防車両をはじめとする消防資機材の計画的な更新と装備の充実強化を目指します。

図表 85 資機材を利用した活動



3-1 消防車両の整備推進

消防資機材と装備の中でも消防車両の充実強化を図るためには、消防活動に対する運用効果を十分に考慮した上で、新たな消防組織体制の再編に合わせた適正な数と消防活動の用途に合わせた消防車両の整備を計画的に進めていく必要があります。

このため、本組合における消防需要や管轄地域の地域特性等を踏まえた上で、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策など、管轄区域内で発生するあらゆる災害に対応可能な消防車両（予備車を含む）の効率的で効果的な整備に取り組むとともに、本組合で実践している消防戦術とも適合した、消防車両の整備や、大規模災害時の長時間にわたる災害対応に必要な活動支援車両の整備を推進します。

図表 86 消防車両



3-1-1 消防車両の計画的な更新

新たな消防組織体制の再編に基づく消防車両の整備更新計画を更新するとともに、効率的で効果的な整備を進めていくため、現行車両の耐用年数や更新車両の優先順位の設定、必要な機能や装備等の標準化、デザインの統一化を進めていくなど、消防車両（予備車を含む）の整備更新を計画的に取り組めます。

3-2 消防・救助資機材と装備品の整備推進

消防・救助資機材と装備品の充実強化を図るためには、消防・救助活動に対する運用効果を十分に考慮した上で、用途に合わせた資機材と装備品を計画的に整備していく必要があります。

このため、本組合における消防需要や管轄区域の地域特性等を踏まえた上で、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策など、管轄区域内で発生するあらゆる災害に対応可能な消防・救助資機材と装備品の効率的で効果的な整備に取り組むとともに、本組合で実践している消防戦術とも適合した、消防・救助資機材と装備品の整備を推進します。

3-2-1 消防・救助資機材と装備品の計画的な更新

新たな消防組織体制の再編に基づく消防・救助資機材と装備品の更新計画を策定するとともに、効率的で効果的な整備を進めていくため、その更新時には、安全性と消防戦術上の効果を確認した上で、軽量化や装置の自動化等の省力化を進めます。また、複雑多様化する災害や、近年の集中豪雨や大型の台風等に的確に対応するため、人命救助に関する救助資機材の充実を図るとともに、消防活動環境の向上に資することにも視野を向けるなど、消防・救助資機材と装備品の更新を計画的に取り組めます。

図表 87 整備予定の資機材例

無人航空機（ドローン）



熱画像直視装置



出典：消防の動き（2018年12月号）／消防庁

3-3 消防団車両・資機材・装備品の整備推進

消防資機材と装備品の中でも消防団が所有する消防車両・消防資機材・装備の充実強化を図るためには、消防団が管轄区域の住民と連携した地域における消防力の要としての役割を担うことを踏まえた上で、地域に根ざした消防力の維持と向上に向け、適宜適切に整備していく必要があります。

このため、各地域における消防団活動の機能が十分に発揮できるよう、消防団所有の消防車両・消防資機材・装備品の効率的で効果的な整備に取り組むとともに、本組合で実践している消防戦術とも整合を図った、整備を推進します。

図表 88 訓練及び現況車両



3-3-1 消防団車両・資機材・装備品の計画的な更新

消防団が所有する消防車両・消防資機材・装備品に関する更新計画を策定するとともに、効率的で効果的な整備を進めていくため、現行車両の耐用年数や更新車両の優先順位の設定、必要な機能や装備品等の標準化、デザインの統一化を進めていくなど、消防団が所有する消防車両・消防資機材・装備品の更新を計画的に取り組みます。

図表 89 整備指針上の消防団装備一覧表

装備	備考
制服等	制服、活動服
安全帽等	安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣、雨衣
防火衣一式	防火衣、防火帽、防火用長靴、防火手袋
携帯用無線機	班長以上の階級にある消防団員の数に相当する数
車載用無線機等	消防団の全車両数に相当する数
その他の情報関連機器	デジタルカメラ、ビデオカメラその他の情報の収集及び伝達のために用いる機器
火災鎮圧用器具	吸水器具、放水器具、破壊器具等
分団等に配備する器具	救急救助用器具、避難誘導用器具、夜間活動用器具及び啓発活動用器具
後方支援用資機材	エアーテント、非常用備蓄物資等
追加装備	(地域の実情に応じて) <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式散水装置(背負式水のう)、組立式水槽その他の林野火災用器具 ・資機材運搬用そり、除雪機その他の積雪寒冷地域用器具 ・排水ポンプ、土のう、その他の水災用器具 ・ボート、浮環、フローティングロープその他の水難救助用器具 ・ロープ、滑車、カラビナその他の救助用器具

出典：消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）

4 消防情報通信体制の充実強化

消防活動に必要な情報を迅速かつ確実に伝達していくため、消防情報通信体制の充実強化を目指します。

図表 90 指令センター



4-1 通信指令体制の充実強化

消防情報通信体制の充実強化を図るためには、24 時間 365 日、119 番通報や関係機関等からの災害通報を受付し、迅速かつ確実に出動指令を行い、その後の的確な消防活動につながるよう、最善で最良な形での通信指令体制を継続的に整備していく必要があります。

このため、通信指令業務に従事する指令要員の養成や各種対応訓練の実施及び人事ローテーションの確立など、通信指令業務に必要な知識・技術・能力等の向上を図るとともに、次世代に継承していく重要性を踏まえ、通信指令体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

また、消防行政の効率化や災害対応力の強化を図る観点から、消防分野での活用が想定されている連携や共同処理等の手法の一つとして、指令センターの共同運用に関する調査研究についても取り組みます。

4-1-1 通信指令要員の養成

通信指令業務に従事する指令要員は、出動命令後においても、災害現場への誘導や災害活動での指示・統制を行うとともに、救急要請の場合には、必要に応じて救急隊員が到着するまでに電話口を通じて、通報者への心肺蘇生法などを指導・実施させる口頭指導も行う場面もあるなど、その対応には高度で専門的な能力が求められていることから、あらゆる通信指令業務に対応可能な人材の育成として、研修・講習会等への参加を通じ、通信指令業務に特化した指令要員を養成します。

4-1-2 各種対応訓練の実施

通信指令業務に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を体系的に習得するため、消防・救助・救急事案に対応した口頭指導訓練や大規模災害時に発生する可能性がある 119 番通報の受信機能低下等に対応する大規模災害対応訓練を実施します。

4-1-3 通信指令要員人事ローテーションの確立

通信指令業務における広範な知識・技術・経験等を次世代に継承し、安定的な消防情報通信体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

4-1-4 指令センターの共同運用に関する調査研究

近隣消防本部等と共同で指令センターを運用することにより、広域的な災害情報の一元管理が可能となり、効率的で効果的な応援体制の構築や災害時の119番通報への対応力強化、コスト縮減の効果が期待できるなど、効率的な通信指令業務の運用を図る観点から、近隣消防本部等と歩調を合わせ、指令センターの共同運用に関する調査研究を行います。

4-2 通信指令設備の整備推進

消防情報通信体制の充実強化を図るためには、24時間365日、119番通報や関係機関等からの災害通報を受付し、迅速かつ確実に出動命令を行い、その後の的確な消防活動につなげるための最善で最良な形での通信指令設備を安定的かつ継続的に稼働させていくため、適宜適切に整備していく必要があります。

このため、通信指令設備の維持管理による機能維持と長寿命化等の取組を適切に推進していくとともに、既存の指令センターの指令システムは令和6年度中に更新時期を迎える予定となっていることから、新たな消防組織体制の再編を踏まえた上で、計画的かつ効率的で効果的な更新に取り組めます。

4-2-1 通信指令設備の機能維持と長寿命化の推進

通信指令設備の適切な維持管理により安定的な機能を維持するとともに、計画的な予防保全を実施することにより通信指令機器等の長寿命化に取り組めます。

4-2-2 通信指令設備の更新

八潮消防署に配備されている既存の指令センターの指令システムは令和6年度中に更新時期を迎える予定となっていることから、分散されている消防局の業務機能を集約するための新たな消防組織体制の再編の取組とも歩調を合わせ、通信指令設備の計画的かつ効率的で効果的な更新に取り組めます。

図表 91 通信指令設備の更新計画

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年以降
通信指令設備更新	部分更新	—	指令委託 (電波伝搬調査等)	指令委託 (実施設計等)	全面更新

5 火災予防体制の充実強化

火災による被害の軽減を図るため、各種防火・保安対策をはじめとする火災予防の充実強化を目指します。

5-1 火災予防活動体制の充実強化

火災予防の充実強化を図るためには、火災の発生を未然に防ぐための大規模・高層化した建物や危険物施設等への査察、防火安全管理体制の指導及び火災原因の調査や分析をはじめ、管轄区域の住民の安全と安心を確保していくための各種防火安全対策を一層推進していく必要があります。

このため、火災予防業務に必要な高度で専門的な知識・技術・能力等を有する予防技術資格者の養成、次世代に継承していくための人事ローテーションの確立及び防火安全に対する指導や法令違反等に対する是正指導の体制強化など、火災予防活動体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

図表 92 予防点検



5-1-1 予防技術資格者の養成

火災予防業務に必要な予防技術資格者^{※1}を適正に配置するとともに、資格取得に向けた検定及び実務経験取得の支援を行います。

図表 93 予防技術資格者の資格取得者数

	現在数	計画数
予防技術資格者の資格取得者数	11人	2人/年

平成31年4月1日時点

図表 94 予防技術資格者



5-1-2 火災予防要員人事ローテーションの確立

火災予防業務における広範な知識・技術・能力等を次世代に継承し、安定的な火災予防活動体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

5-1-3 査察・違反処理取組体制の強化

防火対策や消防用設備等の設置に関する指導、危険物施設の設置等の許認可や危険物全般に関する安全確保のための指導及び消防用設備等の維持管理に関する法令違反等に対する是正指導など、査察・違反処理の取組体制を強化します。

※1 予防技術資格者：高度化・専門化する予防業務に対応するため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者として消防庁長官が定める資格を有する者をいう。

5-2 火災調査活動体制の充実強化

火災予防の充実強化を図るためには、発生した火災の原因を調査・究明し、その後の火災予防に役立てていく必要があります。

このため、火災原因調査において、火災原因を特定するために必要な装備や設備等を充実させるとともに、火災調査員による火災原因と火災によって受けた損害調査に関する知識や鑑識技術等の向上に努めるなど、火災調査活動体制を強化していくための各種取組を推進します。

5-2-1 火災調査活動装備品の充実

火災原因調査は、様々な角度からの鑑識活動が必要であるため、火災原因調査活動を適正かつ的確に実施していくために必要な装備品や設備等を充実させます。

5-2-2 火災調査要員の養成と技能向上

火災原因調査は、火災調査員による高度で専門的な知識・技術・能力等を活用していく必要があるため、火災原因調査に関する専門分野に特化した消防吏員の養成に努めるとともに、安定的で質の高い火災原因調査活動体制を維持していくための技術向上に努めます。

5-3 防火安全対策の普及啓発

火災予防の充実強化を図るためには、家庭や職場など地域の身近なところで防火意識の高揚や普及啓発を図るなど、防火安全対策に対する相互理解のもと、管轄区域の住民や事業者等と共に取り組んでいく必要があります。

このため、防火安全対策関係団体等と協力して、火災予防運動をはじめとする防火安全対策の推進に関するイベントや広報を実施するなど、管轄区域の住民と事業者等と一体となった、防火安全対策の普及啓発のための各種活動に取り組みます。

5-3-1 防火安全対策関係団体との連携協力体制の強化

防火安全対策の普及啓発を推進するため、防火安全対策関係団体等との連携協力体制を強化します。

5-3-2 防火安全対策に関する各種イベントの実施

防火安全対策関係団体等と協力して、火災予防運動をはじめとする防火安全対策に関する各種イベントや広報を実施します。

5-3-3 防火安全対策の普及啓発活動の推進

防火安全対策の普及啓発を図るため、広報紙やホームページといった従来の方法に加え、より効果的な普及啓発活動を実施するため、公共交通機関への掲示、横断幕、電光掲示板等を活用した、効果的な普及啓発活動に取り組みます。

5-4 防火対象物の防火安全対策の充実強化

火災予防の充実強化を図るためには、火災の発生を未然に防ぐための防火対策や消防用設備等の設置に関する指導及び消防用設備等の維持管理に関する法令違反等に対する是正指導をはじめ、防災管理対象物を含む防火対象物に対する防火安全対策を確実に推進していく必要があります。

このため、火災発生の多くを占める住宅火災による出火防止対策の一環として、住宅用火災警報器等の設置を促進するなど、火災による死者数をなくすための取組として、防火安全対策を推進させるための各種活動に取り組みます。

5-4-1 住宅用火災警報器設置の促進

火災発生の多くを占める住宅火災による出火防止対策の一環として、広報紙やホームページといった従来の普及啓発方法に加え、展示・体験スペースを常設するなど、住宅用火災警報器等の設置に向けた取組を促進します。

5-4-2 各種防火対策の強化

火災の発生を未然に防ぐための防火対策や消防用設備等の設置に関する指導及び消防用設備等の維持管理に関する法令違反等に対する是正指導など、管轄区域内の工場や作業場、店舗等に対する各種防火対策の取組を強化します。

5-5 危険物施設の事故防止対策の充実強化

火災予防の充実強化を図るためには、火災の発生を未然に防ぐための危険物施設の設置等の許可や危険物全般に関する安全確保のための指導及び法令違反等に対する是正指導など、危険物施設に対する事故防止対策の全般にわたる取組を確実に推進していく必要があります。

このため、管轄区域内における発火性又は引火性の石油、ガス、化学物質、鉱物等の危険物を貯蔵・販売等を取り扱う事業所等に対して、保安管理体制の強化と事故防止対策を推進させるための各種活動に取り組みます。

5-5-1 保安管理体制の強化

危険物施設を所有する事業所等に対して、適切な保安管理体制の整備について指導を行います。

5-5-2 事故防止対策の強化

危険物施設の許可・完成検査等を通じて、適切な事故防止対策の実施についての指導を行います。

6 災害対応力の充実強化

大規模自然災害や化学物質を伴う特殊災害等を含むあらゆる災害に的確に対応していくため、総合的な災害対応力の充実強化を目指します。

6-1 指揮活動体制の充実強化

災害対応力の充実強化を図るためには、通常の火災や救助事案に加え、今後、高い確率でその発生が予測されている首都直下型地震や台風・集中豪雨などの大規模自然災害、これまでに前例や経験のない未知の災害等をはじめとする特殊災害にも迅速かつ的確に対応していくための指揮活動機能を一層強化していく必要があります。

このため、各種消防活動に従事するあらゆる部隊への指揮統制の役割を担う指揮活動の重要性を踏まえ、指揮活動に必要な高度で専門的な知識・技術・能力等を有する指揮隊員の養成及び効果的で効果的な質の高い現場活動と徹底した安全管理体制を確立するなど、災害現場において、機能的で統率のとれた指揮活動体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

図表 95 指揮隊の活動



6-1-1 指揮活動体制の強化

各種消防活動に従事するあらゆる部隊への指揮統制の役割を担う指揮活動の重要性を踏まえ、災害現場において、機能的で統率のとれた指揮活動体制を強化します。

図表 96 第3章「消防施設整備計画」に基づく指揮隊の配置

所属	現在数	配備数
草加消防署	1 隊	1 隊
草加消防署西分署	－	－
草加消防署青柳分署	－	－
草加消防署北分署	－	－
(仮称) 草加消防署谷塚分署	－	－
八潮消防署	1 隊	1 隊
(仮称) 八潮消防署南分署	－	－

6-1-2 指揮活動訓練の実施

指揮活動に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を部隊間で体系的に習得するため、あらゆる災害事象に対応した図上訓練やシミュレーション訓練を実施します。

6-1-3 指揮活動に関する技術の向上

効率的で効果的な指揮活動を展開していくため、従来からの基本技術に加え、その安全性と消防戦略上の効果を確認した上で、指揮活動に関する最新技術を取り入れるとともに、活動を支えるための装備等も充実させるなど、指揮活動に関する技術の向上に取り組みます。

6-1-4 指揮隊員の養成

指揮活動に従事する指揮隊員は、各種消防活動に従事するあらゆる部隊への指揮統制の役割を担うことを任務としており、その対応には高度で専門的な能力が求められていることから、あらゆる指揮活動に対応可能な人材の育成として、消防大学校等への派遣を通じ、指揮活動に特化した指揮隊員を養成します。

6-1-5 指揮隊員人事ローテーションの確立

指揮活動における広範な知識・技術・能力等を次世代に継承し、安定的な指揮活動体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

6-2 消防活動体制の充実強化

災害対応力の充実強化を図るためには、大規模・高層化した建物及び用途・管理形態の多様化に伴う火災発生形態の複雑化により、消防活動の困難性が一段と高まっていることから、あらゆる火災事象に対して、迅速かつ的確に消火活動を展開し、火災の拡大防止と被害の軽減を図るための消防活動機能を一層強化していく必要があります。

このため、あらゆる火災事象に対応可能な消防活動訓練の実施や消防活動に関する従来からの基本技術の継承と最新技術の習得を通じた強靱な消防隊の編成及び新たな消防組織体制の再編に基づく消防隊の適正配置に加え、消防ポンプ自動車とはしご自動車の兼務乗車など効率的で効果的な質の高い現場活動と徹底した安全管理体制を確立するなど、火災現場において、機能的で統率のとれた消防活動体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

6-2-1 消防活動体制の強化

あらゆる火災事象に対して、迅速かつ的確に消火活動を展開し、火災の拡大防止と被害の軽減を図るための消防活動体制を強化します。

図表 97 第3章「消防施設整備計画」に基づく消防隊の配置

所属	現在数	配備数
草加消防署	2 隊	2 隊
草加消防署西分署	1 隊	2 隊
草加消防署青柳分署	2 隊	2 隊
草加消防署北分署	2 隊	2 隊
(仮称) 草加消防署谷塚分署	1 隊	2 隊
八潮消防署	3 隊	2 隊
(仮称) 八潮消防署南分署	—	2 隊

注：草加消防署青柳分署、八潮消防署は化学隊を1隊含む。

図表 98 第3章「消防施設整備計画」に基づくはしご自動車の配置

所属	現在数	配備数
草加消防署	※ (1 台)	1 台(40m 級)
草加消防署西分署	1 台(40m 級)	※ (1 台)
草加消防署青柳分署	—	—
草加消防署北分署	—	—
(仮称) 草加消防署谷塚分署	—	—
八潮消防署	1 台(屈折)	1 台(屈折)
(仮称) 八潮消防署南分署	—	—

※ 高所作業車

6-2-2 消防活動訓練の実施

消防活動に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を部隊間で体系的に習得するため、あらゆる火災事象に対応した実技訓練や想定訓練を実施します。

図表 99 想定訓練



6-2-3 消防活動に関する技術の向上

効率的で効果的な消防活動を展開していくため、従来からの基本技術に加え、その安全性と消防戦略上の効果を確認した上で、消防活動に関する最新技術を取り入れるとともに、活動を支えるための装備等も充実させるなど、消防活動に関する技術の向上に取り組みます。

6-2-4 消防隊員の養成

消防活動に従事する消防隊員は、あらゆる火災事象に対して、迅速かつ的確に消火活動を展開し、火災の拡大防止と被害の軽減を図ることを任務としており、その対応には高度で専門的な能力が求められていることから、あらゆる消防活動に対応可能な人材の育成として、消防大学校等への派遣を通じ、消防活動に特化した消防隊員を養成します。

6-2-5 消防隊員人事ローテーションの確立

消防活動における広範な知識・技術・能力等を次世代に継承し、安定的な消防活動体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

6-3 救助活動体制の充実強化

災害対応力の充実強化を図るためには、救助活動の多くを占める建物事故、交通事故、火災、水難事故、機械等による事故などから迅速に人命を救うため、一刻も早く危険状態を排除し、要救助者を安全な場所に搬送するための救助活動機能を一層強化していく必要があります。

このため、管轄区域の地域特性等を踏まえた上で、あらゆる救助事態に対応可能な救助活動訓練の実施や救助活動に関する従来からの基本技術の継承と最新技術の習得を通じた強靱な救助隊の編成及び新たな消防組織体制の再編に基づく救助隊の適正配置に加え、救助活動に必要な高度で専門的な知識・技術・能力等を有する救助隊員の養成と次世代に継承していくための人事ローテーションを確立します。また、効率的で効果的な質の高い現場活動と徹底した安全管理体制を確立するなど、救助現場において、機能的で統率のとれた救助活動体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

図表 100 高度救助隊



6-3-1 救助活動体制の強化

救助活動の多くを占める建物事故、交通事故、火災、水難事故、機械等による事故などから迅速に人命を救うため、一刻も早く危険状態を排除し、要救助者を安全な場所に搬送するための救助活動体制を強化します。

図表 101 第3章「消防施設整備計画」に基づく救助隊の配置

所属	現在数	配備数
草加消防署	－	1 隊（高度）
草加消防署西分署	1 隊	－
草加消防署青柳分署	－	－
草加消防署北分署	－	－
（仮称）草加消防署谷塚分署	－	－
八潮消防署	1 隊（高度）	1 隊
（仮称）八潮消防署南分署	－	－

6-3-2 救助活動訓練の実施

救助活動に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を部隊間で体系的に習得するため、あらゆる救助事象に対応した実技訓練や想定訓練を実施します。

図表 102 救助活動訓練



6-3-3 救助活動に関する技術の向上

効率的で効果的な救助活動を展開していくため、従来からの基本技術に加え、その安全性と消防戦略上の効果を確認した上で、救助活動に関する最新技術を取り入れるとともに、活動を支えるための装備等も充実させるなど、救助活動に関する技術の向上に取り組みます。

6-3-4 救助隊員の養成

救助活動に従事する救助隊員は、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械等による事故などから迅速に人命を救うことを任務としており、その対応には高度で専門的な能力が求められていることから、あらゆる救助活動に対応可能な人材の育成として、消防大学校等への派遣を通じ、救助活動に特化した救助隊員を養成します。

6-3-5 救助隊員人事ローテーションの確立

救助活動における広範な知識・技術・能力等を次世代に継承し、安定的な救助活動体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

6-3-6 水難救助活動体制の強化

本組合の管轄区域には、中川、綾瀬川、圀川、伝右川、毛長川といった一級河川に加え、葛西用水など、大小様々な河川が流れており、水難事故が一定頻度で発生しています。また、近年の集中豪雨や大型の台風等による大規模自然災害により、市街地への浸水被害も想定されることから、水難事故に特化した高度で専門的な知識・技術・能力等を部隊間で体系的に習得するとともに、ボート等の水難救助活動に特化した必要な資機材・装備品等を整備するなど、水難救助活動の体制を強化します。

6-4 特殊災害活動体制の充実強化

災害対応力の充実強化を図るためには、自然災害以外の化学物質の関連事故やテロリストによる生物・化学剤散布などをはじめとする、これまでに前例や経験のない未知の災害等の特殊災害にも迅速に駆けつけ、人命の救助と災害の拡大防止、早期鎮圧に努めるなど、被害の軽減を図るための特殊災害活動機能を一層強化していく必要があります。

このため、あらゆる特殊災害事態に対応可能な特殊災害活動の訓練の実施や特殊災害活動に関する従来からの基本技術の継承と最新技術の習得を通じた強靱な特殊災害部隊の編成及び新たな消防組織体制の再編に基づく特殊災害部隊の適正配置に加え、特殊災害活動に必要な高度で専門的な知識・技術・能力等を有する特殊災害部隊員の養成と次世代に継承していくための人事ローテーションを確立します。また、効率的で効果的な質の高い現場活動と徹底した安全管理体制を確立するなど、災害現場において、機能的で統率のとれた特殊災害活動体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

図表 103 特殊災害活動訓練



6-4-1 特殊災害活動体制の強化

近隣消防本部等とも連携を図りながら、自然災害以外の化学物質の関連事故やテロリストによる化学剤散布などこれまでに前例や経験のない未知の災害などの特殊災害に対応していくための活動体制を強化します。

図表 104 第3章「消防施設整備計画」に基づく特殊災害隊の配置

所属	現在数	配備数
草加消防署	－	1 隊
草加消防署西分署	－	－
草加消防署青柳分署	1 隊	－
草加消防署北分署	－	－
(仮称) 草加消防署谷塚分署	－	－
八潮消防署	－	－
(仮称) 八潮消防署南分署	－	－

6-4-2 特殊災害活動訓練の実施

特殊災害活動に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を部隊間で体系的に習得するため、あらゆる特殊災害事象に対応した実技訓練や想定訓練を実施します。

6-4-3 特殊災害活動に関する技術の向上

効率的で効果的な特殊災害活動を展開していくため、従来からの基本技術に加え、その安全性と消防戦術上の効果を確認した上で、特殊災害活動に関する最新技術を取り入れるとともに、活動を支えるための装備等も充実させるなど、特殊災害活動に関する技術の向上に取り組みます。

6-4-4 特殊災害部隊員の養成

特殊災害活動に従事する特殊災害部隊員は、自然災害以外の化学物質の関連事故やテロリストによる化学剤散布など、これまでに前例や経験のない未知の火災や災害などの特殊災害にも迅速に駆けつけ、人命の救助と災害の拡大防止、早期鎮圧に努めるなど、被害の軽減を図ることを任務としており、その対応には高度で専門的な能力が求められていることから、あらゆる特殊災害活動に対応可能な人材の育成として、消防大学校等への派遣を通じ、特殊災害活動に特化した特殊災害隊員を養成します。

6-4-5 特殊災害部隊員人事ローテーションの確立

特殊災害活動における広範な知識・技術・能力等を次世代に継承し、安定的な特殊災害活動体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

7 救急救命体制の充実強化

増加の一途をたどる救急需要や高度化する救急処置等に的確に対応していくため、救急救命体制の充実強化を目指します。

図表 105 救急救命活動



7-1 救急活動体制の充実強化

救急活動体制の充実強化を図るためには、高齢化や都市化の進展等に伴う救急出動の増加及び救急隊員が行う応急処置等の高度化や多様化など、今後においては、こうした救急活動を取り巻く環境の変化を踏まえた上で、救命効果の高い、より充実した救急活動の体制強化を一層推進していく必要があります。

このため、救急救命士^{※1}等による高度で専門的な救急救命処置を行うことが可能な救急活動の体制を整備していくとともに、救急救命士を含む全ての救急隊員の救急活動に関する知識・技術・能力等の維持と向上を図ることを目的とした教育指導体制の確立や救急救命士資格者の養成及び次世代に継承していくための人事ローテーションの確立など、救急活動の高度化が求められている中で、救急活動体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

※1 救急救命士：救急救命士の資格は、消防吏員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得できる。資格取得後、救急救命士が救急業務に従事するには、病院実習ガイドラインに従い160時間以上の病院実習を受けることとされており、その後も2年ごとに128時間以上（うち、病院実習は最低でも48時間程度）の再教育を受けることが望ましいとされている。

7-1-1 救急活動体制の強化

高齢化や都市化の進展等に伴う救急出動の増加及び救急隊員が行う応急処置等の高度化など、多様化する救急活動に対応できる資機材と装備品の整備及び更新を計画的に行い、救命効果の高い、より充実した救急活動体制を強化します。

図表 106 第3章「消防施設整備計画」に基づく救急隊の配置

所属	現在数	配備数
草加消防署 (救急ステーション隊1隊含む)	3隊	3隊
草加消防署西分署	1隊	1隊
草加消防署青柳分署	1隊	1隊
草加消防署北分署	1隊	1隊
(仮称)草加消防署谷塚分署	1隊	1隊
八潮消防署	3隊	2隊
(仮称)八潮消防署南分署	—	1隊

注：現在の八潮消防署の1隊は消防隊との兼務隊として編成。

7-1-2 救急教育指導体制の確立

高度化・多様化する救急活動に対応していくため、指導救命士等による必要な訓練や研修、指導等に取り組むなど、救急救命士を含む全ての救急隊員の救急活動に関する知識・技術・能力等の維持と向上を図ることを目的とした教育指導体制を確立します。

7-1-3 救急教育訓練の充実

救急活動に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を救急隊間で体系的に習得するため、あらゆる救急事態に対応した実技訓練や想定訓練を実施します。

図表 107 救急教育訓練の様子



7-1-4 救急活動に関する技術の向上

救急救命に関する技術の中でも救急救命士の応急処置においては、資格制度の創設後、除細動、気管挿管、薬剤投与（エピネフリン）、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保、輸液、血糖測定ブドウ糖溶液の投与まで拡大されました。救急救命士がこれら応急処置を適切に施すため、処置拡大に伴う技術の習得や能力向上のための必要な講習及び病院での実習を通じた救急活動に関する技術の向上に努めます。

7-1-5 指導救命士の養成

救急活動において指導的立場を担う指導救命士は、必要な実務経験を有し、指導救命士研修の修了が必要になります。指導救命士認定後は、救急隊員対象の研修会の企画立案や救急関連学会への参加等、指導救命士として経験を重ねていく必要があります。高度で専門的な能力が求められていることから、計画的に指導救命士を養成します。

図表 108 指導救命士の認定取得者数

	現在数	計画数
指導救命士の認定取得者数	6人	1～2人／年

平成31年4月1日時点

図表 109 指導救命士



7-1-6 救急救命士資格者の養成

国の整備指針では、救命率の向上のため、救急自動車1台につき1人の救急救命士を配置することが示されていることから、高度で専門的な応急処置を迅速かつ的確に実施する体制を維持していくため、計画的に救急救命士を養成します。

図表 110 救急救命士資格者の養成計画

	現在数	計画数
救急救命士の資格取得者数	102人	2人/年

平成31年4月1日時点

7-1-7 救急活動に関する学会等への参加

救急活動に関する高度で専門的な知識・技術・能力等の習得及び最新情報の収集のため、救急活動に関する学会等への参加機会を拡充するとともに、消防大学校等や病院への派遣研修及び外部団体が主催する各種研修、講習会への参加機会を拡充します。

7-1-8 救急隊員人事ローテーションの確立

救急救命活動における広範な知識・技術・能力等を次世代に継承し、安定的な救急救命活動体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

7-2 救命率向上対策の充実強化

救急救命体制の充実強化を図るためには、近い将来、管轄区域において高齢化の進展等に伴う心肺停止状態での救急搬送の事案が増加傾向になる状況等を踏まえ、救急搬送時間の延伸を防ぐ対策を講じるとともに、救急活動における諸課題を解決していく体制を整備していくなど、救命率の向上を図るための対策を一層強化していく必要があります。

このため、消防機関と医療機関との連携によるメディカルコントロール体制^{※1}における各種取組や周産期における救急救命体制の機能強化、救命効果を高めるための管轄区域の住民等に向けた応急手当の普及啓発活動の推進及び救急要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間に自動体外式除細動器（AED）を適切に実施することで、大きな救命効果が得られることから、不足の事態に備え普段からお互いが協力し合い救護活動ができる環境づくりにも取り組むなど、救命率向上対策の充実強化に向けた各種取組を推進します。

7-2-1 メディカルコントロール体制における関係機関との連携強化

救急傷病者の救命効果を高めるための取組として、メディカルコントロール体制における医療機関等との連携により、救命処置の手順等を示したプロトコルなどの救急搬送活動に関する諸課題について共に検討するなど、メディカルコントロール体制の強化に努めます。

図表 111 医療機関との連携した訓練



7-2-2 応急手当の普及啓発活動の推進

応急手当の普及啓発を図るため、広報紙やホームページ、リーフレット等による広報活動に取り組むとともに、管轄区域の住民等が不測の事態に備え、普段から応急手当に関する知識と技術を学び、身に付けていく場を設けていく必要があることから、本組合が行う定期救命講習や出前講座等の制度を活用した普通救命講習会を実施するなど、効果的な普及啓発活動に取り組みます。

※1 メディカルコントロール体制：プレホスピタル・ケアにおけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保证する体制。

7-2-3 自動体外式除細動器（AED）の整備推進

傷病の発生から救急隊が現場に到着するまでに要する時間に自動体外式除細動器（AED）を適切に使用することで、大きな救命効果が得られる可能性があることから、管轄区域内の公共施設やコンビニエンスストア等に計画的に整備していくとともに、発生頻度の高い施設等への設置促進及び使用方法に関する講習会の実施やパンフレット等を通じ、広くその取扱いの周知に努めるなど、整備を推進します。

図表 112 自動体外式除細動器（AED）の設置施設一覧リーフレット



7-3 救急需要対策の充実強化

救急救命体制の充実強化を図るためには、高齢化や都市化の進展等に伴い、救急出動が増加傾向にある中で、救急搬送者の一部は症状に緊急性のない軽症で、重篤な傷病者への対応の遅れが懸念される状況にあります。こうした救急需要対策の一環として、管轄区域における限られた救急自動車に緊急性の高い傷病者にできるだけ早く到着できるように、救急自動車の適正利用について、広く管轄区域の住民等に周知していく必要があります。

このため、症状の緊急度の判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供している全国版救急受診アプリ（愛称「Q助」）^{※1}や救急医療相談と医療機関案内を共通の短縮ダイヤル（#7119）で行う電話相談窓口「救急相談センター^{※2}」等の利用を促進するとともに、救急自動車利用マニュアルや利用ガイド等のパンフレットを作成し、救急自動車の適正利用をはじめとする、救急需要対策の充実強化に向けた各種取組を推進します。

7-3-1 救急需要対策の強化

救急自動車の適正利用を広く管轄区域の住民等に周知していくため、症状の緊急度の判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供していくための全国版救急受診アプリや救急医療相談と医療機関案内を共通の短縮ダイヤル（#7119）で行う電話相談窓口「救急相談センター」等の利用を促進するとともに、救急自動車利用マニュアルや利用ガイド等のパンフレットを作成し、救急自動車の適正利用に向けた各種取組を推進します。

図表 113 全国版救急受診アプリ（愛称「Q助」）



※1 総務省消防庁は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWeb版・スマートフォン版アプリ「Q助」を平成29年5月から運用している。

※2 電話相談窓口「救急相談センター」は、消防と医療が連携し、救急医療相談と医療機関案内を共通の短縮ダイヤル（#7119）で行う電話相談窓口です。寄せられた相談は、医師・看護師・相談員が対応し、病気やけがの症状を把握して、傷病の緊急性や救急自動車要請の要否の助言、受診手段の案内、医療機関案内等を行っている。

8 地域消防力の充実強化

あらゆる災害に迅速に対応し、被害の軽減を図るため、構成市の危機管理部署をはじめとする地域における消防団や自主防災組織等との連携を通じた、地域消防力の充実強化を目指します。

8-1 構成市危機管理部署との連携体制の充実強化

地域消防力の充実強化を図るためには、構成市の危機管理部署との連携を深め、地域の消防力の向上に資する取組を一層推進していく必要があります。

このため、構成市の危機管理部署との連携を深めた地域の消防力の向上に資する取組にあっては、大規模自然災害や特殊災害等が発生した場合に、構成市である草加市と八潮市に災害対策本部が設置され、両市の災害対策本部と連携した形で消防活動に当たることから、災害時の円滑な消防活動を可能とするため、平常時から構成市の危機管理部署との連携体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

8-1-1 構成市危機管理部署との連携強化

構成市の危機管理部署との連携を深める取組として、大規模自然災害や特殊災害等が発生した際の消防活動に関する本組合と構成市の危機管理部署との情報共有及び災害対応の意思決定等の取組手順を明確化するとともに、統率のとれた指揮命令を展開していくため、効率的で効果的な通信手段や移動手段等を整備します。また、構成市における地域防災計画や業務継続計画（BCP）との整合を図りながら、大規模自然災害や特殊災害を想定した、構成市の危機管理部署との合同による図上訓練や実働訓練を実施するなど、構成市の危機管理部署との連携体制を一層強化します。

8-1-2 人事交流の推進

本組合における消防活動の取組と構成市における危機管理の取組に対する相互理解を深めるため、構成市の危機管理部署との人事交流を推進します。

8-2 消防団との連携体制の充実強化

地域消防力の充実強化を図るためには、地域における消防団との連携を深め、地域の消防力の向上に資する取組を一層推進していく必要があります。

このため、消防団との連携を深めた地域の消防力の向上に資する取組については、地域にもっとも身近な消防活動を展開している消防団が、火災や震災等の災害現場における消火活動や応急救護などの重要な任務を担うとともに、管轄区域の住民に対する火災予防や応急救護などの普及啓発活動、地域の催し物等への警戒にも取り組むなど、地域における消防力の要として、あらゆる消防活動に取り組んでいることから、今後においても消防団との連携体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

8-2-1 消防団との連携強化

消防団との連携を深める取組として、消防団の運営のための役員会議等に参加し、平常時から消防団活動等に対する相互理解を深めるとともに、消防団が主催する各種教育・訓練プログラム等への支援・協力・参加を通じ、消防団との連携体制を一層強化します。

図表 114 消防団との連携訓練



8-2-2 消防団員確保対策の強化

消防団は、地域における消防力の要として、火災発生時における活動はもとより、近年、地震や台風、集中豪雨などの大規模自然災害の発生時において大きな力を発揮し、その果たす役割はますます重要なものとなっています。しかしながら、雇用形態や社会情勢の変化、地域交流の希薄化などにより、消防団員の確保は年々困難な状況になっており、在籍する消防団員の高齢化も進行していることから、今後においては、若い世代や女性の方に消防団の存在や重要性を認識し、興味をもってもらい、また学生消防団活動認証制度等を活用して入団の促進を図るなど、消防団と連携して必要な消防団員の確保対策を強化します。

図表 115 消防団員



図表 116 消防団員数

	男性	女性	合計
草加市消防団	197 人	14 人	211 人
八潮市消防団	207 人	8 人	215 人

平成 31 年 4 月 1 日現在

8-3 自主防災組織等との連携体制の充実強化

地域消防力の充実強化を図るためには、地域における自主防災組織等との連携を深め、地域の消防力の向上に資する取組を強力に推進していく必要があります。

このため、自主防災組織等との連携を深めた地域の消防力の向上に資する取組については、自主防災組織等がもつ地域における様々な防災活動に関する知識や知見を消防活動にも生かし、融合させることで、地域の消防力が一段と向上することから、自主防災組織等との連携体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

8-3-1 自主防災組織等との連携強化

自主防災組織等との連携を深める取組として、自主防災組織等が主催する地域住民を対象とした防災に関する研修や勉強会、防災訓練等への支援・協力・参加を通じ、自主防災組織等との連携体制を一層強化します。

9 広域連携体制の充実強化

本組合や近隣消防機関だけでは対応できない大規模災害等が発生した場合の応受援態勢の強化を図るなど、各種協定等に基づく、広域連携体制の充実強化を目指します。

9-1 広域連携支援体制の充実強化

広域連携体制の充実強化を図るためには、消防組織法上の緊急消防援助隊や隣接する消防本部との相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定等による広域連携支援活動のスケールメリットを生かした、消防活動の応受援態勢を計画的に整備していく必要があります。

このため、新たな消防組織体制の再編及び広域連携支援活動に関する各種協定等に基づき、広域連携支援活動に対応した部隊編成や消防車両・資機材・装備品等の整備を推進するとともに、合同訓練等への参加を通じ、広域連携支援活動に必要な専門的な知識・技術・能力等の向上に努めるなど、広域連携支援体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

9-1-1 各種応受援協定締結の推進

本組合は、消防組織法に基づく緊急消防援助隊や隣接する消防本部との消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定等を締結していますが、本組合や近隣消防機関だけでは対応できない大規模災害等が発生した場合に、人命救助活動等が迅速に実施できるよう、今後も必要な協定の締結を推進します。

9-1-2 応受援計画に基づく訓練の実施

広域連携支援活動に関する各種協定等に基づく訓練を実施するとともに、合同訓練等への参加を通じ、広域連携支援活動に必要な専門的な知識・技術・能力等の向上に努めます。

9-1-3 近隣消防機関等との共同業務処理の推進

近隣消防機関等との指令業務の共同運用や予防業務の共同処理等、共同で事務処理することで効率的で効果的な業務について近隣消防機関と調整を図りながら調査研究することを推進します。

図表 117 合同訓練



9-2 民間事業者等との連携支援体制の充実強化

広域連携体制の充実強化を図るためには、公的機関との広域連携支援活動の枠組みだけではなく、民間事業者等との連携支援活動も必要不可欠であることから、今後においては、民間事業者等の機動力や調達力等を生かした、連携支援体制を計画的に整備していく必要があります。

このため、大規模災害時における消防活動に必要な燃料や食糧供給、給水等を優先的に受けることができる協定の締結及び特殊災害時における迅速かつ効果的な救助活動を行うための重機やオペレーターの災害現場への派遣に関する協定の締結、各種協定等に基づく連携機能の強化を図るなど、民間事業者等との連携支援体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

9-2-1 各種協定締結の推進

本組合は、緊急車両等の燃料を優先的に確保していくための「大規模災害発生時における埼玉県石油商業組合草加支部施設の一時使用に関する協定」、必要な消火用水の搬送協力のための「大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定書」及び救助活動を行うための重機やオペレーターの派遣に関する「災害時における消防活動の協力に関する協定書」等を締結していますが、大規模災害や特殊災害等が発生した場合に必要な消防活動に関わる物資等を継続的に確保していくため、今後も必要な協定の締結を推進します。

9-2-2 協定に基づく連携機能の強化

大規模災害や特殊災害等が発生した場合に必要な消防活動に関わる物資等を確保していくため、各種協定等に基づく物資等の供給が適切に受けられるよう、協定を締結した民間事業者等との連携体制の強化に努めます。

10 消防行財政運営の充実強化

複雑高度化し、増大する消防需要に対応していくため、中長期的な視点に基づく、持続可能な健全で柔軟な消防行財政運営の充実強化を目指します。

10-1 消防局組織体制の充実強化

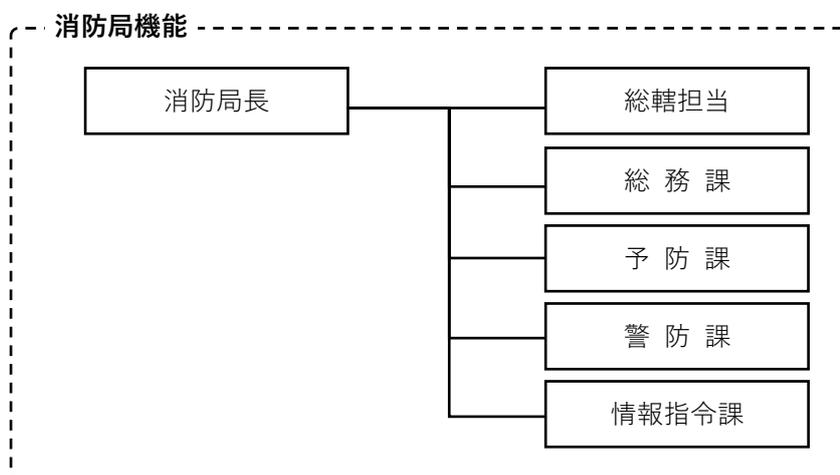
持続可能な健全で柔軟な消防行財政運営の充実強化を図っていくためには、本組合における消防行財政運営の中心的役割と、あらゆる消防活動の司令塔としての役割も担う、消防局の組織体制を一層強化していく必要があります。

このため、本組合における消防行財政運営の基盤を支える消防局業務の総務・法務・財務・IT等といった各専門分野での政策形成や事務処理及び構成市をはじめとする関係機関との調整など、人的資源に限られた中であってもこれら任務を的確かつ着実に対応していけるよう、組織の活性化も含め、消防局業務に従事する職員一人一人の能力向上を図るなど、消防局組織体制の充実強化に向けた各種取組を推進します。

10-1-1 消防局組織体制の強化

本組合における消防行財政運営の中心的役割を担い、あらゆる消防活動の司令塔としての役割も担う、消防局組織の重要性を踏まえ、より機能的な消防局としての組織体制を強化します。

図表 118 現在の消防局の組織体制



10-1-2 消防局職員政策形成能力の向上

本組合における消防行財政運営の基盤を支える消防局業務の総務・法務・財務・IT等といった各専門分野での政策形成や事務処理及び構成市をはじめとする関係機関との調整など、限られた人的資源にあってもこれら任務を的確かつ着実に対応していけるよう、組織の活性化も含め、消防局業務に従事する職員一人一人の能力向上に努めます。

10-1-3 階層・職種別研修・講習会への参加機会の拡充

消防局業務における階層・職種ごとに求められる必須の知識・知見・能力等を習得するため、各種研修・講習会等への参加機会を拡充します。

10-1-4 消防局職員人事ローテーションの確立

消防局業務における専門的な知識・知見・経験等を着実に継承し、安定的な消防局組織体制を維持していくため、定期的な人事ローテーションを確立します。

10-1-5 人事交流の推進

消防局業務の総務・法務・財務・IT等といった各専門分野での政策形成や事務処理に関する知識・知見・能力等の習得をはじめとする、本組合における消防行財政運営の取組に対する相互理解を深めるため、構成市との人事交流を推進します。

10-1-6 女性幹部職員の登用

女性消防吏員のキャリア形成及びスキルアップを図りながら、さらに活躍できる職場づくりを推進していくため、女性幹部の登用に努めます。

10-1-7 ハラスメント対策の強化

生き生きと職務に従事できる職場環境づくりの整備のため、ハラスメントに関する規程の整備や消防局内にハラスメント相談窓口を設置するなど、ハラスメント対策の強化に向けた取組を推進します。

10-2 消防局の業務効率化の推進

持続可能な健全で柔軟な消防行財政運営の充実強化を図っていくためには、複雑高度化し、増大する消防局の各種業務に的確かつ着実に対応していくための業務の効率化を一層推進していく必要があります。

このため、費用対効果を十分に見極めた上で、業務の電子化や民間委託等を推進するなどの業務のスリム化を図るとともに、働き方改革の視点に立った勤務体制の見直しについても検討するなど、消防局の業務効率化の推進に向けた各種取組を推進します。

10-2-1 業務電子化の推進

消防局を含む消防署所の事務スペースは、紙媒体による公文書の保存スペースが多くを占め、事務スペースの狭隘化の要因の一つとなっているほか、消防署員による決裁行為に至っては、消防署所から消防局まで、消防車両による全隊員での移動が伴い、移動中に出動命令が下される場合には即座に現場に駆けつける態勢となるなど、危機管理上からも好ましくない状況にあるため、今後においては、公文書管理の電子化や電子決裁システムの導入など、費用対効果を十分に見極めた上で、各種業務の電子化を推進します。

10-2-2 民間委託の推進

複雑高度化し、増大する消防局の各種業務に的確かつ着実に対応していくため、費用対効果を十分に見極めた上で、外部に委託できる業務を厳選し、可能な範囲で業務の民間委託を推進し、消防局業務に従事する職員の本来業務の集中と事務負担の軽減に努めます。

10-2-3 働き方改革（勤務形態見直し）の推進

本組合における勤務形態は、週休2日制で勤務に当たる毎日勤務と24時間勤務の2交替制で勤務にあたる隔日勤務により体制を維持していますが、そのうち、隔日勤務に当たる消防隊・救助隊・救急隊等の勤務体制については、24時間勤務の3交替制で勤務に当たる隔日勤務体制を採用している消防機関もあることから、それぞれの勤務形態におけるメリットやデメリットを検証した上で、働き方改革の視点にも立った、勤務体制の見直しを検討するとともに、消防活動に特段の影響を与えないことを前提として、多種多様な働き方にも柔軟に対応できるよう、各種働き方改革に取り組みます。

図表 119 勤務形態の比較

	メリット	デメリット
2交替制	<ul style="list-style-type: none"> ・3交替制と比較して少ない職員数で編成できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊編成が当務日ごとに異なるため、3交替制と比較すると部隊内での連携は取りにくい。 ・部隊内で週休となる職員が常にいるため、事務が円滑に進まないことがある。
3交替制	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊編成が固定されるため、2交替制と比較すると、継続した訓練等を通して、部隊活動の技能が的確に管理でき、部隊活動の一層の向上が図れる。 ・日勤日に研修や査察等の予防業務を実施しやすい環境となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2交替制と比較すると、部隊編成のための職員数が多く必要になる。

10-3 安定的な消防行財政運営の推進

持続可能な健全で柔軟な消防行財政運営の充実強化を図っていくためには、本組合が構成市からの負担金を主な財源として運営していることを踏まえ、構成市の財政負担の安定化と平準化につなげ、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、広域化によるスケールメリットを生かした、安定的な消防行財政運営を一層推進していく必要があります。

このため、安定的に消防力を維持していくための持続可能な健全で柔軟な財政運営を推進していくとともに、中長期的な視点による政策的・投資的経費に対する優先順位等の規律の確立、消防施設の整備等における公共施設マネジメントの手法の導入及び業務見直しによる経費の削減に取り組むなど、安定的な消防行財政運営の推進に向けた各種取組を推進します。

10-3-1 持続可能な健全で柔軟な財政運営の推進

中長期的な財政見通しを試算し、様々な分野への投資可能な額の見通しを把握するとともに、特定年度への財政負担の過度な集中を避け、計画的かつ柔軟な投資を行うことで、財政負担の平準化に取り組めます。また、地方公会計制度に基づく財務諸表を毎年度作成し公表することで、管轄区域の住民に対する消防行財政運営の透明性を確保します。

10-3-2 政策的・投資的経費に対する優先順位等の規律の確立

実施計画の策定等において、政策的・投資的経費に対する優先順位等の判断基準を設定していくとともに、年度ごとの政策的・投資的経費の上限額を設定していくなど、消防行財政運営を推進していく上での規律を確立します。

10-3-3 公共施設マネジメントの推進

公共施設マネジメントの考え方にに基づき、消防施設の適切な維持管理と施設の長寿命化を図るとともに、消防施設整備計画に基づく、計画的な消防施設の更新や改修等に取り組めます。

10-3-4 業務見直しによる経費削減の推進

実施計画の策定等において、本来業務であるかの本質や費用対効果等を十分に見極めた上で、本組合における全ての業務内容を見直すとともに、見直しによるその後の経費削減効果についても検証を加えるなど、業務内容の見直しに取り組めます。

■第3章 消防施設整備計画

本組合では、両構成市境の解消に伴う管轄区域の適正化により、災害地点に最も近い消防署所からの出動が可能となり、現場到着までの時間の短縮が実現した地域がある一方で、一部時間の短縮が解消されていない地域も残されていること、消防需要に見合った適正な消防施設の規模や機能等に不均衡が生じていることなど、消防力の運用効果の向上を図る観点から、消防施設の適正配置や適切な消防活動に見合った施設再編の必要性が課題となっています。

また、火災、救助、救急などの消防活動の拠点となる消防署所等の消防施設は、平常時の業務活動に加え、地震等の大規模自然災害が発生した場合には、応急活動の中核施設としての重要な役割を果たすことから、災害に強い災害活動拠点づくりとして、その機能が継続して発揮できるよう、計画的に整備・配置していく必要があります。しかしながら、本組合が所有する消防施設の中には、建物の老朽化や事務スペースの狭隘化が進み、災害活動拠点施設に求められる耐震性能の基準を満たしていない施設があるなど、施設更新の必要性も課題となっています。

このことから、本章では、消防力の運用効果の向上を踏まえた消防施設の再配置や更新及び本組合が所有する全ての消防施設について、計画性をもって適切にその維持管理等の取組を進めていくことを目的に、今後の消防施設の整備に関する基本的な考え方や取組の実施方針を示した「消防施設整備計画」、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した消防力の運用効果の向上と都市構造の変化にも考慮した「消防施設の適正配置計画」、今後必要となる消防施設の主要な改修事項に関する取組内容と整備費用の概算を示した「消防施設保全計画」を定めます。

また、本計画に示す消防施設の各種整備に関する取組を着実に推進・実行していくため、計画期間中に取り組むべき内容を具体的に示し、行動計画としての側面を持ち合わせた、実効性のある計画として示します。

さらに、これら取組の中でも特に先決すべき事案を重点事業と位置づけ、今後、優先的に検討及び事業化を進めます。

1 施設整備に関する基本的考え方

前章の消防力の整備指針で示した盤石な消防活動の体制を確立していくための消防施設の充実強化の各種取組に向け、施設整備に関する基本的な考え方や取組の実施方針を次のように定めます。

① 施設の適正配置と再編の実施方針

新たな消防組織体制の再編に伴う消防施設の適正配置と再編の取組に当たっては、構成市の財政状況並びに本組合における財政状況や財政的な規模、適正配置報告書における消防活動に対する運用効果の科学的な検証結果及び国が実施した消防活動に関する実態調査^{※1}などを踏まえ、後年度に要する施設の維持管理や更新等の財政負担にも考慮し、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した最適な消防力を保持していくために必要な数の消防施設を計画的に整備します。その上で、管轄区域内において消防力の空白地域が生じないよう、組合における消防力の運用効果の指標となる「全管内6分以内での現場到着」を目標とした管轄区域内の各地域の消防需要に見合った適正な施設規模と機能を確保した消防施設の適正配置及び前章の消防力の整備指針に基づく各種消防活動にも適合した消防施設の再編に取り組みます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の維持管理・修繕・更新等には多額の費用が必要となるため、建物の定期的な点検・診断等の結果を踏まえた、トータルコストを低く抑えられる可能性がある予防保全型の維持管理を実施します。今後10年間の取組においては、次項にその整備計画を定め、計画的に維持管理・修繕、更新等を実施します。また、整備計画に基づく実際の取組においては、特定年度への財政負担の過度な集中を避けるためのコストの平準化を図るとともに、当初の計画に含まれていない項目であっても、建物の定期的な点検・診断等の結果に基づき対策の必要性が判明した場合には、その必要となる維持管理・修繕、更新等を速やかに実施します。

③ 安全確保の実施方針

建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を最優先とした施設整備や管理運営に努め、台風や集中豪雨による河川の越水や内水氾濫等の風水害など、いかなる時にも消防サービスを安定的に提供できる消防活動の拠点施設としての環境を整備します。また、定期的な点検・診断等の結果により、高い危険性が認められた施設や老朽化等により廃止の方向性が示された施設については、その更新や撤去について速やかに検討します。

※1 消防隊の出動から放水開始までの所要時間が約6分30秒を超えると急激に延焼率が高まるとされている。

④ 耐震化の実施方針

消防施設等の災害活動拠点となる施設に必要な耐震性能の基準 I_s 値 0.9 を満たしていないことが判明し、かつ耐震補強が必要と判断された施設については、早急にその耐震化対策を講じます。取組に当たっては、建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を最優先に、耐震化した場合と建替えをした場合等の各整備費用のトータルコストを比較検証した上で、事業実現の迅速性や費用対効果の観点から最良の整備方針を検討します。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設の維持管理・修繕、更新等におけるトータルコストの縮減及び建物の性能水準や消防施設としての機能水準を継続的に維持していくため、以下に示す建物の目標耐用年数と施設各部位の改修周期の目安を定め、計画的な施設保全に努めるとともに、建物の定期的な点検・診断等の結果を踏まえた、施設の長寿命化に資する各種取組を推進します。

■建物の目標耐用年数

建物の耐用年数は、使用環境、使用頻度、維持管理の状況、構造や材質、建物の用途等によって異なり、建物の寿命として一概に設定できるものではありません。財務省の減価償却資産の耐用年数（庁舎）に関する省令では、以下のように定められています。

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造 / 鉄筋コンクリート造 50年
- ・鉄骨造 38年
- ・軽量鉄骨造 30年
- ・木造 24年

これは、あくまで財務省による減価償却の算定の目安となる基準であって、建物の物理的な耐用年数と一致するわけではなく、むしろ、適切な長寿命化を図ることで上記の期間を超えて使用することは十分可能です。例えば、鉄筋コンクリートの場合、日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5」（2015）では、標準強度の鉄筋コンクリート建築物の大規模改修不要予定期間を 65 年、供用限界期間は 100 年としています。

このことから、本組合では、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を適切な長寿命化により、原則として 65 年（財務省の省令の 3 割増）とし、既存施設及び今後整備する新規施設に統一して運用するものとします。

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造 / 鉄筋コンクリート造 65年
- ・鉄骨造 50年
- ・軽量鉄骨造 39年
- ・木造 32年

■各部位の改修周期

各部位の改修周期については、「平成17年建築物のライフサイクルコスト(建築保全センター)」に準拠し、竣工後15年目、30年目、50年目を目安に、以下に示す周期に基づき、改修等を実施します。

図表 120 部位ごとの改修周期

区分	部位	15年目	30年目	50年目
建築	屋根	×	○	○
	外部	○	○	○
	建具	×	○	○
	内部仕上げ	○	○	○
	内部雑	○	○	○
電気設備	受変電	×	○	×
	発電・静止型電源	×	○	○
	電力	×	○	○
	通信・情報	×	○	○
	通信・情報(防災)	×	○	○
	避雷	○	○	○
機械設備	空調	○	○	○
	換気	×	○	○
	自動制御	○	○	○
	給排水衛生	×	○	○
	消火	×	○	○

⑥ 点検・診断の実施方針

消防施設を含めた公共施設の点検には、施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害等に伴う緊急点検があります。また、建築後一定期間が経過した施設の状況を把握するための簡易劣化診断、本診断に基づく大規模改修工事の要否や費用等を把握するための劣化診断及び建物の構造強度を調べ、地震によって起こる倒壊の可能性の有無や程度を把握するための耐震診断があります。施設の適正な維持管理のため、全ての消防施設を対象に、以下に示す項目に基づき、点検・診断を実施します。

図表 121 主な点検・診断項目

項目	概要	頻度	費用負担
日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に実施する目視等による点検 ・清掃等と併せ、建物の維持管理担当者が実施 	毎日~1回/週 適宜	なし (清掃等と併せて実施)
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、消防法等の法令により定められた定期的に必要な点検 ・安全・安心に関する法令で定められた最低限度を保つための点検 	1回/月~1回/年程度 数年に1回のものもある	小
緊急点検	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害や大規模地震の被災直後、応急的に建物の使用の可否を短時間で判断するもの ・建物内の滞在者や避難者等の生命や身体に危険が及ぶ状態か否かを判断するもの 	被災直後から数日間で、応急危険度判定士等の専門家が到着する前に、適宜行う	なし
簡易劣化診断	<ul style="list-style-type: none"> ・建築後一定期間経過した施設について実施する診断 ・大規模改修の優先順位を判断するための基礎的な診断 	設備の更新が必要となる建築後10~15年程度が1回目の目安	なし
劣化診断	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易劣化診断の結果に基づき、大規模改修を行うかどうかの判断、改修費用の試算の根拠とするもの 	簡易劣化診断の結果に応じて実施	大
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で建築された施設が対象となるもの ・設計図書を基に、Is値を確認、必要に応じて、構造体の劣化診断も併せて実施するもの 	該当する施設についてはできるだけ早期に実施が必要 1つの建物につき1度	大

⑦ バリアフリー・ユニバーサルデザインの実施方針

施設の改修や更新等に合わせて、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、多くの人にとって使いやすい消防施設となるよう整備を進めます。

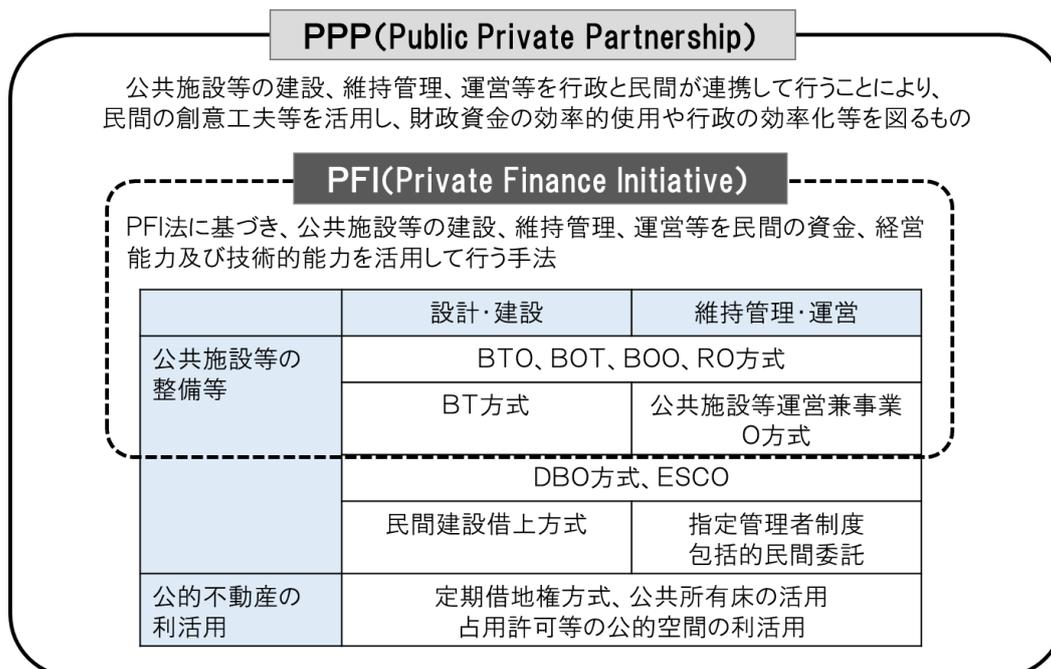
⑧ 環境と景観に配慮した整備の実施方針

地球温暖化対策としての環境配慮に関して、築年数が古い消防施設においては、エネルギー効率などで十分な配慮がなされていないケースが多く見られます。このため、今後の施設整備に当たっては、環境配慮への取組を進めるとともに、地域の空間に調和した施設となるよう、景観に配慮した施設整備に努めます。

⑨ PPP/PFIの活用方針

PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行い、民間の創意工夫等を活用することにより、財政資金の効率的な使用及び行政サービス水準の維持や向上等を図るものであり、PFI（Private Finance Initiative）はその一類型です。消防施設の整備に当たっては、PPP/PFI手法と従来型手法との比較検証を行い、その活用を検討します。

図表 122 PPP/PFIの概念図



出典：PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引き（内閣府）

2 消防施設の整備方針と整備計画

前章で示した消防力の整備指針及び前項の施設整備に関する基本的な考え方や取組の実施方針を踏まえ、消防施設の基本となる整備方針、消防施設ごとの整備方針と整備計画として今後10年間の主な取組内容を示します。

2-1 消防施設の整備方針

平成27年1月に策定した「草加市・八潮市広域消防運営計画」に課題として位置づけられた消防施設の適正配置、具体的には、適正配置報告書により草加市北部地域（八幡町周辺）、八潮市南部地域が消防力の空白地域となっている状況及び将来を見据えた人口動態や都市化の進展等を踏まえ、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した消防署所の適正配置の基本となる整備方針を示します。

その整備方針として、空白地域となっている草加市北部（八幡町周辺）の空白地域解消のため草加消防署を現在地よりも北の位置に移設し、同地域を管轄し、草加消防署管轄の草加市東部地域（手代町周辺）を八潮消防署が補完します。同じく空白地域となっている八潮市南部地域には新たに分署を新設し、空白地域の解消を図ります。また、災害件数が他の分署と同規模であり、今後、人口増が予測されている草加市南部地域を管轄する谷塚ステーションに消防隊を増隊し、分署化を図ることで管内全域の適正配置を推進します。

なお、消防車両の配備については、消防署に消防ポンプ自動車、救急車のほか救助工作車等の特殊車両を集約配備し、分署には消防ポンプ自動車、救急車をそれぞれ配備します。

① 草加消防署（消防局併設）

現状・課題

・現在の草加消防署は、単独消防時には管内の状況に見合った建物、敷地面積でありましたが、広域化後の34万人余を管轄する広域消防体制を代表する消防署としては狭隘であり、消防車両の駐車スペースや訓練施設、署員の待機所等の機能面が不足しています。現体制では、複数の消防部隊や専門特殊部隊を統括して運用できる規模ではなく、管内の中心となる消防署でありながら、救助工作車やはしご自動車、特殊災害対応車などを分散せざるを得ない状況となっており、広域消防としてのメリットを十分に活かしてきれていないことが課題となっています。

また、本来であれば、代表消防署として草加八潮地区の災害対策の拠点となるよう、大規模災害に対応できる施設（水防対策、自家給油所、免震構造、ヘリポートなど）も整備する必要がありますが、現在の敷地には整備する余地がなく、広域消防全体に見合った施設規模と機能の確保が課題となっています。

図表 123 外観



図表 124 車庫（低い天井高）



図表 125 消防署執務室



- ・草加消防署の一部分（3階の一部）を本部機能としても使用していますが、本部機能として、執務スペースの狭隘化が課題となっています。
- ・具体的には、現在、指令業務、予防業務、警防本部、災害対策本部等の一部消防局機能及び通信指令システムや議場等の一部消防局設備機能を八潮消防署に配置しており、機能の分散による業務効率の低下を招いています（図表 126 参照）。

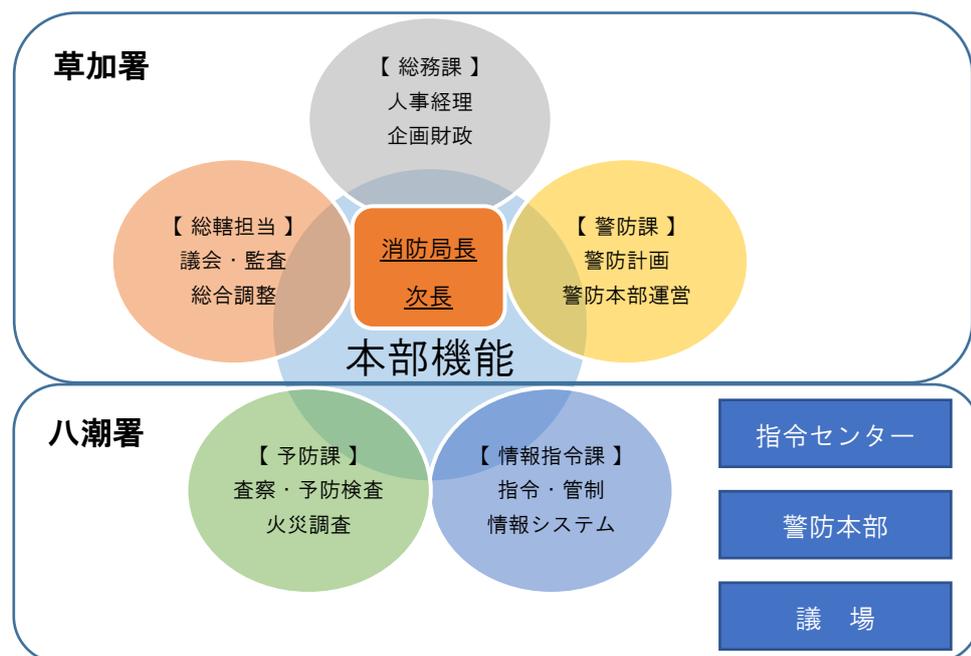
また、警防本部や災害対策本部は、八潮消防署の災害対策室に設置することになっているため、草加消防署に在庁している警防本部員の移動に時間がかかるばかりでなく、移動する猶予がない場合は、八潮消防署に配属された指令要員に正確な情報を確認しながら、消防局・草加消防署から指示や命令を行わなければならない、情報共有に支障が生じるなど、危機管理上の観点からも様々な問題を抱えています。

- ・草加市八幡町の北部の一部には、消防・救急車両の走行時間が相対的に長い消防力の空白地域も有しているとともに、建築基準法の旧耐震基準で建築された建物が密集しています。また、本地域は、東京外かく環状道路・国道 298 号と足立越谷線の交通の要所の結節点にも位置し、今後、草加柿木地区産業団地の稼働や、東京外かく環状道路の休憩施設となる（仮称）外環八潮パーキングエリアの整備及び東埼玉道路の高速道路部の事業化に向けた検討が進められており、ますます交通災害等の消防需要も高まると予想されます。

一方、組合の管轄区域は、一級河川が多く流れ、台風や集中豪雨による河川の越水や内水氾濫等の風水害においても十分な考慮が必要であり、これらに対応した施設適正配置の再検討が課題となっています。

- ・なお、草加消防署庁舎は、昭和 43 年に竣工した建物であり、その後、平成 11 年度に耐震補強工事を実施（設計上の Is 値 0.75）しています。その後は、執務室、車庫等の修繕を定期的に行っている状況となっています。

図表 126 本部機能・所在庁舎



整備に関する基本方針

- ・ 消防力の空白地域解消のための施設適正配置及び専門特殊部隊を集約し、広域消防全体に見合った施設規模と機能を確保することにより、草加消防署における消防力の運用効果の一層の向上と第一線で活動していくための施設ハード面での機能向上が期待できます。
- ・ また、消防局機能を集約することにより、平常時では日常的な業務効率の向上が、災害時には情報伝達や情報交換の面で業務効率の向上が見込めるほか、災害状況に対する判断や指示・命令が即時に行え、例えば災害現場への毎日勤務者の投入に際しても、適切な投入人員数を検討することが可能になるなどの効果が期待できます。整備する施設には、水防対策を講じ、自家給油施設を設置するほか、敷地の広さ等を考慮した上、免震構造及びヘリポートの設置について検討します。
- ・ このため、管轄区域の住民の生命、身体及び財産を守り、司令塔としての役割を担う草加消防署の態勢強化を図れるよう、施設の適正配置及び適正な施設規模と機能に見合った、総合的な消防力の向上に資する施設として、消防局と草加消防署の併設一体型により再整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。
- ・ 再整備に当たっては、次項で示す施設整備の重点事業として、国や県等からの財政支援、構成市における財政負担等を考慮した上で、消防指令システムの更新時期等も踏まえ、関係機関等と連携・協調を図りながら優先的に取組を進めます。
- ・ 再整備に至るまでの間は、建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を図るため、必要最小限の施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組も進めます。
- ・ 草加市・八潮市広域消防運営計画に基づき、中長期的な視点に立ち、消防隊及び救急隊が署所から災害現場まで6分以内に到着できることを目標とした施設適正配置とします。

今後10年間の主な取組内容

- ・ 再整備に向けた基本構想・基本計画の策定
- ・ 再整備に向けた基本設計・実施設計の策定
- ・ 施工工事の実施
- ・ 消防局機能の集約
- ・ その他必要最小限の施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組

② 草加消防署西分署

現状・課題

- ・草加消防署西分署は、草加市の西部地域周辺の消防力の強化を図るため、平成 23 年に竣工し、8 年が経過しています。
- ・人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成される特別救助隊が配置されるなど、様々な災害対応等において重要な役割を担っています。
- ・川口市消防局管内の一部で災害が発生した場合、応援出動することがあります。
- ・建物には部分的に雨漏り等が発生し、修繕が必要な箇所が存在します。
- ・署に配置の特殊消防車両の規格に見合った駐車スペースの確保が課題となっています。

図表 127 外観



図表 128 車庫



図表 129 執務スペース



図表 130 訓練施設



整備に関する基本方針

- ・草加市の西部地域周辺の消防活動の拠点施設として、前項の消防施設の整備に関する基本的な考え方や取組の実施方針に基づき、建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を図るための施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組を進めます。

今後 10 年間の主な取組内容

- ・雨漏りの修繕
- ・消防車両駐車スペースの改善
- ・その他施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組

③ 草加消防署青柳分署

現状・課題

- ・草加消防署青柳分署は、草加市の北東部地域周辺及び草加八潮工業団地をはじめとする当該工業地帯周辺の消防力の強化を図るため、草加市環境業務センターとの複合施設として、昭和54年に竣工し、40年が経過しています。
- ・災害活動拠点となる施設に必要な耐震性能の基準Is値0.9を満たしていないこと、耐震補強工事を実施していないことから、今後、高い確率で発生が予測されている東京湾北部域を震源地とする震度6から7の首都直下型地震が発生した場合に、建物の倒壊または崩壊の危険性があります。
- ・草加八潮工業団地のような工業地帯で発生する災害やテロ災害に伴う化学・生物剤の除去等の特殊災害活動にあたる特殊災害隊が配置されるなど、様々な災害対応等において重要な役割を担っています。
- ・地震等の大規模自然災害が発生し、建物や設備の消防車両が大きなダメージを受けた場合、本組合全体の消防活動に影響が生じ、支障をきたすことも考えられるなど、危機管理上からも様々な問題を抱えています。
- ・これまでに、大規模改修工事を実施していないことから、建物や設備の老朽化が著しく進行し、署員の食堂や浴室、トイレ、仮眠室、会議室をはじめとするほとんどの設備が経年劣化により、労働環境上、他の署所と比較しても好ましくない状況にあります。
- ・建物内の至るところに壁面のひび割れや建材の剥離が散見され、給水設備の配管腐食による地下ピット内への浸水も発生するなど、建物自体の耐用年数は迎えていないものの、訓練施設も含め、建物全体が限界管理水準（安全な使用に耐えられない水準）に達しています。
- ・また今後、草加柿木地区産業団地の稼働や、東京外かく環状道路の休憩施設となる（仮称）外環八潮パーキングエリアの整備及び東埼玉道路の高速道路部の事業化に向けた検討が進められており、ますます交通災害等の消防需要も高まると予想されます。
- ・越谷市消防本部管内の一部及び吉川松伏消防組合管内の一部で災害が発生した場合、応援出動することがあります。

図表 131 外観



図表 132 来客スペース



整備に関する基本方針

- ・施設の老朽化と耐震性能の基準を満たしていない草加消防署青柳分署の施設機能の強化を図るため、第一線で消防活動を行うために必要な施設ハード面を再整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な本地域における災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。
- ・再整備に当たっては、次項で示す施設整備の重点事業として、前項の耐震化の実施方針に基づき、関係機関等と連携・協調を図りながら、優先的に取組を進めます。
- ・再整備に至るまでの間は、建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を図るため、必要最小限の施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組も進めます。

今後 10 年間の主な取組内容

- ・耐震化に向けた取組方針の策定
- ・取組方針に基づく施設再整備に向けた各種取組の推進
- ・給水設備の配管腐食工事
- ・その他必要最小限の施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組

④ 草加消防署北分署

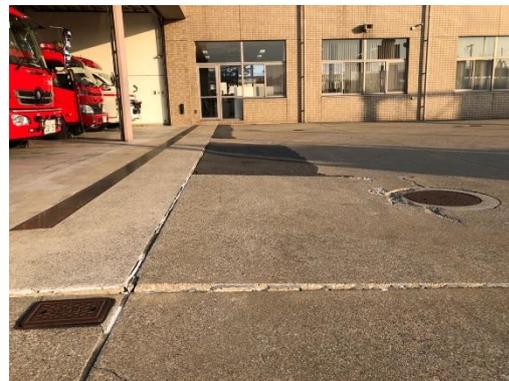
現状・課題

- ・草加消防署北分署は、草加市の北部地域周辺の消防力の強化を図るため、平成 11 年に竣工し、20 年が経過しています。
- ・出動区域には東京外かく環状道路を有し、交通災害における特殊事案等において重要な役割を担っています。
- ・川口市消防局管内の一部及び越谷市消防本部管内の一部で災害が発生した場合、応援出動することがあります。
- ・建物周辺では地盤沈下が進行しており、修繕が必要な箇所が存在します。

図表 133 外観



図表 134 地盤沈下箇所



図表 135 執務室・来客スペース



整備に関する基本方針

- ・草加市の北部地域周辺の消防活動の拠点施設として、前項の消防施設の整備に関する基本的な考え方や取組の実施方針に基づき、建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を図るための施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組を進めます。

今後 10 年間の主な取組内容

- ・地盤沈下の改善工事
- ・その他施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組

⑤ 草加消防署谷塚ステーション

現状・課題

- ・草加消防署谷塚ステーションは、草加市の南部地域周辺の消防力の強化を図るため、草加消防署西分署からの支援を前提に、小規模な消防施設の位置づけとして、平成24年に竣工し、7年が経過しています。
- ・広域化後は、他署と同等の高い消防需要があり、平成30年中の出火件数70件のうち41件は草加市内で発生しており、そのうち10件が草加消防署谷塚ステーション管内で発生しています。また、平成30年中における救急出動件数では、1,792件と、全6署所の救急自動車10台中4番目に多い出動状況となっていますが、消防ポンプ自動車と救急自動車1台ずつの配置となっており、他署と比較して少ない消防力で運用しています。
- ・草加市消防団第1分団第2部の機械器具置場との併用施設であることから、執務スペース及び署員の食堂や浴室、トイレ、仮眠室等の設備と機能が最小限であり、女性職員に配慮した設備がないことから、人員の配置が限られる状況となっています。
- ・管轄区域内で災害が発生した場合に、その出動状況によっては施設が無人になる（施錠の上、無人化する）こともあるなど、防犯上の観点からも様々な問題を抱えており、現在の消防需要に見合った施設規模と機能のミスマッチが課題となっています。
- ・管轄区域内の谷塚町北部には、建築基準法の旧耐震基準で建築された建物が密集する地域があり、防災リスクの高い地域を有しています。
- ・将来的には、管轄区域の近接地に大学の開校が予定され、その最寄り駅となる東武伊勢崎線谷塚駅周辺において、交流人口の増加が予測されることから、今後も、さらなる消防需要の増大が見込まれています。
- ・東京消防庁管内（東京都足立区の一部）で災害が発生した場合、応援出動することがあります。

図表 136 外観



図表 137 執務スペース



整備に関する基本方針

- ・ 消防需要に見合った適正な消防施設の規模や機能等に不均衡が生じている、草加消防署谷塚ステーションの施設機能の強化を図るため、分署として施設機能を昇華させるために必要な施設ハード面を再整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な本地域における災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。
- ・ 再整備に当たっては、次項で示す施設整備の重点事業として、関係機関等と連携・協調を図りながら、優先的に取組を進めます。
- ・ 再整備に至るまでの間は、建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を図るため、施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組も進めます。

今後10年間の主な取組内容

- ・ 分署化に向けた取組方針の策定
- ・ 取組方針に基づく施設再整備に向けた各種取組の推進
- ・ その他施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組

⑥ 八潮消防署

現状・課題

- ・八潮消防署は、八潮市全域の消防力の強化を図るため、平成 21 年に現在の所在地に移転・建替えしてから、10 年が経過しています。
- ・草加市の稲荷の一部地域を含む、八潮市のおおむね全域が管轄区域であり、本組合最大の出動区域を管轄していることから、他の署所と比べて出動件数が突出しています。
- ・消防局の事務スペースの狭隘化に伴い、指令業務、予防業務、警防本部、災害対策本部等の一部消防局機能及び通信指令システムや議場等の一部消防局設備機能が配置されています。
- ・中高層火災や危険物などの特殊災害、あらゆる救助事態等に対応できる訓練施設を備えています。
- ・東京消防庁管内（東京都足立区の一部及び葛飾区の一部）、三郷市消防本部管内の一部で災害が発生した場合、応援出動することがあります。

図表 138 外観



図表 139 執務スペース



整備に関する基本方針

- ・前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編に基づく、(仮称)八潮消防署南分署が整備されるまでの間は、青柳分署と草加消防署が管轄する八潮市の八條及び南後谷の一部地域を除く八潮市の消防活動の拠点施設として、前項の消防施設の整備に関する基本的な考え方や取組の実施方針に基づき、建物としての安全性の確保と消防施設としての機能維持を図るための施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組を進めます。
- ・新たな消防局が整備されるまでの間は、引き続き、指令業務、予防業務、警防本部、災害対策本部等の一部消防局機能及び通信指令システムや議場等の一部消防局設備機能を配置するための適正なスペースを確保するとともに、整備後の消防局機能の集約に伴う空きスペースの有効活用を検討します。

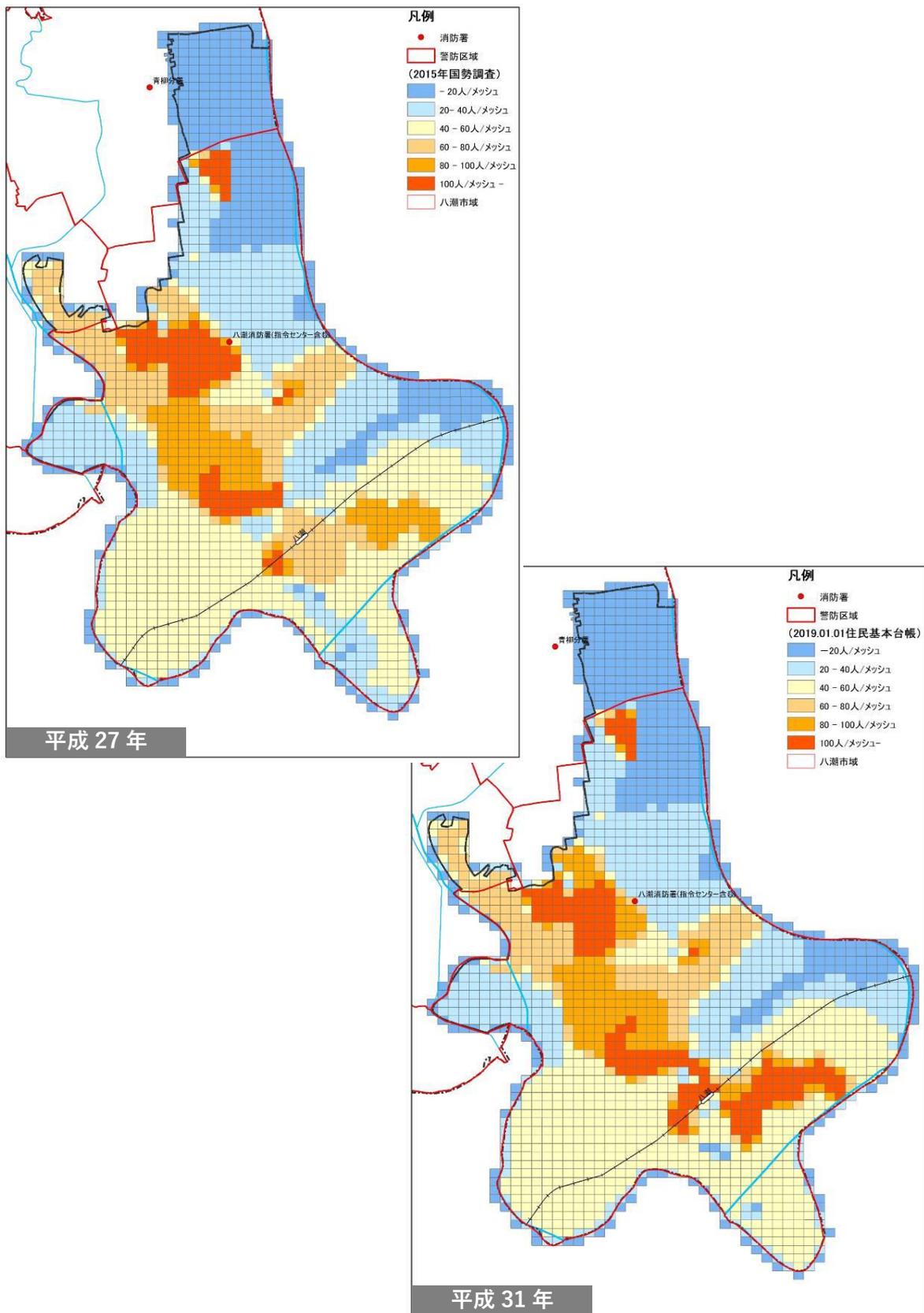
今後 10 年間の主な取組内容

- ・大規模改修の実施
- ・その他施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組

⑦ (仮称)八潮消防署南分署

<p>現状・課題</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度に取り組んだ適正配置報告書において、管轄区域内で発生する災害に最も効率的で効果的に対処できる消防施設の最適な配置について、様々な角度から専門的かつ科学的な分析と精緻な検証を行った結果、八潮市の南部地域周辺に消防署所 1 か所を配置することで、管轄区域全体の運用効果が最大限発揮されることが明らかとなりました。 ・具体的には、八潮市の南部地域周辺に 1 署所を配置した場合に、当該地域周辺への出動から現場到着に至るまでの走行時間が大幅に短縮できることが明らかとなり、消防・救急車両の走行時間が相対的に長いとされてきた当該地域周辺の運用効果の向上が一層図られる成果が得られています。 ・八潮市の南部地域周辺は、つくばエクスプレス八潮駅が立地する地域であり、駅周辺は高度で多様な機能が集積した八潮市の都市核を形成しています。 ・土地区画整理事業による大規模な基盤整備が進められ、多くのマンションや住宅の建設、商業施設等が整備されたことで、人口や交流人口の増加が続いています。 ・東西方向には首都高速道路三郷線が通り、八潮越谷線（産業道路）の交差する地点には八潮南ランプが整備されているなど、今後も都市化が進展し、さらなる消防需要の増大が見込まれている地域となっています。
<p>整備に関する基本方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・広域化後の新たな消防力の強化と均等化を図り、管轄区域全体を俯瞰した、適切で適正な消防力を維持していくため、八潮市の南部地域周辺に新たな消防施設として、(仮称)八潮消防署南分署を整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な本地域における災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。 ・整備に当たっては、次項で示す施設整備の重点事業として、国や県等からの財政支援、構成市における財政負担等を考慮した上で、関係機関等と連携・協調を図りながら優先的に取組を進めます。
<p>今後 10 年間の主な取組内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・整備に向けた基本構想・基本計画の策定 ・整備に向けた基本設計・実施設計の策定 ・施工工事の実施

図表 140 八潮市人口密度



出典：左・平成 27 年国勢調査、右・市内住所別 人口統計表／八潮市 平成 31 年基準日 1 月 1 日

⑧ 消防団機械器具置場

現状・課題

1 草加市消防団機械器具置場

- ・草加市消防団機械器具置場は草加市内に 14 施設あります。
- ・草加市消防団機械器具置場 14 施設のうち 11 施設は竣工後 15 年を超えており、その 11 施設のうち 5 施設は竣工後 30 年を超えています。
- ・竣工後 40 年を超えた老朽化の著しい機械器具置場が 3 施設あり、いずれも旧耐震基準で建設されています。
- ・詰所がなく車庫のみの機械器具置場が 1 施設あります。
- ・敷地内に防火水槽が設置されている機械器具置場があり、地盤の強度に影響を及ぼす可能性があることから、建替え時には十分な事前調査や配慮が必要です。
- ・土地の借用により立地している機械器具置場が 4 施設あります。

図表 141 草加市消防団第 1 分団第 1 部
腐食した外部基礎



図表 142 草加市消防団第 3 分団第 3 部
雨漏りによる劣化状況



2 八潮市消防団機械器具置場

- ・八潮市消防団は 19 部（第 1 分団第 1 部～6 部、第 2 分団第 1 部～7 部、第 3 分団第 1 部～6 部）で構成されており、詰所と車庫が分かれている機械器具置場が 2 施設あるため、消防団の施設数としては 21 施設あります。
- ・21 施設のうち 20 施設は竣工後 15 年を超えており、その 20 施設のうち 14 施設は竣工後 30 年を超えています。
- ・竣工後 40 年を超えた老朽化の著しい施設が 3 施設あり、いずれも旧耐震基準で建設されています。このほかにも 4 施設が旧耐震基準で建設されており、旧耐震基準で建設されている施設は合計 7 施設あります。
- ・敷地内に防火水槽が設置されている機械器具置場があり、地盤の強度に影響を及ぼす可能性があることから、建替え時には十分な事前調査や配慮が必要です。
- ・八潮市土地区画整理事業地内に立地している機械器具置場があります。
- ・土地の借用により立地している機械器具置場が 6 施設あります。

図表 143 八潮市消防団第3分団第2部



図表 144 八潮市消防団第3分団第5部
詰所と車庫が別棟（車庫裏側が詰所）



基本方針

- ・ 消防団機械器具置場の多くは老朽化している上、①旧耐震基準で建設されている、②詰所がなく車庫単独、③詰所と車庫が別棟、④敷地内に防火水槽があるなど、様々な形態の機械器具置場が存在していることから、各機械器具置場の現状を踏まえ、修繕、更新、改修等の計画を定めるとともに、施設数が多いことから、その整備費用を複数年度で平準化し、財政負担が過度に集中しないように配慮します。
- ・ 代替場所がなく土地の借用により立地している機械器具置場においては、施設の継続的な使用に向け、適宜適切に調整を行います。

10年間の方針

- ・ 機械器具置場の修繕、更新、改修計画の検討と策定
- ・ 必要最小限の施設の維持管理や修繕等の長寿命化の各種取組
- ・ 土地の借用により立地している機械器具置場の継続的な使用に向けた取組

2-2 消防施設の適正配置計画

前章の消防力の整備指針で示した盤石な消防活動の体制を確立していくための新たな消防組織体制の再編及び前項の消防施設ごとの整備方針と整備計画を踏まえ、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した消防力の運用効果の向上と都市構造の変化にも考慮した、消防施設の適正配置計画を示します。

なお、本配置計画は、本組合における中長期的な視点に立った広域化後の新たな消防力の全体像を示すものとして、部隊の再編と本再編に基づく消防車両の配備を組み合わせた形で示します。

その基本となる消防車両の配備については、消防署に消防ポンプ自動車、救急車のほか救助工作車等の特殊車両を配備し、分署には消防ポンプ自動車、救急車をそれぞれ配備します。

今後は、本配置計画に示した消防施設の適正配置について、段階的にその整備水準に向け、本組合における財政状況を十分に見極め、構成市等の関係機関と十分に連携・協調を図った上で、適宜適切に取り組みます。

■草加消防署（救急ステーション隊含む） 車両数（台）

救助工作車と特殊災害対応車を1台ずつ追加配備します。

	指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	特殊災害対応車
現在	1	2			※ ₁ (1)	※ ₂ 3	



配置案	1	2		1(高度)	1(40m級)	※ ₂ 3	1
-----	---	---	--	-------	---------	------------------	---

※₁ 高所作業車 ※₂ うち1台は救急ステーションに配置

■草加消防署西分署 車両数（台）

消防ポンプ自動車を1台追加配備し、はしご自動車と救助工作車を1台ずつ移動します。

	指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	特殊災害対応車
現在		1		1	1(40m級)	1	



配置案		2		0	※ (1)	1	
-----	--	---	--	---	-------	---	--

※ 高所作業車

■草加消防署青柳分署 車両数（台）

特殊災害対応車を1台移動します。

	指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	特殊災害対応車
現在		1	1			1	1



配置案		1	1			1	0
-----	--	---	---	--	--	---	---

■草加消防署北分署 車両数（台）

現在と同様の車両数を維持します。

	指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	特殊災害対応車
現在		2				1	

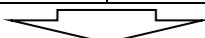


配置案		2				1	
-----	--	---	--	--	--	---	--

■（仮称）草加消防署谷塚分署 車両数（台）

消防ポンプ自動車を1台追加配備します。

	指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	特殊災害対応車
現在		1				1	



配置案		2				1	
-----	--	---	--	--	--	---	--

■八潮消防署 車両数（台）

消防ポンプ自動車を2台、救急自動車を1台移動します。

	指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	特殊災害対応車
現在	1	3	1	1(高度)	1(屈折)	3	



配置案	1	1	1	1	1(屈折)	2	
-----	---	---	---	---	-------	---	--

■（仮称）八潮消防署南分署 車両数（台）

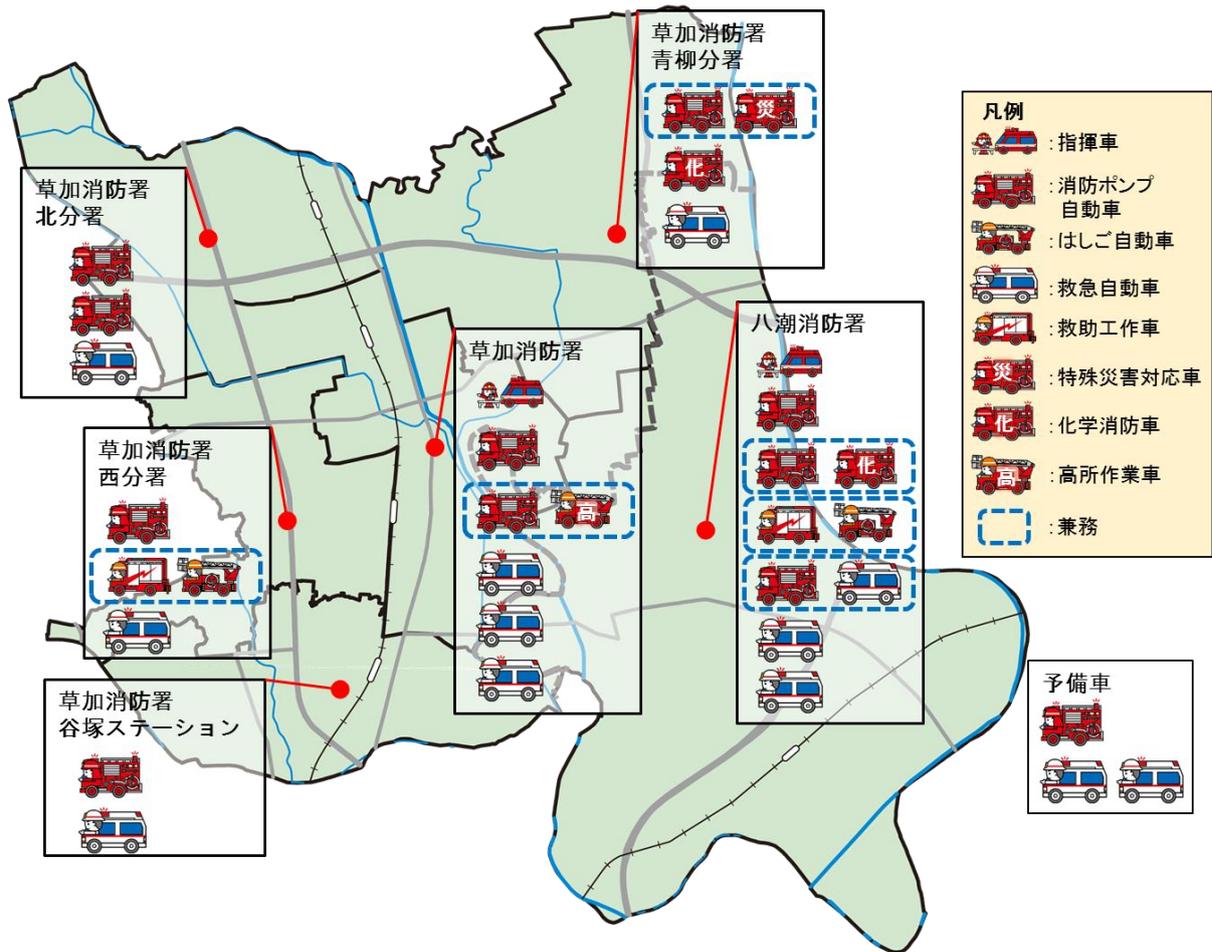
消防ポンプ自動車を2台、救急自動車1台の車両配備とします。

	指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	特殊災害対応車
配置案		2				1	

【車両説明】

- 1 指揮車・・・災害現場で指揮を執る署員が乗り、情報収集の道具等を積載した車両。
- 2 消防ポンプ自動車・・・ポンプで水を吸い上げ、放水する車両。
- 3 化学消防車・・・水による消火が困難な危険物災害等に対応する車両。
- 4 救助工作車・・・交通事故で車内に閉じ込められた人等の救助活動を行う車両。
- 5 はしご自動車・・・はしごを伸ばし、高所からの放水等を行う車両。
- 6 救急自動車・・・病気やケガをした人等を医療機関まで搬送する車両。
- 7 特殊災害対応車・・・工業地帯で発生する災害や化学物質関連の災害対応を行う車両。

図表 145 常備消防施設の適正配置図 現在



(台)

施設名称	指揮車 (2)	消防ポンプ 自動車 (11)	化学 消防車 (2)	救助 工作車 (2)	はしご 自動車 (2)	救急 自動車 (12)	特殊災害 対応車 (1)
草加消防署 (救急ステーション含む)	1	2			(1) ※	3	
草加消防署 西分署		1		1	1 (40m 級)	1	
草加消防署 青柳分署		1	1			1	1
草加消防署 北分署		2				1	
草加消防署 谷塚ステーション		1				1	
八潮消防署	1	3	1	1 (高度)	1 (屈折)	3	
予備車		1				2	

※ 高所作業車

2-3 消防施設保全計画

前項の消防施設ごとの整備方針と整備計画を踏まえ、今後 10 年間に必要となる既存の消防施設の主要な改修事項に関する取組内容と整備費用の概算をまとめた、消防施設保全計画を示します。

また、特定年度への財政負担の過度な集中を避けるためのコストの平準化についても併せて示し、今後は、消防施設保全に関する取組を適宜適切に取り組みます。

なお、費用の試算額は、施設ごとの修繕履歴や劣化状況等により、改修費用が変動することから、必ずしも実態と一致するものではありません。

図表 147 常備消防施設の保全計画（案）

施設名	竣工年	経過年	費用概算 (百万円)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①消防局・ 草加消防署	昭和 43 年	51	－	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全
②草加消防署 西分署	平成 23 年	8	124							大規模改修 15 年目			
③草加消防署 青柳分署	昭和 54 年	40	－	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全
④草加消防署 青柳分署化学車庫	平成 17 年	14	－					事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全	事後保全
⑤草加消防署 北分署	平成 11 年	20	717								劣化診断	実施設計	大規模改修 30 年目
⑥草加消防署 谷塚ステーション	平成 24 年	7	－								事後保全	事後保全	事後保全
⑦八潮消防署	平成 21 年	10	437					大規模改修 15 年目					
⑧八潮消防署 訓練塔 A 棟	平成 21 年	10	32					大規模改修 15 年目					
⑨八潮消防署 訓練塔 B 棟	平成 21 年	10	14					大規模改修 15 年目					
⑩八潮消防署 車両車庫	平成 21 年	10	22					大規模改修 15 年目					

- a 劣化診断：建物の躯体や設備の劣化状況に関する調査・診断で、大規模改修が想定される建物について、事前に劣化状況を把握するために行うもの。
- b 実施設計：劣化診断の結果を受け、大規模改修工事に向けた調査・設計を行うもの。
- c 大規模改修：実施設計に沿って、建物の安全な使用が可能な水準を維持していくための大規模改修工事を行うもの。
(a、b は特に大規模な改修となる 30 年目の大規模改修に向けて実施。)

※ 上記の常備消防施設の保全計画においては、①消防局・草加消防署、③草加消防署青柳分署（④化学車庫含む）、⑥草加消防署谷塚ステーションについては、消防施設整備計画に示した今後 10 年間の主な取組内容に基づき、次項に示す重点事業としての再整備プロジェクトが完了するまでの間は、既存施設の必要最小限の施設の維持管理や長寿命化の取組（事後保全）とし、その他施設については、前項で示した長寿命化の実施方針に基づく建物・設備の改修周期をもとに、財政負担の平準化を考慮した内容により設定したものとなっており、必ずしも実態と一致するものではありません。

■試算の考え方

【改修費】

今後10年間に発生する全ての消防施設の改修費用を㎡単価に延床面積を乗じて算出しました。なお、単価は「平成17年建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター）に準拠して設定しています。

30年目の改修については、特に大規模な改修となるため、改修のための調査・設計費用として、改修費用の5%を見込んでいます。

なお、第1章施設白書において、施設の更新に必要な費用を試算しましたが、この試算は一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」によるもので、ソフト独自の条件設定がされています。

白書における試算結果は、本試算の結果とは異なりますが、その差異は、試算ソフトの単価が余裕をもった設定となっていることによるものです。

図表 148 常備消防施設の改修費用

	15年目	30年目	50年目
建築	1,439 円/㎡	6,217 円/㎡	9,396 円/㎡
電気	—	29,512 円/㎡	16,213 円/㎡
機械	10,107 円/㎡	43,070 円/㎡	35,447 円/㎡
合計	11,546 円/㎡	78,799 円/㎡	61,056 円/㎡

図表 149 非常備消防施設の改修費用

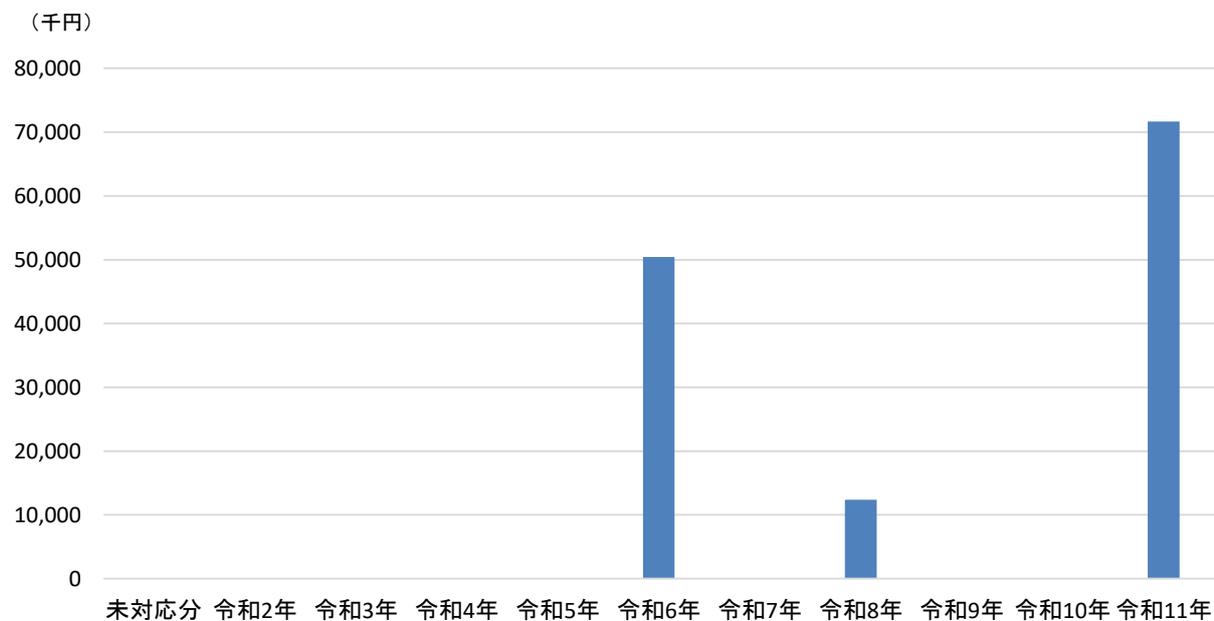
	15年目	30年目	50年目
建築	1,439 円/㎡	6,217 円/㎡	9,396 円/㎡
電気	—	13,028 円/㎡	4,189 円/㎡
機械	10,107 円/㎡	43,070 円/㎡	35,447 円/㎡
合計	11,546 円/㎡	62,966 円/㎡	49,032 円/㎡

注：常備消防施設は自家発電あり、非常備消防施設は自家発電なしとして試算。

① 常備消防施設の改修費用試算

試算の考え方に基づく、未対応分も含めた今後10年間の改修費用の総額を約1.3億円、1年あたりの改修費用を約0.1億円と算出しました。

図表 150 常備消防施設の10年間の整備費用

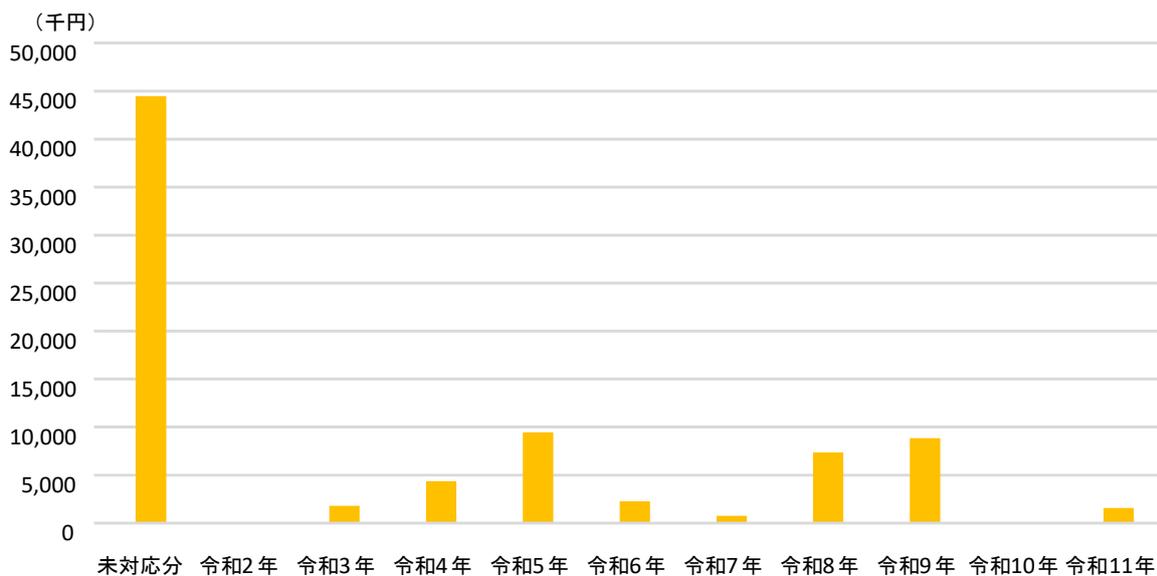


注：改修費用とは、実施設計に沿って、建物の安全な使用が可能な水準を維持していくための大規模改修工事の整備費用。

② 非常備消防施設の改修費用試算

試算の考え方に基づく、未対応分も含めた今後10年間の改修費用の総額を約0.8億円、1年あたりの更新改修費用を約0.1億円と算出しました。

図表 151 非常備消防施設の10年間の整備費用



注：未対応分とは竣工後15年、30年が経過している建物で、大規模改修を実施していない建物が該当。

2-4 施設整備に係る改修費用の平準化

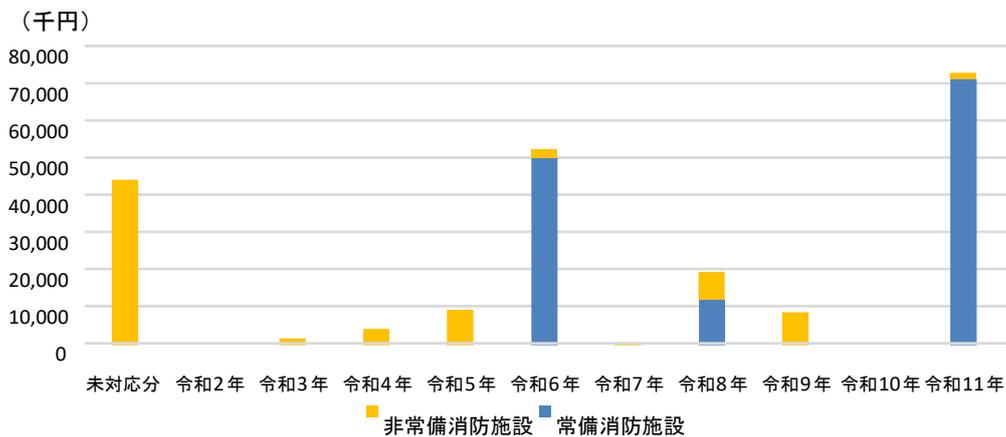
計画期間である令和 11 年までの改修費用に着目すると大規模改修未対応分が非常に多い状況にあることから、平準化に当たっての前提条件を次のように定めます。

■平準化に当たっての前提条件

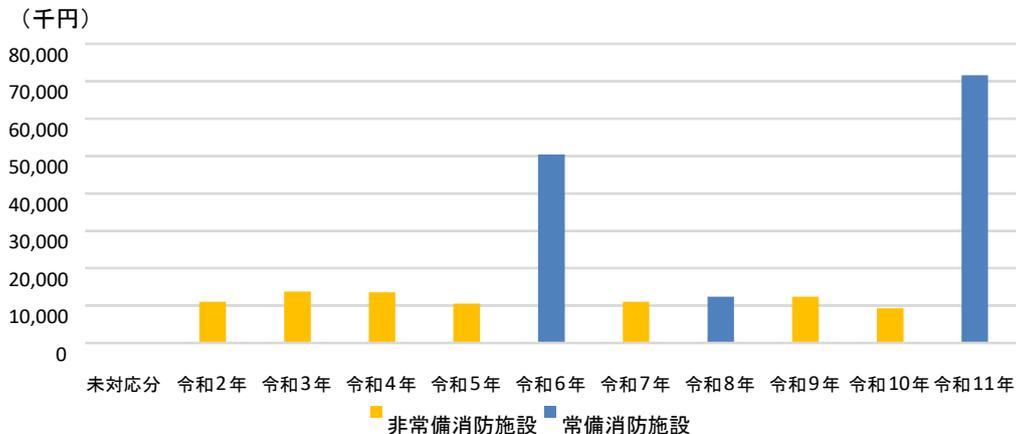
- ①災害活動拠点の常備消防施設を優先し、次に非常備消防施設の未対応分（15 年目、30 年目）を優先とする。
- ②未対応分は、築年数が古い施設を優先とし、計画期間内で実施する。
- ③大規模改修の未対応分があり、かつ今後 10 年間に周期に沿った改修が予定されている施設は、未対応分に合わせて周期に沿った改修を同時に実施する。

図表 152 平準化後 整備費用

平準化前



平準化後



注：上記の前提条件をもとに算出したものであり、必ずしも実態と一致するものではありません。

3 重点事業

平成29年度に取り組んだ適正配置報告書において、現状の消防署所の位置により、消防車両の出動から現場到着までの運用効果の検証を行ったところ、走行時間が相対的に長い地域があることが明らかとなり、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した、消防署所の適正配置の取組が喫緊の課題となっているほか、現状と将来予測に基づく、管轄区域内の各地域の消防需要に見合った、適正な消防署所の規模と機能等を確保するための消防施設の再整備が喫緊の課題となっています。

また、既存の消防施設の中には、建物の老朽化と執務スペースの狭隘化が進行し、災害活動拠点施設に求められる耐震性能の基準を満たしていない施設もあることから、管轄区域の住民の生命と身体、財産を守るための司令塔としての役割を担う、より強固な災害活動拠点としての消防施設の再整備が喫緊の課題となっています。

このことから、重点事業の選定においては、①消防署所の適正配置の推進、②消防署所の適正規模・機能の確保、③消防施設の安全性の確保を重要な視点として、選定します。

重点事業の選定の3つの視点

- ①消防署所の適正配置の推進
- ②消防署所の適正規模・機能の確保
- ③消防施設の安全性の確保

また、重点事業の選定の3つの視点を踏まえ、消防署所再編プロジェクトと消防署所耐震化プロジェクトの2つの取組分野から、次の4つの事業を重点事業として位置づけます。なお、本プロジェクトにつきましては、国や県等からの財政支援、構成市等との関係機関と十分に連携・調整を図った上で、適宜適切に取り組みます。

☆消防署所再編プロジェクト

重点事業1：草加消防署（消防局併設）再整備プロジェクト

重点事業2：（仮称）八潮消防署南分署整備プロジェクト

重点事業3：草加消防署谷塚ステーション分署化プロジェクト

消防署所再編プロジェクトでは、消防力の運用効果の向上を図る観点から、本組合における管轄区域全体の消防力の運用効果が最大限発揮され、かつ実効性のある消防組織体制に基づく消防施設の適正配置として、消防力の空白地域を有し、災害活動拠点となる草加消防署の再配置及び人口の増加と都市化の進展が顕著であり、消防力の空白地域の一つとなっている、八潮市の南部地域周辺に消防分署を新たに追加配置するとともに、消防需要が急増している草加市の谷塚南部

地域周辺の消防力の増強に対応した草加消防署谷塚ステーションの分署化としての施設機能昇華に向けた消防施設整備の再編に取り組みます。また、現在分散されている消防局の業務機能を集約し、日常業務における情報伝達や情報交換及び災害に対する指揮・命令システムの効率性を高めていくための消防施設整備に向けた再編にも取り組み、総合的な消防力の向上に資する施設として再編し整備します。

☆消防署所耐震化プロジェクト

重点事業４：草加消防署青柳分署再整備プロジェクト

消防署所耐震化プロジェクトでは、消防活動の拠点となる消防署所等の消防施設は、平常時の業務活動に加え、地震等の大規模自然災害が発生した場合には、応急活動の中核施設としての重要な役割を果たすことから、災害に強い災害活動拠点づくりとして、その機能が継続して発揮できるよう、施設の耐震化に取り組む必要があります。このため、現時点において災害活動拠点となる施設に必要な耐震性能の基準 I_s 値を満たしていない、草加消防署青柳分署の施設の耐震化に向けた各種取組を推進します。

☆消防署所再編プロジェクト

重点事業1

草加消防署（消防局併設）再整備プロジェクト

①整備概要

管轄区域の住民の生命と身体、財産を守るための司令塔としての役割を担う草加消防署の態勢強化を図るため、施設の適正配置及び適正な施設規模と機能に見合った、総合的な消防力の向上に資する施設として、消防局と草加消防署を併設一体型により再整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。



②整備に関する取組方針

現地建替えでは基本的に草加消防署の施設適正配置の課題解消につながらないことから、併設の消防本部機能の集約化の取組にも考慮し、草加消防署における消防力の空白地域の解消を図れることを前提とした上で、新たな敷地（移転）での建替えによる施設の再配置を進めます。

また、再配置に伴う草加消防署の管轄区域の南限である手代町は、（仮称）八潮消防署南分署が整備された際の管轄区域の再編と八潮消防署の消防力の適正配置に併せて、現在の草加市の稲荷の一部とともに、将来的には通行アクセスが良く近接している八潮消防署が管轄する方向で整備を進めます。

再整備に当たっては、国や県等からの財政支援、構成市等の関係機関と十分に連携・調整を図った上で、消防局に設置の消防指令システムの更新時期等も踏まえ、取組を進めます。

●対象敷地の選定について

草加消防署における管轄区域の住民の生命と身体、財産を火災等のあらゆる災害から守り抜くという消防の使命を達成するため、消防局の業務集約化も考慮した、次の5つの視点で敷地を選定します。

【敷地選定の視点】

・草加消防署

- ①八幡町北部地域の消防力の運用効果の改善が図られる場所であること

・消防局

- ① 両構成市の中心部にあること
- ② 両構成市の市役所に比較的近いこと
- ③ 警察署・病院・保健所等の公共機関に比較的近いこと
- ④ 鉄道・バス等の公共交通機関や道路網等の交通アクセスが良いこと

これらを前提に選定していくと「現地周辺エリアの北部で交通アクセスの良い場所での建替え」による再整備の手法が適しており、かつ、これら諸条件を満たす「まつばら綾瀬川公園南側公共用地」を有力な候補地の一つとして、今後、関係機関等との連携・協調を図りながら、再整備に向けた各種検討及び取組を進めることとします。

図表 153 候補地（案）



重点事業2

(仮称)八潮消防署南分署整備プロジェクト

①整備概要

広域化後の新たな消防力の強化と均等化を図り、管轄区域全体を一体的かつ俯瞰した、適切で適正な消防力を維持していくため、八潮市の南部地域周辺に新たな消防施設として、(仮称)八潮消防署南分署を整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。



②整備に関する取組方針

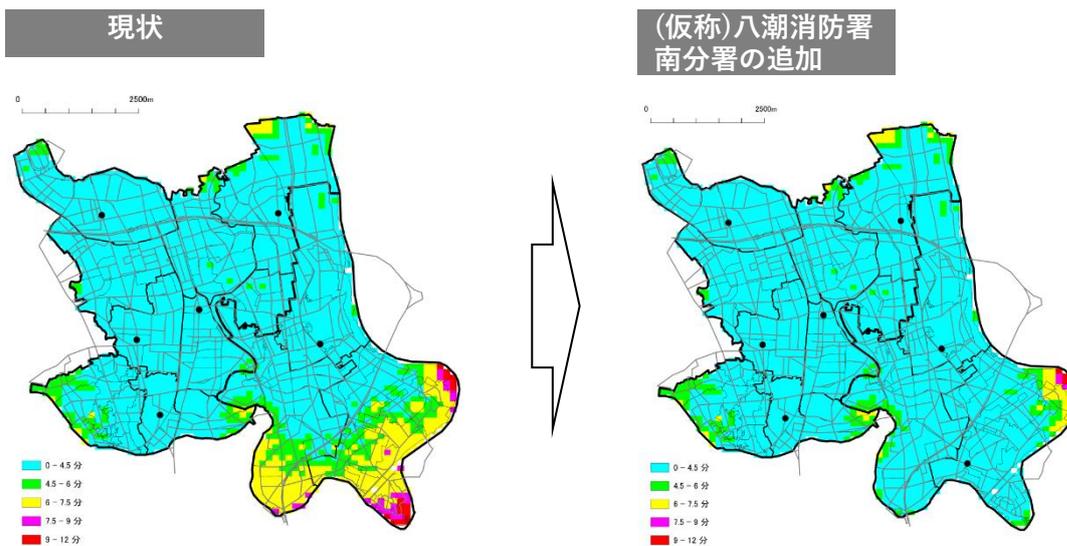
適正配置報告書において、八潮市の潮止橋以南の大瀬・古新田地区及び葛西用水以西の大曾根・浮塚地区を含む、八潮市の南部地域全体の運用効果が最大限発揮される理想的な位置として示された、八潮市茜町1丁目付近周辺のエリアを有力な候補地の一つとして、今後、関係機関等との連携・協調を図りつつ、住民への説明と理解を得ながら、整備に向けた各種検討及び取組を進めることとします。

また、草加消防署(消防局併設)再整備プロジェクトにおける八潮消防署との管轄区域の再編と八潮消防署の消防力の適正配置及び草加消防署谷塚ステーション分署化プロジェクトにおける、本組合管轄区域の南部地域全体を俯瞰した東西連携の強化を図るなど、消防戦術上の運用効果の向上を念頭に置き整備を進めます。

整備に当たっては、国や県等からの財政支援、構成市等の関係機関と十分に連携・調整を図った上で、取組を進めます。

●運用効果

図表 154 最先着ポンプ車の走行時間

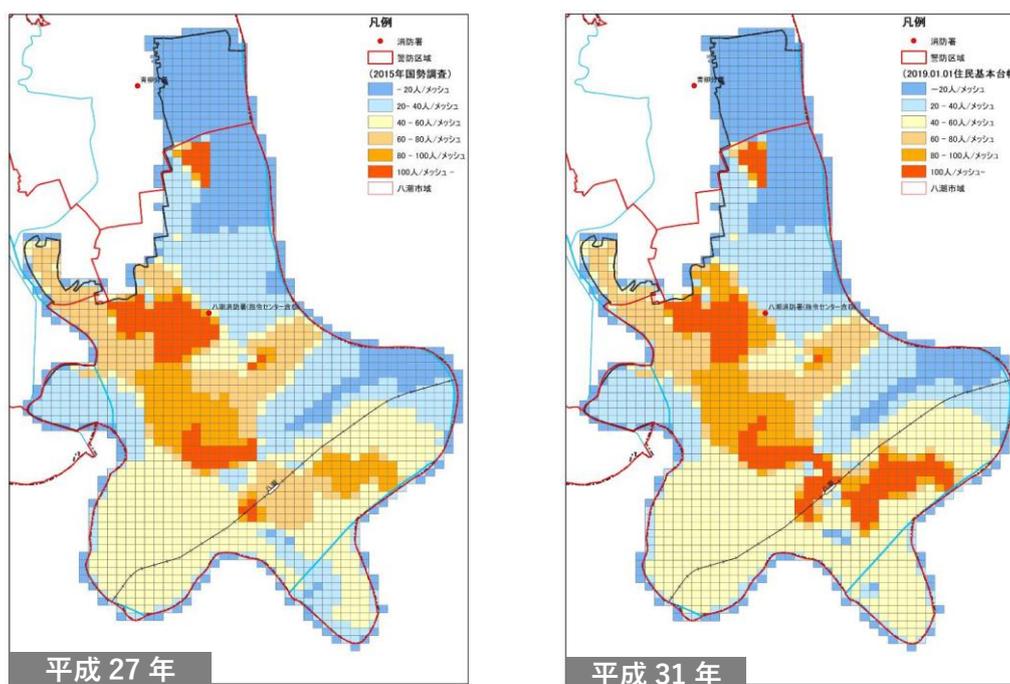


出典：草加八潮消防組合消防力適正配置等調査報告書

●八潮市の人口密度

八潮市では、2015年（平成27年）から2019年（平成31年）にかけて人口が増加しています。特に、つくばエクスプレス八潮駅周辺においてその傾向が顕著にみられます。当該地域においては、現在も土地区画整理事業による大規模な基盤整備が進められ、多くのマンションや住宅の建設、商業施設が整備されたことで、人口や交流人口の増加が続いています。

図表 155 八潮市人口密度（再掲）



出典：左・平成27年国勢調査、右・市内住所別人口統計表／八潮市 平成31年基準日1月1日

重点事業3

草加消防署谷塚ステーション分署化プロジェクト

①整備概要

消防需要に見合った適正な消防施設の規模や機能等に不均衡が生じている、草加消防署谷塚ステーションの施設機能の強化を図るため、分署として施設機能を昇華させるために必要な施設ハード面を再整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。

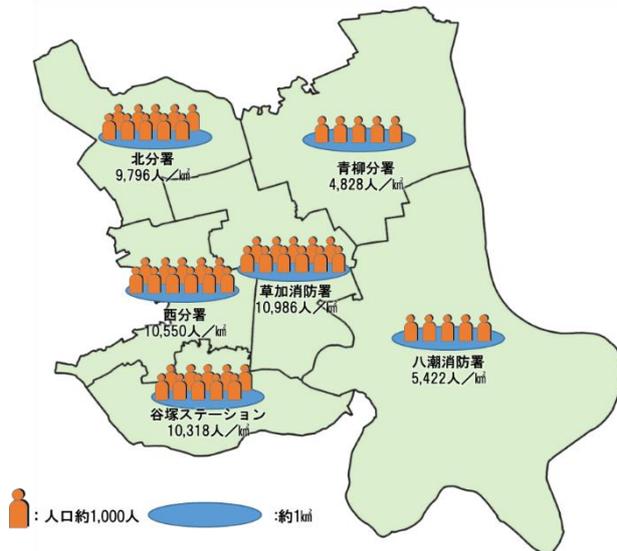


②整備に関する取組方針

既存施設は竣工年が比較的新しく、建物も良好な状態であることから、隣接地の公有地を有効活用した、既存施設でのリノベーションによる再整備の手法など、費用対効果の面から、可能な限り整備費用の縮減と抑制に努めた整備手法を検証した上で、事業実現の迅速性や費用対効果の観点から最良の整備方針を定め、取組を進めます。

また、(仮称)八潮消防署南分署が整備された場合には、本組合管轄区域の南部地域全体を俯瞰した東西連携の強化が図られるなど、消防戦術上の運用効果の向上を念頭に置きつつ、構成市等の関係機関と十分に連携・調整を図った上で、併設の草加市消防団第1分団第2部とも連携・協調を図りながら、再整備に向けた各種検討、取組を進めます。

図表 156 警防出動区域 人口密度 (再掲)



出典：草加市町名別住民基本台帳人口、市内住所別 人口
統計表／八潮市 基準日各年1月1日

図表 157 火災・救急事案件数

災害種別	火災件数 (件)		救急件数 (件/1 隊当たり)	
	2017	2018	2017	2018
年 (年中)				
草加消防署	7	8	1,004	1,124
西分署	8	8	1,557	1,709
青柳分署	11	7	1,844	1,864
北分署	12	9	2,626	2,187
谷塚 ST	6	10	2,139	2,241
八潮消防署	37	28	1,367	1,465
救急 ST	-	-	968	1,488

平成 30 年、令和元年消防年報

☆消防署所耐震化プロジェクト

重点事業4

草加消防署青柳分署再整備プロジェクト

①整備概要

施設の老朽化と耐震性能の基準を満たしていない、草加消防署青柳分署の施設機能の強化を図るため、第一線で消防活動を行うために必要な施設ハード面を再整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえ、より強固な災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。

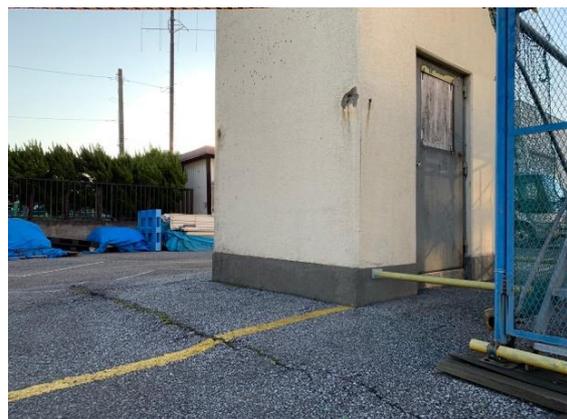


②整備に関する取組方針

再整備に当たっては、早期に建物の安全性を確保していく必要がある一方で、建物のライフサイクルコスト（施設の計画から解体までに掛かる費用の総額）の縮減など、長期的な視点に立った、最小の経費で最大の効果を挙げられることにも注視していく必要があります。

このことから、耐震化の実施方針に基づき、①既存施設の耐震補強、②既存施設の耐震補強と大規模改修、③建替えた場合の各整備費用のトータルコストを比較検証した上で、事業実現の迅速性や費用対効果の観点から最良の整備方針を定めるとともに、構成市等の関係機関と十分に連携・調整を図った上で、併設の草加市環境業務センターとも連携・協調を図りながら、再整備に向けた各種検討、取組を進めます。

図表 158 老朽化した施設



■第4章 課題と今後の取組

本計画ではこれまでに、第1章において本組合における消防力の現状と課題を整理した「施設白書」を、第2章において広域化後の管轄区域全体を俯瞰した最適な消防力を保持していくための「消防力の整備指針」を、第3章において消防力の運用効果を最大限発揮できる消防施設の適正配置や再編等を示した「消防施設整備計画」を整理しています。

本章では、本計画に示したこれら一連の取組に対する共通・関連した課題を改めて整理するとともに、着実に推進・実行していくための今後の取組方策をまとめます。

1 課題と今後の取組方策

① 財政負担の安定化と平準化

現在の本組合の消防力は、基本的に広域化前の両構成市の消防力を引き継いだ形で運用しています。一方、施設白書では、構成市全体で将来的な少子高齢社会と人口減少の進展が明らかとなり、その影響により、構成市における税収の増加が期待できず、構成市からの負担金を主な財源とする本組合の今後の消防力を維持していくための環境は一層厳しさを増すことが見込まれています。

このため、本組合における消防力の最重要課題である、広域化後の管轄区域全体を俯瞰した最適な消防力を保持していくこと、また、近年の複雑多様化する災害にも対応可能な消防力を確保していくためには、中長期的な視点で本組合の消防力の全体像を把握し、その整備時期を計画的に設定していくことで、構成市の財政負担の安定化と平準化につなげていくなど、今後は、限られた財源の中で効率的で効果的な消防行政の運営に一層努めます。

② 施設更新の必要性和適正配置の推進

火災、救助、救急などの消防活動の拠点となる消防署所等の消防施設は、平常時の業務活動に加え、地震等の大規模自然災害が発生した場合には、応急活動の中核施設としての重要な役割を果たすことから、災害に強い災害活動拠点づくりとして、その機能が継続して発揮できるよう、計画的に整備・配置していく必要があります。

しかしながら、本組合が所有する消防施設の中には、建物の老朽化や事務スペースの狭隘化が進み、災害活動拠点施設に求められる耐震性能の基準を満たしていない施設があるなど、施設更新の必要性が課題となっています。

また、広域化後は、両構成市境の解消に伴う管轄区域の適正化により、災害地点に最も近い消防署所からの出動が可能となり、現場到着までの時間の縮減が実現した地域がある一方で、一部時間の縮減が解消されていない地域も残されていること、消防需要に見合った適正な消防施設の規模や機能等に不均衡が生じていることなど、消防施設の適正配置や適切な消防活動に見合った施設再編の必要性が課題となっています。

このため、今後は、本計画に示した今後の消防施設の整備に関する基本的な考え方や取組の実施方針を踏まえ、消防施設の適正配置計画や保全計画に位置づけた施設整備に関する各種取組を適宜適切に取り組むとともに、施設整備計画の中でも特に先決すべき事案として重点事業に位置づけた各種施設整備のプロジェクトを着実に推進・実行します。

③ 人材の育成と能力の向上

施設白書で明らかになったとおり、本組合における消防職員の年齢構成には偏りがあり、将来的な消防需要の高まりを受け、今後においては、消防力の維持向上に必要かつ適正な数の人員を継続的に確保していくことが何よりも重要です。また、複雑多様化する消防活動に従事する消防職員は、消防に関する高度で専門的な知識・技術・能力等を体系的に習得し、その資質向上を継続的に図り、次世代に確実に継承していく必要があります。

このため、消防組織体制の充実強化を図るための新たな組織体制の再編に合わせた適正な数の消防職員を計画的に採用・確保するとともに、適応性に富んだ多様な人材能力の活用を図る観点から、女性職員や再任用職員等の活躍の場を広めるなど、生き生きと職務に従事できる職場環境づくりの整備も含め、今後、消防組織体制の中核となる消防職員の育成と能力の向上を図るための各種教育訓練等に取り組めます。

発行 草加八潮消防局 総務課

〒340-0012

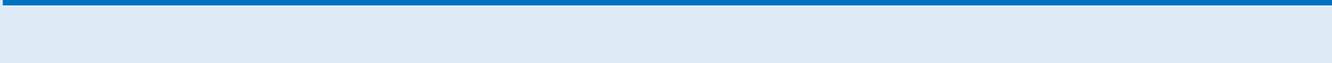
埼玉県草加市神明二丁目2番2号

電話 048-924-0119 (代)

FAX 048-928-8338

E-mail soumu@soka-yashio119.jp

URL <https://soka-yashio119.jp/>



草加八潮消防局
総務課 企画財政係
令和2年2月

